

第2章 指導要録抄本について

1 改訂の趣旨

指導要録の記載内容の変更及び抄本に対する変更意見を参考に、現行の抄本を改善した。

2 改訂栃木県案

新たな指導要録の様式を基に、指導上必要と思われる事項が記入できるものとする。

用紙の規格は、指導要録と同様にすべて日本産業規格A 4判縦型とし、紙質は45kg程度の上質紙とする。

3 取扱い

進学した児童生徒については、指導要録の抄本又は写しを作成し、毎年4月末日までに進学先の校長に送付する。

幼稚園や小学校等から送付を受けた抄本又は写しは、指導要録に準じて名列表(索引表)、表紙等を付してとじておく。児童生徒の転学によって送付を受けた写しも、このつづりにとじこむとともに、当該児童生徒の氏名を名列表(索引表)に書き加える。

児童生徒が転学した場合は、指導要録の抄本又は写しとともに、進学元(幼稚園、保育所、認定こども園、小学校、義務教育学校等)から送付を受けた指導要録の抄本又は写しも転学先の校長に送付することになるので、名列表(索引表)の訂正など所要の手続きをとるようにする。

4 記入上の注意

〔1〕 一般的事項

- (1) 指導要録の記載事項又はそのうちの必要事項を選んで記入する。
- (2) 記入の方法などについては、指導要録に準じる。

〔2〕 各教科の学習の記録

観点別学習状況及び評定については、指導要録の記載どおりに記入する。

〔3〕 道徳科の記録

学習状況や道徳性に係る成長の様子については、指導要録の記載どおりに記入する。

〔4〕 外国語活動の記録(小学校)

観点及び評価については、指導要録の記載どおりに記入する。

〔5〕 総合的な学習の時間の記録

学習活動、観点及び評価については、指導要録の記載どおりに記入する。

〔6〕 特別活動の記録

観点及び活動の状況については、指導要録の記載どおりに記入する。

〔7〕 行動の記録

行動の状況については、指導要録の記載どおりに記入する。

〔8〕 総合所見及び指導上参考となる諸事項のうちの必要事項

指導上参考となる諸事項の欄に記載されている事項のうち将来の指導上必要と思われる事項だけを記入する。また、小学校における第6学年及び中学校第3学年以外の学年の記載内容で、特に将来の指導上必要と思われる内容がある場合には、学年を明記して記入する。

なお、記入する事項のない場合には、斜線(右上り)を引く。

〔9〕 出欠の記録

各項目の日数は、指導要録の記載どおりに記入する。

「備考のうちの必要事項」には、将来の指導上必要と思われる事項を記入する。また、小学校第6学年、中学校第3学年及び義務教育学校第9学年以外の学年の記載内容で、将来の指導上特に必要と思われる内容がある場合には、学年を明記して記入する。

なお、記入する事項のない場合には、斜線(右上り)を引く。

小学校児童指導要録抄本

(日本産業規格A4縦型)

学 校 名		校長氏名印	
現 住 所		学級担任者氏名	
学 籍 の 記 録			
児 童	ふりがな氏名	性別	保 護 者 ふりがな氏名 現住所
	生年月日	平成 年 月 日生	
	現住所		
	卒業年月日	令和 年 月 日	
第 6 学 年 の 各 教 科 の 学 習 の 記 録			
I 観 点 別 学 習 状 況			II 評 定
教科	観 点	評 価	II 評 定
国 語	知識・技能		図 画 工 作 知識・技能 思考・判断・表現 主体的に学習に取り組む態度
	思考・判断・表現		
	主体的に学習に取り組む態度		
社 会	知識・技能		家 庭 知識・技能 思考・判断・表現 主体的に学習に取り組む態度
	思考・判断・表現		
	主体的に学習に取り組む態度		
算 数	知識・技能		体 育 知識・技能 思考・判断・表現 主体的に学習に取り組む態度
	思考・判断・表現		
	主体的に学習に取り組む態度		
理 科	知識・技能		外 国 語 知識・技能 思考・判断・表現 主体的に学習に取り組む態度
	思考・判断・表現		
	主体的に学習に取り組む態度		
音 楽	知識・技能		
	思考・判断・表現		
	主体的に学習に取り組む態度		
第 6 学 年 の 特 別 の 教 科 道 徳 の 記 録		第 6 学 年 の 総 合 的 な 学 習 の 時 間 の 記 録	
学習状況及び道徳性に係る成長の様子		学 習 活 動	観 点
			評 価
第 6 学 年 の 特 別 活 動 の 記 録		第 6 学 年 の 出 欠 の 記 録	
内 容	観 点	評 価	授業日数
学級活動			出席停止・忌引等の日数
児童会活動			出席しなければならぬ日数
クラブ活動			欠席日数
学校行事			出席日数
備 考 の う ち の 必 要 事 項			
第 6 学 年 の 行 動 の 記 録		第 6 学 年 の 総 合 所 見 及 び 指 導 上 参 考 と なる 諸 事 項 の うち の 必 要 事 項	
項 目	評 価	項 目	評 価
基本的な生活習慣		思いやり・協力	
健康・体力の向上		生命尊重・自然愛護	
自主・自律		勤労・奉仕	
責任感		公正・公平	
創意工夫		公共心・公德心	

中学校生徒指導要録抄本

(日本産業規格A4縦型)

学 校 名					校 長 氏 名 印						
現 住 所					学 級 担 任 者 氏 名						
学 籍 の 記 録											
生 徒	ふ り が な 氏 名				性 別		ふ り が な 氏 名				
	生 年 月 日	平成	年	月	日	生	保 護 者				
	現 住 所										
	卒 業 年 月 日	令和	年	月	日	現 住 所					
第 3 学 年 の 各 教 科 の 学 習 の 記 録											
I 観 点 別 学 習 状 況					II 評 定	I 観 点 別 学 習 状 況					II 評 定
教 科	観 点			評 価		教 科	観 点			評 価	
国 語	知識・技能					保 健 体 育	知識・技能				
	思考・判断・表現						思考・判断・表現				
	主体的に学習に取り組む態度						主体的に学習に取り組む態度				
社 会	知識・技能					技 術 ・ 家 庭	知識・技能				
	思考・判断・表現						思考・判断・表現				
	主体的に学習に取り組む態度						主体的に学習に取り組む態度				
数 学	知識・技能					外 国 語	知識・技能				
	思考・判断・表現						思考・判断・表現				
	主体的に学習に取り組む態度						主体的に学習に取り組む態度				
理 科	知識・技能										
	思考・判断・表現										
	主体的に学習に取り組む態度										
音 楽	知識・技能					第 3 学 年 の 特 別 の 教 科 道 徳 の 記 録					
	思考・判断・表現					学習状況及び道德性に係る成長の様子					
	主体的に学習に取り組む態度										
美 術	知識・技能					第 3 学 年 の 特 別 活 動 の 記 録					
	思考・判断・表現					内 容					
	主体的に学習に取り組む態度					観 点					
第 3 学 年 の 総 合 的 な 学 習 の 時 間 の 記 録					第 3 学 年 の 特 別 活 動 の 記 録						
学 習 活 動		観 点		評 価	内 容		観 点		評 価		
					学級活動						
					生徒会活動						
					学校行事						
第 3 学 年 の 行 動 の 記 録											
基本的な生活習慣	健康・体力の向上	自主・自律	責任感	創意工夫	思いやり・協力	生命尊重・自然愛護	勤労・奉仕	公正・公平	公共心・公德心		
第 3 学 年 の 出 欠 の 記 録					第 3 学 年 の 総 合 所 見 及 び 指 導 上 参 考 と なる 諸 事 項 の うち の 必 要 事 項						
授業日数	出席停止・忌引等の日数	出席しなければならぬ日数	欠席日数	出席日数							
備 考 の うち の 必 要 事 項											

第3章 指導要録の記入Q & A

1 取扱い

Q 1 指導要録の写しの作成に複写機を使ってもよいでしょうか。また、その際、用紙の大きさを変えてもよいでしょうか。

A 現在の複写機の性能から考えると、写しの作成に用いることは原則としては差し支えありません。ただし、複写する際の指導要録の取扱いや、保存年限を考えた用紙の選択などの配慮が必要です。また、写しの作成に用いる用紙の大きさは、原本と同じものとするのが基本です。

Q 2 指導要録の記載事項について、生徒本人や他の機関から照会があった場合は提供してよいのでしょうか。

A ① 本人から開示の要求があった場合

指導要録は、学校教育法施行規則第24条第1項(P.63)に規定されるとおり、学校に備えなければならない表簿であり、学校が保有する個人情報です。開示の要求があった場合の具体的な取扱いについては、様式や記載事項等を決定する権限を有する各市町教育委員会において、条例や規則等に基づき判断することになります。

② 他の機関から照会があった場合

指導要録は、児童生徒の学籍並びに指導の過程及び結果の要約を記録し、その後の指導及び外部に対する証明等に役立たせるための原簿となるものですが、もともと児童生徒の関係する学校以外には部外秘のものです。したがって、外部に対する証明等に当たっては、その使途や本人に対する利益、不利益等を十分に考慮して慎重に取り扱う必要があります。

つまり、回答書や証明書の作成には、照会の趣旨等を十分に確認した上で、その目的に応じて必要最小限の事項を記載するような配慮が必要です。

なお、市町の個人情報保護条例の実施機関である市町立小・中・義務教育学校が、例えば県の個人情報保護条例の実施機関である県立高等学校に法令で定められた写し又は抄本以外の個人の情報を提供する場合には、本人又は保護者の承諾が必要となるなどの制限が付くことがあります。

また、私立の幼稚園等、市町の個人情報保護条例の実施機関となっていない機関等に対し、情報の提供を求めることができない場合もあるので注意が必要です。

Q 3 長期欠席等により原級留置となった場合、指導要録は、どのように処理すればよいのでしょうか。

A 同じ学年について、再度記入することは困難であるため、新たな指導要録を作成することになります。その際、元の指導要録の当該学年の「総合所見及び指導上参考となる諸事項」の欄に、「原級留置」、「原級留置とした年月日（通常は学年末である〇〇年3月31日）」、「原級留置とする学年」、「事由（例：入院による長期欠席のため）」を記入します。

また、新しく作成した指導要録には、児童生徒氏名等の必要最小限の事項を記入するとともに、当該学年の「総合所見及び指導上参考となる諸事項」の欄に、「原級留置をする学年」と「原級留置を決定した年月日」を記入し、その学年に関する事項を記録していくことになります。

なお、原級留置までの記録が記入された指導要録は、新たに作成したものと併せてとじておくようにします。

また、名列表(索引表)については、その学級に所属していた児童生徒の異動を明確にするために、氏名を朱一本線で消除し、「転学・退学の年月日」の欄に年度末の年月日を、「事由」として「原級留置」を記入します。

Q 4 B小学校に第2学年まで在籍していて、第3～4学年を海外の現地校に在籍していた児童が、B小学校（第2学年まで在籍していた学校）に再度編入学してきました。B小学校は、当該児童の指導要録を新たに作成する必要はあるのでしょうか。

A 新たに作成する必要はありません。B小学校に保存されている第2学年まで記載のある指導要録に第5学年からの記録を記載してください。

なお、健康診断票に関しても同様です。

（指導要録の手引 P. 3 「(7)編入学等の場合 ア, (8)保存期間 ア」参照）

2 記入一般

Q 5 指導要録の欄によって、ゴム印による押印やパソコンの文書作成ソフト等による記入は可能でしょうか。その際、どのようなことに配慮したらよいでしょうか。

A 基本的には定められた期間の保存が可能であれば、ゴム印やパソコンの文書作成ソフト等を使用しても問題はありません。

つまり、ゴム印やパソコンの文書作成ソフト等が問題なのではなく、インクやトナー等が20年という期間の保存に耐えられるかということが問題となります。

また、欄によってゴム印を使用してはならないというようなことはありませんが、指導要録の活用を考えれば、学校内では統一することが望ましいと思われまます。

なお、パソコンの文書作成ソフト等により記入する際は、特に次のようなことに配慮する必要があります。

- ① プリンタの紙づまり等により指導要録が破損することのないよう、十分注意する。
- ② 別の児童生徒の指導要録に印刷することのないよう、十分に確認する。
- ③ 指導要録に記入するために作成したデータの取扱いは、指導要録と同様の配慮をする。

3 児童生徒氏名

Q 6 編入学してきた外国人児童生徒の氏名は、どのように表記したらよいでしょうか。

A 学齢簿に準じるものに基づいて氏名を表記するようにします。学齢簿に準じるものを作成していない場合には、在留カード、特別永住者証明書又は住民票に記載された氏名を表記するようにします。ただし、教育委員会及び学校は在留カードまたは特別永住者証明書の提示を強要することはできませんので、任意で提示してもらおうようにします。

なお、通称名を使用する場合は本名の下に、括弧書きで通称名を記入します。

また、ふりがなについては、発音に最も近い形で、本名、通称名ともに記入しておく必要があります。

4 保護者

Q 7 父母が外国に転勤したため、祖父母の家から通っている児童生徒の保護者は、どのように記入すればよいのでしょうか。

A 学校教育法第16条に「保護者（子に対して親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。以下同じ。）は…」とあるので、学齢簿、指導要録の保護者氏名はこれに従って記入します。

つまり、住所が異なっても、保護者の欄には、法律上の親権者（この場合、外国に転勤した父母のうち親権を有する者）を記入することとなります。

なお、児童生徒の指導上、児童生徒と祖父母との関係などを明確にしておく必要がある場合には、「総合所見及び指導上参考となる諸事項」の欄に記入しておきます。

5 転入学

Q8 D小学校の3年生に在学していたある児童が、保護者の転勤のために他県のE小学校に転学しました。最後に登校したのは令和2年10月15日でしたが、E小学校より、令和2年10月18日に受け入れたとの連絡がありました。このような場合、転学・退学の欄にはどのように記入すればよいのでしょうか。

A 転学・退学等の欄には、転学のために学校を去った年月日（出校した最後の日）をこの欄の上部括弧内にまた、下部には転学先の学校が受け入れた年月日の前日を記入し、その下の余白に転学先の学校名、所在地、転入学年及びその事由等を記入することとなっていますので、D小学校の指導要録は図1のようになり、E小学校の指導要録は図2のようになります。

なお、10月15日と10月17日の間は、一般には、転居等の都合によりその児童に授業を課する事が不可能な日であり、この期間は授業を行わない日とみなされ、たとえ授業があったとしても、それは授業日数として数えないこととなります。

図1 D小学校の指導要録

転学・退学等	(令和2年10月15日)
	令和2年10月17日
	◇◇◇県◇◇市立 E 小学校 第3学年
	◇◇◇県◇◇市◇◇町◇◇ 転居のため

図2 E小学校の指導要録

転入学	令和2年10月18日
	△△県△△市立 D 小学校 第3学年
	△△県△△市△△町△△ 転居のため

長期欠席していた児童生徒が転学する場合など、転学のために学校を去った年月日が不明な場合は、相手の学校が受け入れた日の前日から、転居に要した日数を差し引いた年月日を学校を去った日として、括弧内に記入することが望ましいと思われます。

なお、年度末に児童生徒が転学する場合、手続きが遅れると、転学したはずの児童生徒が、新しい学年に所属していたことになってしまいます。転学の際には、年度が変わる前に手続きをするよう保護者に依頼しておくことも大切です。

Q9 配偶者からの暴力の被害者の子どもが、住民登録をしないで転入学した場合、指導要録の取扱いや配慮事項は、どのようにすればよいのでしょうか。

A (1) 指導要録の取扱い

配偶者からの暴力の被害者の子どもの就学を住民票なしに受け入れた場合、当該市町教育委員会は、学齢簿に記載したり、前住所地の教育委員会に対して学齢簿に記載した旨を通知したりするなど、就学手続をとることになります。

転学先の学校は、市町教育委員会が編製した学齢簿に従い、当該児童生徒の指導要録を作成し、必要事項を記入します。

転出元の校長は、転学先の学校に写しを送付します。

(2) 配慮事項

配偶者からの暴力の被害者の子どもについては、転学した児童生徒の指導要録の記述を通じて、転学先の学校名や所在地等の情報が配偶者（加害者）に伝わることを懸念されるため、配偶者からの暴力の被害者の子どもの就学であることを関係者間で共有するとともに、情報を知り得る者については必要最小限の範囲に制限するなど、情報を特に厳重に管理した上で、転出元の学校から転学先の学校へ児童生徒の指導要録の写しを送付するようにします。

なお、当該児童生徒に関する転学先や居住地等の情報の管理については、各地方公共団体の個人情報保

護条例等に則り、配偶者暴力相談支援センターや福祉部局等との連携を図りながら、厳重に管理してください。特に、指導要録の開示請求については、配偶者からの暴力の被害者の子どもの特別な事情があることを十分認識した上で、慎重に対応することが重要です。

(指導要録の手引 P.80～82「配偶者からの暴力の被害者の子どもの就学について」参照)

6 校長氏名印、学級担任者氏名印

Q10 年度途中などで学級担任が代わる場合の記入の仕方は、どのようにすればよいのでしょうか。

- A 基本的には、次のようなことに注意して記入してください。
- (1) その年度において（4月1日から翌年の3月31日まで）、担任が不在の期間は作ってはならない。
 - (2) 担任が変更になった場合は、下に新たな担任名を記入し、変更の年月日を括弧書きする。その際、前の担任名は消除せず、変更の理由を記入する必要もない。
 - (3) 育休補充教員が担任する場合など、正式な担任がいてその代わりにの者が担任する際は、正式な担任名を記入し、その下に補充教員名を記入する。その際、氏名の最初に（産・補）等補充教員であることを明記するとともに、担任する期間を括弧で記入する。
 - (4) 同一教員が、連続しない複数の期間担任する場合は、氏名を2度記入する必要はない。担任した期間を複数回括弧で記入する。
 - (5) 押印は、学年末や転学・退学等指導要録の記入が完結する際に担任している者が行う。

問題となりやすいものを例示すると、次のようになります。

例1 担任（足利愛子）の育休補充教員（栃木望）が4月1日より担任する場合

年 度	令和2年度	令和3年度
区分 \ 学年	1	2
校長氏名印	宇 都 宮 誠	
学級担任者 氏 名 印	足 利 愛 子 (育・補) 栃 木 望 (4.1～6.25)	

たとえ4月1日より育休補充教員が担任するとしても、最初に正式な担任名を書き、その下に育休補充教員の名前を記入します。担任が学校に復帰した場合、再度名前を記入する必要はありません。

例2 欠員補充の教員（鹿沼未来）が4月2日に辞令の発令があり、赴任した場合

年 度	令和11年度	令和12年度
区分 \ 学年	1	2
校長氏名印	宇 都 宮 誠	
学級担任者 氏 名 印	佐 野 夢 子 鹿 沼 未 来 (4.2)	

当該学級の児童生徒の所属する学級には、担任がいるはずですが。

そこで、4月1日のみの担任として、この場合は教務主任である佐野夢子の氏名を記入し、4月2日に担任名を鹿沼未来に変更して記入することとなります。

7 指導に関する記録

Q11 不登校によりほとんど出席していない児童生徒に対し、指導の記録はどのように記入したらよいでしょうか。

A 学年の課程修了、卒業認定の関係もあるので、「長欠のため評定せず」、「長欠のため記載せず」等とすることは好ましいことではありません。

不登校等の特別の事情により登校できない児童生徒については、その成長を温かく見守っていくという基本的な視点に立ち、家庭訪問等の個別指導や適応指導教室等との情報交換などを通して、当該児童生徒の学習状況、生活状況等の情報の収集に努め、学級担任の個人的判断ではなく、学校としての判断に基づき記入します。

また、「総合所見及び指導上参考となる諸事項」の欄には、長期欠席という事実を記入するほか、児童生徒の長所を可能な限り記載するよう心掛けることが大切です。

なお、下記の取扱いの際の指導要録の様式等については、「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について」（平成31年3月29日付・30文科初第1845号）を踏まえ、出席日数の内数として出席扱いとした日数及び児童生徒が通所又は入所した学校外の施設名を記入します。その際、備考欄に、「出席扱い〇〇日（□□町□□教室）」と出席扱いとした日数及び児童生徒が通級又は入所した学校外の施設名と所在市町名（県外の施設の場合は都道府県名）を記入します。

① 不登校児童生徒が教育支援センターや民間施設等の学校外の施設において相談・指導を受けるとき

一定の要件を満たすとともに、当該施設における相談・指導が不登校児童生徒の社会的な自立を目指すものであり、かつ、不登校児童生徒が現在において登校を希望しているか否かにかかわらず、不登校児童生徒が自ら登校を希望した際に、円滑な学校復帰が可能となるよう個別指導等の適切な支援を実施していると評価できる場合、校長は指導要録上出席扱いとすることができます。

② 不登校児童生徒が自宅においてICT等を活用した学習活動を行うとき

当該児童生徒が在籍する学校の長は、一定の要件を満たすとともに、その学習活動が、当該児童生徒が現在において登校を希望しているか否かにかかわらず、自ら登校を希望した際に、円滑な学校復帰が可能となるような学習活動であり、かつ、当該児童生徒の自立を助けるうえで有効・適切であると判断する場合に、指導要録上出席扱いとすること及びその成果を評価に反映することができます。

上記①、②の際には、設置者である教育委員会と十分な連携をとり、適切に判断し対応する必要があります。

[参考資料]

- ・不登校児童生徒への支援の在り方について（通知）
（令和元年10月25日 文科初第698号 文部科学省初等中等教育局長通知）
- ・小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について
（平成31年3月29日 30文科初第1845号 文部科学省初等中等教育局長通知）
- ・義務教育の段階における普通教育に相当する教育機会の確保等に関する法律の公布について（通知）
（平成28年12月22日 28文科初第1271号 文部科学省初等中等教育局長通知）
- ・義務教育の段階における普通教育に相当する教育機会の確保等に関する基本指針の策定について（通知）
（平成29年4月4日 28文科初第1852号 文部科学省初等中等教育局長通知）

Q12 非常時に臨時休業又は出席停止等によりやむを得ず学校に登校できない児童生徒に対し、オンラインを活用した指導を行った場合、指導要録上どのように記録するのでしょうか。

A 非常時に臨時休業又は出席停止等によりやむを得ず学校に登校できない児童生徒については、指導要録の「出欠の記録」において、登校できなかった日数は「欠席日数」として記録しないこととされています。

その上で、以下の①又は②の方法によるオンラインを活用した学習の指導（オンラインを活用した特例の授業）を実施したと校長が認める場合には、指導要録の指導に関する記録の別記として、非常時にオンラインを活用して実施した特例の授業等の記録について学年ごとに作成します。

- ① 同時双方向型のオンラインを活用した学習指導
- ② 課題の配信・提出、教師による質疑応答及び児童生徒同士の意見交換をオンラインを活用して実施する学習指導（オンデマンド動画を併用して行う学習指導等を含む）

Q13 様式2（指導に関する記録）別記は、在籍する児童生徒全員について作成するのでしょうか。

A 非常時において、一定の期間児童生徒がやむを得ず学校に登校できない場合などにも、例えば同時双方向のウェブ会議システムを活用するなどして、指導計画等を踏まえた教師による学習指導と学習状況の把握を行うことが重要です。

このことを踏まえ、様式2（指導に関する記録）別記は、オンラインを活用した学習の指導（オンラインを活用した特例の授業）を実施した児童生徒について作成します。

[参考資料]

- ・感染症や災害の発生等の非常時にやむを得ず学校に登校できない児童生徒の学習指導について
（令和3年2月19日 2文科初第1733号 文部科学省初等中等教育局長通知）

8 出欠の記録

Q14 「出席停止や忌引等」と、「出席扱い」の区別がつきません。どのような場合に、出席停止となるのでしょうか。また、その場合の記入の仕方はどのようにすればよいのでしょうか。

A 事例ごとに説明します。

(1) 出席停止等

ア 学校教育法第35条による出席停止の場合

次に掲げる行為の一又は二以上を繰り返す等性行不良であって他の児童生徒の教育に妨げがあると認める児童生徒について、その保護者に対し市町村教育委員会が出席停止を命じた場合。

- 一 他の児童生徒に傷害、心身の苦痛又は財産上の損失を与える行為
- 二 職員に傷害又は心身の苦痛を与える行為
- 三 施設又は設備を損壊する行為
- 四 授業その他の教育活動の実施を妨げる行為

この場合、命じられた期間は出席停止となりますので、出欠の記録の備考の欄に「出席停止〇〇日（性行不良のため）」と記述することとなります。

イ 学校保健安全法第19条による出席停止の場合

感染症にかかっているか、あるいはかかっている疑いがあり、又はかかるおそれのある児童生徒に対し校長が出席停止を指示した場合。

この場合、指示された期間は出席停止となりますので、出欠の記録の備考の欄に、「出席停止〇〇日（病名）」と記述することとなります。

この場合、感染症と診断されてからの期間を出席停止とするのではなく、医師の判断により、必要に応じて病欠欠席開始日にさかのぼって出席停止とすることが望ましいと考えます。

ウ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第19条、第20条、第26条及び第46条による入院の場合

一類感染症等のまん延を防止するために、都道府県知事から特定感染症指定医療機関等への入院を勧告された場合。

この場合、入院している期間は出席停止となりますので、出欠の記録の備考の欄に「出席停止〇〇日（病名）」と記述します。

エ 学校保健安全法第20条により、臨時に学年の中の一部の休業を行った場合

流感などにより臨時に学級休業を行った場合、その日数は出席停止・忌引等の欄に記入することとなります。ただし、全ての学級が学級休業をした場合は、その日数は授業日数として計上しないことに注意してください。これは、授業日数が、児童生徒の属する学年について授業を実施した年間の総日数であり、同一学年の授業日数は原則として同日数となるためです。

したがって、次のような場合が考えられます。

(ア) 1学年が2学級ある学年で、全ての学級が同時に3日間学級休業（学年休業）した場合

この場合は、各学級とも、授業日数を3日減らして記入します。

(イ) 1学年が2学級ある学年で、1組は1月10日～11日の2日間、2組は1月12日～14日の3日間学級休業した場合

この場合は、1月10日～11日に1組が学級休業していた場合でも、2組は授業を行っていたので、授業日数として計上する必要があります。そこで、学級休業していた日は、全て出席停止・忌引き等の日数となります。

1組の指導要録の備考の欄には「出席停止等2日（学級休業のため）」と記入することとなります。

(ウ) 1学年が2学級ある学年で、1組は1月10日～11日の2日間、2組は1月11日～13日の3日間学級休業した場合

この場合は1月11日が問題となります。この日は全ての学級が同時に学級休業（学年休業）したこととなりますので、各学級とも、授業日数を1日減らして記入します。

そして、1組は1月10日の1日を、2組は1月12日～13日の2日を出席停止・忌引き等の欄に記入することとなります。

オ 学校教育法施行規則第63条により、校長が授業を行わないとした場合

大雨や洪水などにより、登校が困難となった場合などが考えられます。この場合は、流感（インフルエンザ等）などによる学級休業と同じ扱いとなりますので注意してください。

すなわち、大雨などにより、学校あるいは同一学年の全てが臨時休業となった場合は、授業日数から除くこととなります。しかし、橋が通れなくなった等の理由により、一部の児童生徒のみ登校できなかった日は、出席停止・忌引き等の日数となり、出欠の記録の備考の欄には「出席停止等〇〇日（大雨のため）」と記入します。

カ 児童生徒の自宅が火災や浸水の被害を受け登校できなくなった場合

このような場合、登校できなくなったのは児童生徒や保護者の責任ではないため、校長は出席しなくてもよい日数として認めることができます。そして、この日数を出席停止・忌引き等の欄に記入し、備考には「出席停止等〇〇日（自宅火災のため）」など、出席しなくてもよい日とした理由を簡潔に記入しておきます。

キ 高等学校等の入学試験を受験した場合

この場合も、登校できなかったのは児童生徒の責任ではないため、校長が出席しなくてもよいと判断すれば出席停止・忌引き等の日数に含めることができます。小学生が私立中学校を受験したり、中学生が就職試験などを受けたりする場合も同様です。

この場合、出欠の記録の備考の欄には「出席停止等〇〇日（入学試験のため）」と記入しておきます。

ク 少年鑑別所・児童相談所へ一時保護された場合

補導された場合も含めて、自分の意思によらず出席できない状況にあるわけですから、出席停止・忌引き等の日数に含めることとなります。

その際、備考への記入は、「出席停止等〇〇日（少年鑑別所収容、警察署拘置のため等）」となります。児童生徒に対する教育的配慮から、このような事実を記入しないという考え方もありますが、指導要録がもつ、指導の過程及び結果の要約を記録しその後の指導等に生かすための原簿という役割から、少年鑑別所への収容などの重要な事実は記録として残す必要があります。

(2) 忌引

忌引の場合、出欠の記録の備考の欄には「忌引〇〇日（親族の続柄）」と記入します。

(3) 出席扱い

ア 海外の姉妹都市との交流のため旅行した場合

この行事について、校長が教育的に参加するに値すると判断すれば、出席扱いとすることができます。

この場合は、備考の欄には「出席扱い〇〇日（姉妹都市交流活動）」など出席扱いとした日数と、どのような活動であったかを簡潔に記入しておきます。

イ 児童生徒がコンクールや大会に参加した場合

出席扱いとすることができるものとして、上記「ア」以外に、児童生徒がコンクールや発表会、それらの表彰式などに参加する場合がありますが、原則として次のような条件を満たすものでなければなりません。

- (ア) 家庭や個人の参加ではなく、学校、学年等の団体としての参加であること。
- (イ) 市町教育委員会が主催した事業等に学校代表としての参加であること。
- (ウ) 数人の参加であるが、学校の責任のもとに教員が引率したものであること。（芸術祭、音楽祭、陸上競技大会、野球大会等の各種大会等に参加する場合等）
- (エ) 本来ならば学校の教員が引率することが望ましいが、都合により引率できないと校長が判断した場合であること。（ボランティア活動、各種表彰式等）

なお、上記のような条件を満たすもので出席扱いとした場合は、児童生徒が出席していなかった日数を明確にするために、全て備考の欄にその日数と、活動を記入しておく必要があることはいうまでもありません。

また、個人的にボランティア活動に参加した場合は、上の条件を満たしてはいません。ただし、その意義などを考え、やむを得ないと校長が判断すれば、出席停止・忌引き等の日数として扱うことができます。この場合、出欠の記録の備考の欄には「出席停止等〇〇日（ボランティア活動参加のため）」と記入することになります。

ウ 不登校児童生徒が教育支援センターや民間施設等の学校外の施設において相談・指導を受ける場合

(指導要録の手引 P.75～76「別記1」参照)

(4) その他

ア 保護者の海外出張に同伴し、数か月間渡航していた場合

渡航先で地元の学校に在学した場合でも、本人の住所は移しておらず、学齢簿もそのままであれば、欠席となります。

ただし、帰国の予定がわからず、帰国した際に住所を変更する予定である場合等は、一度退学し、帰国した際に編入学することとなります。

イ 少年院等に入院した場合

少年院等に入院した場合、在院期間が長期にわたることから、就学義務を履行しているとはいえないため、就学義務の猶予・免除の措置をとるべきです。そのため、指導要録では、在学しない者として取り扱うこととなり、転学・退学等の欄に、学校長が在学しない者と認めた年月日を上部括弧内に記入しその事由等を余白に記入します。出欠の欄には、在学しない者と認めた日（この日を含む）までの出欠の状況を記入します。

ただし、少年院において、少年院法第26条第1項に基づき、教科書を用いて学校教育に準ずる内容の教科指導が行われていることに鑑み、児童生徒が出院後に、円滑に学校に復学できるようにする観点から、入院前に当該児童生徒が通学していた学校が、少年院との連携の下、少年院における学習の状況等を適切に把握していると判断する場合は、保護者は教育委員会に就学義務の猶予又は免除の願い出をする必要はなく、在院中も引き続き入院前に通学していた学校に在籍することができます。入院前に通学していた学校における在籍が継続する場合、当該学校は少年院において矯正教育を受けた日数について指導要録上出席扱いとすることができるので、当該矯正教育において行った学習の評価を適切に行い、指導要録に記入することができます。

なお、指導要録上出席扱いとした場合、指導要録においては、「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について（通知）」（平成31年3月29日付・30文科初第1845号）を踏まえ、出席日数の内数として出席扱いとした日数及び当該施設において学習活動を行ったことを記入することとなります。

1 学校教育法

(昭和22年3月31日法律第26号, 平成30年6月改正)

第16条 保護者（子に対して親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。以下同じ。）は、次条に定めるところにより、子に九年の普通教育を受けさせる義務を負う。

第17条 保護者は、子の満六歳に達した日の翌日以後における最初の学年の初めから、満十二歳に達した日の属する学年の終わりまで、これを小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部に就学させる義務を負う。ただし、子が、満十二歳に達した日の属する学年の終わりまでに小学校の課程、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の課程を修了しないときは、満十五歳に達した日の属する学年の終わり（それまでの間においてこれらの課程を修了したときは、その修了した日の属する学年の終わり）までとする。

2 保護者は、子が小学校の課程、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の課程を修了した日の翌日以後における最初の学年の初めから、満十五歳に達した日の属する学年の終わりまで、これを中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の中学部に就学させる義務を負う。

3 前二項の義務の履行の督促その他これらの義務の履行に関し必要な事項は、政令で定める。

第18条 前条一項又は第二項の規定によつて、保護者が就学させなければならない子（以下それぞれ「学齢児童又は「学齢生徒」という。）で、病弱、発育不完全その他やむを得ない事由のため、就学困難と認められる者の保護者に対しては、市町村の教育委員会は、文部科学大臣の定めるところにより、同条第一項又は第二項の義務を猶予又は免除することができる。

第35条 市町村の教育委員会は、次に掲げる行為の一又は二以上を繰り返す等性行不良であつて他の児童の教育に妨げがあると認める児童があるときは、その保護者に対して、児童の出席停止を命ずることができる。

- 一 他の児童に傷害、心身の苦痛又は財産上の損失を与える行為
- 二 職員に傷害又は心身の苦痛を与える行為
- 三 施設又は設備を損壊する行為
- 四 授業その他の教育活動の実施を妨げる行為

2 市町村の教育委員会は、前項の規定により出席停止を命ずる場合には、あらかじめ保護者の意見を聴取するとともに、理由及び期間を記載した文書を交付しなければならない。

3 前項に規定するもののほか、出席停止の命令の手續に関し必要な事項は、教育委員会規則で定めるものとする。

4 市町村の教育委員会は、出席停止の命令に係る児童の出席停止の期間における学習に対する支援その他の教育上必要な措置を講ずるものとする。

第49条 第30条第2項、第31条、第34条、第35条及び第37条から第44条までの規定は、中学校に準用する。

第49条の8 第30条第2項、第31条、第34条から第37条まで及び第42条から第44条までの規定は、義務教育学校に準用する。

2 学校教育法施行令

昭和28年10月31日政令第340号, 平成30年12月改正)

(学齢簿の編製)

第1条 市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会は、当該市町村の区域内に住所を有する学齢児童及び学齢生徒（それぞれ学校教育法、以下「法」という。第18条に規定する学齢児童及び学齢生徒をいう。

以下同じ。)について、学齢簿を編製しなければならない。

- 2 前項の規定による学齢簿の編製は、当該市町村の住民基本台帳に基づいて行なうものとする。
- 3 市町村の教育委員会は、文部科学省令で定めるところにより、第1項の学齢簿を磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）をもって調製することができる。
- 4 第1項の学齢簿に記載（前項の規定により磁気ディスクをもって調製する学齢簿にあつては、記録。以下同じ。）をすべき事項は、文部科学省令で定める。

第2条 市町村の教育委員会は、毎学年の初めから五月前までに、文部科学省令で定める日現在において、当該市町村に住所を有する者で前学年の初めから終わりまでの間に満六歳に達するものについて、あらかじめ、前条第1項の学齢簿を作成しなければならない。この場合においては、同条第2項から第4項までの規定を準用する。

第3条 市町村の教育委員会は、新たに学齢簿に記載をすべき事項を生じたとき、学齢簿に記載した事項に変更を生じたとき、又は学齢簿の記載に錯誤若しくは遺漏があるときは、必要な加除訂正を行わなければならない。

（児童生徒等の住所変更に関する届出の通知）

第4条 第2条に規定する者、学齢児童又は学齢生徒（以下「児童生徒等」と総称する。）について、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第22条又は第23条の規定による届出（第2条に規定する者にあつては、同条の規定により文部科学省令で定める日の翌日以後の住所地の変更に係るこれらの規定による届出に限る。）があつたときは、市町村長（特別区にあつては区長とし、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市にあつては区長又は総合区長とする。）は、速やかにその旨を当該市町村の教育委員会に通知しなければならない。

（学校廃止後の書類の保存）

第31条 公立又は私立の学校（私立の大学及び高等専門学校を除く。）が廃止されたときは、市町村又は都道府県の設置する学校（大学を除く。）については当該学校を設置していた市町村又は都道府県の教育委員会が、市町村又は都道府県の設置する大学については当該大学を設置していた市町村又は都道府県の長が、公立大学法人の設置する学校については当該学校を設置していた公立大学法人の設立団体（地方独立行政法人法第6条第3項に規定する設立団体をいう。）の長が、私立の学校については当該学校の所在していた都道府県の知事が、文部科学省令で定めるところにより、それぞれ当該学校に在学し、又はこれを卒業した者の学習及び健康の状況を記録した書類を保存しなければならない。

3 学校教育法施行規則

（昭和22年5月23日文部省令第11号、平成29年9月改正）

第24条 校長は、その学校に在学する児童等の指導要録（学校教育法施行令第31条に規定する児童等の学習及び健康の状況を記録した書類の原本をいう。以下同じ。）を作成しなければならない。

- 2 校長は、児童等が進学した場合においては、その作成に係る当該児童等の指導要録の抄本又は写しを作成し、これを進学先の校長に送付しなければならない。
- 3 校長は、児童等が転学した場合においては、その作成に係る当該児童等の指導要録の写しを作成し、その写し（転学してきた児童等については転学により送付を受けた指導要録（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行令（平成26年政令第203号）第8条に規定する園児の学習及び健康の状況を記録した書類の原本を含む。）の写しを含む。）及び前項の抄本又は写しを転学先の校長、保育所の長又は認定こども園の長に送付しなければならない。

第28条 学校において備えなければならない表簿は、概ね次のとおりとする。

- 一 学校に関係のある法令
 - 二 学則、日課表、教科用図書配当表、学校医執務記録簿、学校歯科医執務記録簿、学校薬剤師執務記録簿及び学校日誌
 - 三 職員の名簿、履歴書、出勤簿並びに担任学級、担任の教科又は科目及び時間表
 - 四 指導要録、その写し及び抄本並びに出席簿及び健康診断に関する表簿
 - 五 入学者の選抜及び成績考査に関する表簿
 - 六 資産原簿、出納簿及び経費の予算決算についての帳簿並びに図書機械器具、標本、模型等の教具の目録
 - 七 往復文書処理簿
- 2 前項の表簿（第24条第2項の抄本又は写しを除く。）は、別に定めるもののほか、5年間保存しなければならない。ただし、指導要録及びその写しのうち入学、卒業等の学籍に関する記録については、その保存期間は、20年間とする。
- 3 学校教育法施行令第31条の規定により、指導要録及びその写しを保存しなければならない期間は、前項のこれらの書類の保存期間から当該学校においてこれらの書類を保存していた期間を控除した期間とする。

第30条 学校教育法施行令第1条第1項の学齢簿に記載（同条第3項の規定により磁気ディスクをもつて調製する学齢簿にあつては、記録。以下同じ。）をすべき事項は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる事項とする。

- 一 学齢児童又は学齢生徒に関する事項 氏名、現住所、生年月日及び性別
 - 二 保護者に関する事項 氏名、現住所及び保護者と学齢児童又は学齢生徒との関係
 - 三 就学する学校に関する事項
 - イ 当該市町村の設置する小学校、中学校（併設型中学校を除く。）又は義務教育学校に就学する者について、当該学校の名称並びに当該学校に係る入学、転学及び卒業の年月日
 - ロ 学校教育法施行令第9条に定める手続により当該市町村の設置する小学校、中学校（併設型中学校を除く。）又は義務教育学校以外の小学校、中学校、義務教育学校又は中等教育学校に就学する者について、当該学校及びその設置者の名称並びに当該学校に係る入学、転学、退学及び卒業の年月日
 - ハ 特別支援学校の小学部又は中学部に就学する者について、当該学校及び部並びに当該学校の設置者の名称並びに当該部に係る入学、転学、退学及び卒業の年月日
 - 四 就学の督促等に関する事項 学校教育法施行令第20条又は第21条の規定に基づき就学状況が良好でない者等について、校長から通知を受けたとき、又は就学義務の履行を督促したときは、その旨及び通知を受け、又は督促した年月日
 - 五 就学義務の猶予又は免除に関する事項 学校教育法第18条の規定により保護者が就学させる義務を猶予又は免除された者について、猶予の年月日、事由及び期間又は免除の年月日及び事由並びに猶予又は免除された者のうち復学した者については、その年月日
 - 六 その他必要な事項 市町村の教育委員会が学齢児童又は学齢生徒の就学に関し必要と認める事項
- 2 学校教育法施行令第2条に規定する者について作成する学齢簿に記載をすべき事項については、前項第1号、第2号及び第6号の規定を準用する。

第34条 学齢児童又は学齢生徒で、学校教育法第18条に掲げる事由があるときは、その保護者は、就学義務の猶予又は免除を市町村の教育委員会に願い出なければならない。この場合においては、当該市町村の教育委員会の指定する医師その他の者の証明書等その事由を証するに足る書類を添えなければならない。

第35条 学校教育法第18条の規定により保護者が就学させる義務を猶予又は免除された子について、当該猶予の期間が経過し、又は当該猶予若しくは免除が取り消されたときは、校長は、当該子を、その年齢及び心身の発達状況を考慮して、相当の学年に編入することができる。

第56条 小学校において、学校生活への適応が困難であるため相当の期間小学校を欠席し引き続き欠席すると認められる児童を対象として、その実態に配慮した特別の教育課程を編成して教育を実施する必要があると文部科学大臣が認める場合においては、文部科学大臣が別に定めるところにより、第50条第1項、第51条（中学校連携型小学校にあつては第52条の3、第79条の9第2項に規定する中学校併設型小学校にあつては第79条の12において準用する第79条の5第1項）又は第52条の規定によらないことができる。

第56条の2 小学校において、日本語に通じない児童のうち、当該児童の日本語を理解し、使用する能力に応じた特別の指導を行う必要があるものを教育する場合には、文部科学大臣が別に定めるところにより、第50条第1項、第51条（中学校連携型小学校にあつては第52条の3、第79条の9第2項に規定する中学校併設型小学校にあつては第79条の12において準用する第79条の5第1項）及び第52条の規定にかかわらず、特別の教育課程によることができる。

第56条の3 前条の規定により特別の教育課程による場合においては、校長は、児童が設置者の定めるところにより他の小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部において受けた授業を、当該児童の在学する小学校において受けた当該特別の教育課程に係る授業とみなすことができる。

第63条 非常変災その他急迫の事情があるときは、校長は、臨時に授業を行わないことができる。この場合において、公立小学校についてはこの旨を当該学校を設置する地方公共団体の教育委員会（公立大学法人の設置する小学校にあつては、当該公立大学法人の理事長）に報告しなければならない。

第79条 第41条から第49条まで、第50条第2項、第54条から第68条までの規定は、中学校に準用する。この場合において、第42条中「5学級」とあるのは「2学級」と、第55条から第56条の2まで及び第56条の4の規定中「第50条第1項」とあるのは「第72条」と、「第51条（中学校連携型小学校にあつては第52条の3、第79条の9第2項に規定する中学校併設型小学校にあつては第79条の12において準用する第79条の5第1項）」とあるのは「第73条（併設型中学校にあつては第117条において準用する第107条、小学校連携型中学校にあつては第74条の3、連携型中学校にあつては第76条、第79条の9第2項に規定する小学校併設型中学校にあつては第79条の12において準用する第79条の5第2項）」と、「第52条」とあるのは「第74条」と、第55条の2中「第30条第1項」とあるのは「第46条」と、第56条の3中「他の小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部」とあるのは「他の中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の中学部」と読み替えるものとする。

第132条の3 特別支援学校の小学部又は中学部において、日本語に通じない児童又は生徒のうち、当該児童又は生徒の日本語を理解し、使用する能力に応じた特別の指導を行う必要があるものを教育する場合には、文部科学大臣が別に定めるところにより、第126条、第127条及び第129条の規定にかかわらず、特別の教育課程によることができる。

第132条の4 前条の規定により特別の教育課程による場合においては、校長は、児童又は生徒が設置者の定めるところにより他の小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部若しくは中学部において受けた授業を、当該児童又は生徒の在学する特別支援学校の小学部又は中学部において受けた当該特別の教育課程に係る授業とみなすことができる。

第140条 小学校、中学校若しくは義務教育学校又は中等教育学校の前期課程において、次の各号のいずれかに該当する児童又は生徒（特別支援学級の児童及び生徒を除く。）のうち当該障害に応じた特別の指導を行う必要があるものを教育する場合には、文部科学大臣が別に定めるところにより、第50条第1項（第79条の6第1項において準用する場合を含む。）、第51条、第52条（第79条の6第1項において準用する場合を含む。）、第52条の3、第72条（第79条の6第2項及び第108条第1項において準用する場合を含む。）、第73条、第74条（第79条の6第2項及び第108条第1項において準用する場合を含む。）、第74条の3、第76条、第79条の

5（第79条の12において準用する場合を含む。）及び第107条（第117条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、特別の教育課程によることができる。

- 一 言語障害者
- 二 自閉症者
- 三 情緒障害者
- 四 弱視者
- 五 難聴者
- 六 学習障害者
- 七 注意欠陥多動性障害者
- 八 その他障害のある者で、この条の規定により特別の教育課程による教育を行うことが適当なもの

4 学校教育法施行規則の一部を改正する省令等の施行について（通知）

（平成26年1月14日、25文科初第928号、文部科学省初等中等教育局長 通知）

このたび、別添のとおり「学校教育法施行規則の一部を改正する省令（平成26年文部科学省令第2号）」及び「学校教育法施行規則第56条の2等の規定による特別の教育課程について定める件（平成26年文部科学省告示第1号）」が平成26年1月14日に公布され、平成26年4月1日から施行されることとなりました。

今回の改正は、国際化の進展等に伴い、我が国の義務教育諸学校において帰国・外国人児童生徒等に対する日本語指導の需要が高まっていることを踏まえ、当該児童生徒に対する日本語指導を一層充実させる観点から、当該児童生徒の在籍学級以外の教室で行われる指導について特別の教育課程を編成・実施することができるよう制度を整備するものです。

これらの改正等の概要及び留意事項は、下記のとおりですので、十分に御了知の上、適切に御対応くださるようお願いいたします。

〈中略〉

記

第1 改正等の概要

1 学校教育法施行規則の一部を改正する省令（平成26年文部科学省令第2号）

(1) 特別の教育課程の編成・実施

小学校、中学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部若しくは中学部において、日本語に通じない児童又は生徒のうち、当該児童又は生徒の日本語を理解し、使用する能力に応じた特別の指導（以下「日本語の能力に応じた特別の指導」という。）を行う必要があるものを教育する場合には、文部科学大臣が別に定めるところにより、特別の教育課程によることができることとすること。（第56条の2、第79条、第108条第1項及び第132条の3関係）

(2) 他の学校における指導

特別の教育課程による場合においては、校長は、児童又は生徒が設置者の定めるところにより他の小学校、中学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部若しくは中学部において受けた授業を、当該特別の教育課程に係る授業とみなすことができることとすること。（第56条の3、第79条、第108条第1項及び第132条の4関係）

2 学校教育法施行規則第56条の2等の規定による特別の教育課程について定める件（平成26年文部科学省告示第1号）

学校教育法施行規則第56条の2（同令第79条及び第108条第1項において読み替えて準用する場合を含む。）及び第132条の3の規定による特別の教育課程について以下のとおり定めたこと。

(1) 指導内容

日本語の能力に応じた特別の指導は、児童又は生徒が日本語を用いて学校生活を営むとともに、学習に取り組むことができるようにすることを目的とする指導とすること。（第1号関係）

(2) 授業時数

日本語の能力に応じた特別の指導に係る授業時数は、年間10単位時間から280単位時間までを標準とすること。また、当該指導に加え、学校教育法施行規則第140条の規定による特別の教育課程について定める件（平成5年文部省告示第7号）に定める障害に応じた特別の指導を行う場合は、2種類の指導の授業時数の合計がおおむね年間280単位時間以内とすること。（第2号及び附則第2項関係）

第2 留意事項

1 特別の教育課程の指導内容等について

日本語の能力に応じた特別の指導（以下「日本語指導」という。）には、当該児童生徒の日本語の能力を高める指導のみならず、当該児童生徒の日本語の能力に応じて行う各教科等の指導も含むものであること。その場合の各教科等の指導内容は、当該児童生徒の在籍する学年の教育課程に必ずしもとらわれることなく、当該児童生徒の学習到達度に応じた適切な内容とすること。なお、当該児童生徒の受入れに当たって在籍させる学年については、必ずしもその年齢にとらわれることなく、必要に応じて相当の下学期に在籍させることについても配慮すること。

2 特別の教育課程の対象となる児童生徒について

- (1) 日本語指導の対象となる「日本語に通じない」児童生徒とは、海外から帰国した児童生徒や外国人児童生徒、その他主たる家庭内言語が外国語であるなど日本語以外を使用する生活歴がある児童生徒のうち、学校生活を送るとともに教科等の学習活動に取り組むために必要な日本語の能力が十分でないものを指すものとする。
- (2) 日本語指導の対象とすることが適当な児童生徒の判断は学校長の責任の下で行うこととし、その際、主たる指導者（以下「日本語指導担当教員」という。）を始めとする複数人により、児童生徒の実態を多面的な観点から把握・測定した結果を参考とすることが望ましいこと。

<中略>

6 特別の教育課程の指導計画の作成及び学習評価の実施

- (1) 日本語指導を受ける児童生徒が在学する学校は、個々の児童生徒の日本語の能力や学校生活への適応状況を含めた生活・学習の状況、学習への姿勢・態度等の多面的な把握に基づき、指導の目標及び指導内容を明確にした指導計画を作成し、学習評価を行うこと。
また、指導計画は、児童生徒の日本語の習得状況を踏まえ、定期的に見直すことが望ましいこと。
- (2) 指導計画の様式は、各地域の実情等に応じて定めるものとし、指導計画とその実績は学校設置者に提出すること。

5 学校保健安全法

（昭和33年4月10日法律第56号、平成27年6月改正）

（出席停止）

第19条 校長は、感染症にかかっており、かかっている疑いがあり、又はかかるおそれのある児童生徒等があるときは、政令で定めるところにより、出席を停止させることができる。

（臨時休業）

第20条 学校の設置者は、感染症の予防上必要があるときは、臨時に、学校の全部又は一部の休業を行うことができる。

6 学校保健安全法施行規則

（昭和33年文部省令第18号、令和元年7月改正）

（感染症の種類）

第18条 学校において予防すべき感染症の種類は、次のとおりとする。

- 一 第一種 エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る。）、中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る。）及び特定鳥インフルエンザ（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第3項第6号に規定する特定鳥インフルエンザをいう。次号及び第19条第2号イにおいて同じ。）
- 二 第二種 インフルエンザ（特定鳥インフルエンザを除く。）、百日咳せき、麻しん、流行性耳下腺炎、

風しん、水痘、咽頭結膜熱、結核及び髄膜炎菌性髄膜炎

三 第三種 コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎その他の感染症

2 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第7項から第9項までに規定する新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症は、前項の規定にかかわらず、第一種の感染症とみなす。

(出席停止の期間の基準)

第19条 令第6条第2項の出席停止の期間の基準は、前条の感染症の種類に従い、次のとおりとする。

一 第一種の感染症にかかった者については、治癒するまで。

二 第二種の感染症（結核及び髄膜炎菌性髄膜炎を除く。）にかかった者については、次の期間。ただし、病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めたときは、この限りでない。

イ インフルエンザ（特定鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。）にあつては、発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日（幼児にあつては、3日）を経過するまで。

ロ 百日咳せきにあつては、特有の咳せきが消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで。

ハ 麻しんにあつては、解熱した後3日を経過するまで。

ニ 流行性耳下腺炎にあつては、耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで。

ホ 風しんにあつては、発しんが消失するまで。

ヘ 水痘にあつては、すべての発しんが痂皮化するまで。

ト 咽頭結膜熱にあつては、主要症状が消退した後2日を経過するまで。

三 結核、髄膜炎菌性髄膜炎及び第三種の感染症にかかった者については、病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで。

四 第一種若しくは第二種の感染症患者のある家に居住する者又はこれらの感染症にかかっている疑いがある者については、予防処置の施行の状況その他の事情により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで。

五 第一種又は第二種の感染症が発生した地域から通学する者については、その発生状況により必要と認めるとき、学校医の意見を聞いて適当と認める期間。

六 第一種又は第二種の感染症の流行地を旅行した者については、その状況により必要と認めるとき、学校医の意見を聞いて適当と認める期間。

7 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律

(平成10年10月2日法律第114号、平成26年11月改正)

第19条 都道府県知事は、一類感染症のまん延を防止するため必要があると認めるときは、当該感染症の患者に対し特定感染症指定医療機関若しくは第一種感染症指定医療機関に入院し、又はその保護者に対し当該患者を入院させるべきことを勧告することができる。ただし、緊急その他やむを得ない理由があるときは、特定感染症指定医療機関若しくは第一種感染症指定医療機関以外の病院若しくは診療所であつて当該都道府県知事が適当と認めるものに入院し、又は当該患者を入院させるべきことを勧告することができる。

2 都道府県知事は、前項の規定による勧告をする場合には、当該勧告に係る患者又はその保護者に対し適切な説明を行い、その理解を得るよう努めなければならない。

3 都道府県知事は、第1項の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わないときは、当該勧告に係る患者を特定感染症指定医療機関又は第一種感染症指定医療機関（同項ただし書の規定による勧告に従わないときは、特定感染症指定医療機関若しくは第一種感染症指定医療機関以外の病院又は診療所であつて当該都道府県知事が適当と認めるもの）に入院させることができる。

- 4 第1項及び前項の規定に係る入院の期間は、72時間を超えてはならない。
- 5 都道府県知事は、緊急その他やむを得ない理由があるときは、第1項又は第3項の規定により入院している患者を、当該患者が入院している病院又は診療所以外の病院又は診療所であって当該都道府県知事が適当と認めるものに入院させることができる。
- 6 第1項又は第3項の規定に係る入院の期間と前項の規定に係る入院の期間とを合算した期間は、72時間を超えてはならない。
- 7 都道府県知事は、第1項の規定による勧告又は第3項の規定による入院の措置をしたときは、遅滞なく、当該患者が入院している病院又は診療所の所在地を管轄する保健所について置かれた第24条第1項に規定する協議会に報告しなければならない。

第20条 都道府県知事は、一類感染症のまん延を防止するため必要があると認めるときは、当該感染症の患者であって前条の規定により入院しているものに対し10日以内の期間を定めて特定感染症指定医療機関若しくは第一種感染症指定医療機関に入院し、又はその保護者に対し当該入院に係る患者を入院させるべきことを勧告することができる。ただし、緊急その他やむを得ない理由があるときは、10日以内の期間を定めて、特定感染症指定医療機関若しくは第一種感染症指定医療機関以外の病院若しくは診療所であって当該都道府県知事が適当と認めるものに入院し、又は当該患者を入院させるべきことを勧告することができる。

- 2 都道府県知事は、前項の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わないときは、10日以内の期間を定めて、当該勧告に係る患者を特定感染症指定医療機関又は第一種感染症指定医療機関（同項ただし書の規定による勧告に従わないときは、特定感染症指定医療機関若しくは第一種感染症指定医療機関以外の病院又は診療所であって当該都道府県知事が適当と認めるもの）に入院させることができる。
- 3 都道府県知事は、緊急その他やむを得ない理由があるときは、前2項の規定により入院している患者を、前2項の規定により入院したときから起算して10日以内の期間を定めて、当該患者が入院している病院又は診療所以外の病院又は診療所であって当該都道府県知事が適当と認めるものに入院させることができる。
- 4 都道府県知事は、前3項の規定に係る入院の期間の経過後、当該入院に係る患者について入院を継続する必要があると認めるときは、10日以内の期間を定めて、入院の期間を延長することができる。当該延長に係る入院の期間の経過後、これを更に延長しようとするときも、同様とする。
- 5 都道府県知事は、第1項の規定による勧告又は前項の規定による入院の期間を延長しようとするときは、あらかじめ、当該患者が入院している病院又は診療所の所在地を管轄する保健所について置かれた第24条第1項に規定する協議会の意見を聴かなければならない。
- 6 都道府県知事は、第1項の規定による勧告をしようとする場合には、当該患者又はその保護者に、適切な説明を行い、その理解を得よう努めるとともに、都道府県知事が指定する職員に対して意見を述べる機会を与えなければならない。この場合においては、当該患者又はその保護者に対し、あらかじめ、意見を述べるべき日時、場所及びその勧告の原因となる事実を通知しなければならない。
- 7 前項の規定による通知を受けた当該患者又はその保護者は、代理人を出頭させ、かつ、自己に有利な証拠を提出することができる。
- 8 第6項の規定による意見を聴取した者は、聴取書を作成し、これを都道府県知事に提出しなければならない。

第26条 第19条から第23条まで、第24条の2及び前条の規定は、二類感染症及び新型インフルエンザ等感染症の患者について準用する。この場合において、第19条第1項及び第3項並びに第20条第1項及び第2項中「特定感染症指定医療機関若しくは第一種感染症指定医療機関」とあるのは「特定感染症指定医療機関、第一種感染症指定医療機関若しくは第二種感染症指定医療機関」と、第19条第3項及び第20条第2項中「特定感染症指定医療機関又は第一種感染症指定医療機関」とあるのは「特定感染症指定医療機関、第一種感染症指定医療機関又は第二種感染症指定医療機関」と、第21条中「移送しなければならない」とあるのは「移送することができる」と、第22条第1項及び第2項中「一類感染症の病原体を保有していないこと」とあるのは「二類感染症の病原体を保有していないこと若しくは当該感染症の症状が消失したこと又は新型インフルエンザ等感染症の病原体を保有していないこと」と、同条第4項中「一類感染症の病原体を保有しているかどうか」

とあるのは「二類感染症の病原体を保有しているかどうか、若しくは当該感染症の症状が消失したかどうか、又は新型インフルエンザ等感染症の病原体を保有しているかどうか」と読み替えるほか、これらの規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

- 第46条** 都道府県知事は、新感染症のまん延を防止するため必要があると認めるときは、新感染症の所見がある者に対し10日以内の期間を定めて特定感染症指定医療機関に入院し、又はその保護者に対し当該新感染症の所見がある者を入院させるべきことを勧告することができる。ただし、緊急その他やむを得ない理由があるときは、特定感染症指定医療機関以外の病院であつて当該都道府県知事が適当と認めるものに入院し、又は当該新感染症の所見がある者を入院させるべきことを勧告することができる。
- 2 都道府県知事は、前項の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わないときは、10日以内の期間を定めて、当該勧告に係る新感染症の所見がある者を特定感染症指定医療機関（同項ただし書の規定による勧告に従わないときは、特定感染症指定医療機関以外の病院であつて当該都道府県知事が適当と認めるもの）に入院させることができる。
- 3 都道府県知事は、緊急その他やむを得ない理由があるときは、前2項の規定により入院している新感染症の所見がある者を、前2項の規定により入院したときから起算して10日以内の期間を定めて、当該新感染症の所見がある者が入院している病院以外の病院であつて当該都道府県知事が適当と認めるものに入院させることができる。
- 4 都道府県知事は、前3項の規定に係る入院の期間の経過後、当該入院に係る新感染症の所見がある者について入院を継続する必要があると認めるときは、10日以内の期間を定めて入院の期間を延長することができる。当該延長に係る入院の期間の経過後、これを更に延長しようとするときも、同様とする。
- 5 都道府県知事は、第1項の規定による勧告をしようとする場合には、当該新感染症の所見がある者又はその保護者に、適切な説明を行い、その理解を得るよう努めるとともに、都道府県知事が指定する職員に対して意見を述べる機会を与えなければならない。この場合においては、当該新感染症の所見がある者又はその保護者に対し、あらかじめ、意見を述べるべき日時、場所及びその勧告の原因となる事実を通知しなければならない。
- 6 前項の規定による通知を受けた当該新感染症の所見がある者又はその保護者は、代理人を出頭させ、かつ、自己に有利な証拠を提出することができる。
- 7 第5項の規定による意見を聴取した者は、聴取書を作成し、これを都道府県知事に提出しなければならない。

8 学齢簿および指導要録の取扱について（通達）

（昭和32年2月25日文初財第83号、初等中等教育局長 通達）

小学校および中学校における就学の適正な実施を図るためには、学齢簿の記載、指導要録の作成等が、児童生徒の転入出あるいは入退学の実際と一致して処理される必要があるが、従来これらの取扱上明確な欠点も見受けられるので、今後、その取扱にあたっては、下記事項に御留意の上、遺漏のないようにお願いします。

なお、貴管内関係機関に対しては、貴職からよろしく御指導願います。

記

1 学齢簿の取扱について

市町村の教育委員会が学齢簿を編製する場合における学齢児童および学齢生徒（以下「学齢児童生徒」という。）の住所の認定については、住民登録法上の住民票に基くべきことは、従来明らかにされているところであるが（昭和28年2月26日付法務省民事局第252号・文初第104号・法務省民事局長、文部省初等中等教育局長通達）、学齢簿の適正かつ迅速な整備をはかる上から、なお、次の要領によることとされたい。

- (1) 市町村の区域内に転住してきた学齢児童生徒について、学校教育法施行令第4条の届出があつた場合において、当該児童生徒につき住民票の作製が行われていないときは、住所を確認の上学齢簿に記載するとともに、当該児童生徒の保護者に対し、すみやかに住民登録手続を行うよう指導すること。

- (2) 市町村の区域内に転住してきた学齢児童生徒を学齢簿に記載したときは、当該教育委員会は、その旨をすみやかに前住所地の教育委員会に通知するようにされたいこと。
- (3) 学齢児童生徒が死亡したときおよび市町村の区域外に転住したことを前項の通知により確認したときは、住民票の消除前においても学齢簿の記載を消除すること。
- (4) 学齢児童生徒の居所が1年以上不明であるときは、住民票が消除されるまでの間、その旨を異動事項欄に記入し、学齢簿の編製上、就学義務の猶予または免除のあった者と同様に別に簿冊を編製すること。
- (5) 上記の取扱を適正、円滑に行うため、教育委員会は、学齢児童生徒の就学状況について関係学校長と十分連絡するとともに、常に住民登録取扱機関と連絡を保ち、児童生徒の転入出の実際と学齢簿の記載とに不一致のないよう努めること。

2 指導要録の取扱について

小学校および中学校における指導要録については、常に児童生徒の在学の実際と一致して整備するため、次の要領によるよう指導されたい。

- (1) 入学（転学による入学を含む。）の場合は、次により処理すること。
 - イ 入学後ただちに指導要録を整備することとし、少なくともその際当該児童生徒の氏名および住所を記入すること。
 - ロ 入学年月日は、公立学校にあつては教育委員会が通知した入学期日、その他の学校にあつては当該学校において通知した入学期日とすること。
 - ハ 入学期日に出席しない児童生徒については、校長は、すみやかに事情を調査し、他の学校に在学している場合その他当該学校に入学し難い事情があると認める場合には、当該児童生徒の住所地の教育委員会に連絡の上、入学しなかったものとして取り扱うこと。
 - ニ 転学してきた児童生徒については、校長は、当該児童生徒が入学した旨およびその期日を、すみやかに転学前の校長に連絡すること。
- (2) 退学（転学による退学を含む。）の場合は、次により処理すること。
 - イ 児童生徒が退学したときは、その指導要録は、ただちに別に整理して学校教育法施行規則第15条第2項により保存するとともに、転学による退学の場合は、同規則第12条の3第3項に定める手続をとること。

この場合において、児童生徒の退学について、次によって処理すること。

 - (a) 転学による退学の場合は、当該児童生徒は、転学先の学校へ入学した日の前日をもって退学したものとすること。
 - (b) 学齢（満15才に達した日の属する学年の終り）を超過している児童生徒の退学の場合は、校長が退学を認めた日をもって退学したものとすること。
 - ロ 学校教育法施行令第10条の通知は、上記イ(a)にかかわらず、当該児童生徒の保護者から退学の申出があつて、校長がこれを認めた日をもって行うものとすること。
 - ハ 児童生徒の居所が1年以上不明であるときは、在学しないものと同様に取り扱い、その指導要録は、別に整理して保存すること。
 - ニ 就学義務の猶予または免除があつた児童生徒については、当該認可の日をもって、当該学校に在学しないものとして取り扱い、その指導要録は、上記ハと同様の取扱とすること。
- (3) 卒業の場合は、校長が卒業を認定した日（原則として3月末であることが適当である。）を卒業年月日とすること。
- (4) 上記各項による指導要録の取扱については、校長は、教育委員会と密接に連絡し、学齢児童生徒に係る指導要録の処理が学齢簿の記載の加除訂正と一致して行われるよう留意すること。

9 不登校児童生徒への支援の在り方について（通知）

（令和元年10月25日元文科初第698号、文部科学省初等中等教育局長 通知）

不登校児童生徒への支援につきましては、関係者において様々な努力がなされ、児童生徒の社会的自立に向けた支援が行われてきたところですが、不登校児童生徒数は依然として高水準で推移しており、生徒指導上の喫緊の課題となっております。

こうした中、「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」（以下「法」という。）が平成28年12月14日に公布され、平成29年2月14日に施行されました（ただし、法第4章は公布の日から施行。）。

これを受け、文部科学省におきましては、法第7条に基づき、平成29年3月31日、教育機会の確保等に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針（以下「基本指針」という。）を策定したところです。

さらに、法の附則に基づき、平成30年12月から「不登校に関する調査研究協力者会議」及び「フリースクール等に関する検討会議」において法の施行状況について検討を行い、令和元年6月21日に議論をとりまとめました。

本通知は、今回の議論のとりまとめの過程等において、過去の不登校施策に関する通知における不登校児童生徒の指導要録上の出席扱いに係る記述について、法や基本指針の趣旨との関係性について誤解を生じるおそれがあるとの指摘があったことから、当該記述を含め、これまでの不登校施策に関する通知について改めて整理し、まとめたものです。文部科学省としては、今回の議論のとりまとめを踏まえ、今後更に施策の充実に取り組むこととしておりますが、貴職におかれましても、教職員研修等を通じ、全ての教職員が法や基本指針の理解を深め、個々の不登校児童生徒の状況に応じた支援等を行うことができるよう努めるとともに、下記により不登校児童生徒に対する教育機会の確保等に関する施策の推進を図っていただくようお願いします。

また、都道府県・指定都市教育委員会にあっては所管の学校及び域内の市区町村教育委員会に対して、都道府県知事にあっては所轄の学校法人及び私立学校に対して、附属学校を置く国公立大学法人の長にあっては附属学校に対して、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の長にあっては認可した学校に対して、この趣旨について周知を図るとともに、適切な対応がなされるよう御指導をお願いします。

なお、「登校拒否問題への対応について」（平成4年9月24日付け文部省初等中等教育局長通知）、「不登校への対応の在り方について」（平成15年5月16日付け文部科学省初等中等教育局長通知）、「不登校児童生徒が自宅においてI T等を活用した学習活動を行った場合の指導要録上の出欠の取扱い等について」（平成17年7月6日付け文部科学省初等中等教育局長通知）及び「不登校児童生徒への支援の在り方について」（平成28年9月14日付け文部科学省初等中等教育局長通知）については本通知をもって廃止します。

記

1 不登校児童生徒への支援に対する基本的な考え方

(1) 支援の視点

不登校児童生徒への支援は、「学校に登校する」という結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指す必要があること。また、児童生徒によっては、不登校の時期が休養や自分を見つめ直す等の積極的な意味を持つことがある一方で、学業の遅れや進路選択上の不利益や社会的自立へのリスクが存在することに留意すること。

(2) 学校教育の意義・役割

特に義務教育段階の学校は、各個人の有する能力を伸ばしつつ、社会において自立的に生きる基礎を養うとともに、国家・社会の形成者として必要とされる基本的な資質を培うことを目的としており、その役割は極めて大きいことから、学校教育の一層の充実を図るための取組が重要であること。また、不登校児童生徒への支援については児童生徒が不登校となった要因を的確に把握し、学校関係者や家庭、必要に応じて関係機関が情報共有し、組織的・計画的な、個々の児童生徒に応じたきめ細やかな支援策を策定することや、社会的自立へ向けて進路の選択肢を広げる支援をすることが重要であること。さらに、既存の学校教育になじめない児童生徒については、学校としてどのように受け入れていくかを検討し、なじめない要因の解消に努める必要があること。

また、児童生徒の才能や能力に応じて、それぞれの可能性を伸ばせるよう、本人の希望を尊重した上で、場合によっては、教育支援センターや不登校特例校、ICTを活用した学習支援、フリースクール、中学校夜間学級（以下、「夜間中学」という。）での受入れなど、様々な関係機関等を活用し社会的自立への支援を行うこと。

その際、フリースクールなどの民間施設やNPO等と積極的に連携し、相互に協力・補完することの意義は大きいこと。

(3) 不登校の理由に応じた働き掛けや関わりの重要性

不登校児童生徒が、主体的に社会的自立や学校復帰に向かうよう、児童生徒自身を見守りつつ、不登校のきっかけや継続理由に応じて、その環境づくりのために適切な支援や働き掛けを行う必要があること。

(4) 家庭への支援

家庭教育は全ての教育の出発点であり、不登校児童生徒の保護者の個々の状況に応じた働き掛けを行うことが重要であること。また、不登校の要因・背景によっては、福祉や医療機関等と連携し、家庭の状況を正確に把握した上で適切な支援や働き掛けを行う必要があるため、家庭と学校、関係機関の連携を図ることが不可欠であること。その際、保護者と課題意識を共有して一緒に取り組むという信頼関係をつくることや、訪問型支援による保護者への支援等、保護者が気軽に相談できる体制を整えることが重要であること。

2 学校等の取組の充実

(1) 「児童生徒理解・支援シート」を活用した組織的・計画的支援

不登校児童生徒への効果的な支援については、学校及び教育支援センターなどの関係機関を中心として組織的・計画的に実施することが重要であり、また、個々の児童生徒ごとに不登校になったきっかけや継続理由を的確に把握し、その児童生徒に合った支援策を策定することが重要であること。その際、学級担任、養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の学校関係者が中心となり、児童生徒や保護者と話し合うなどして、「児童生徒理解・支援シート（参考様式）」（別添1）（以下「シート」という。）を作成することが望ましいこと。これらの情報は関係者間で共有されて初めて支援の効果が期待できるものであり、必要に応じて、教育支援センター、医療機関、児童相談所等、関係者間での情報共有、小・中・高等学校間、転校先等との引継ぎが有効であるとともに、支援の進捗状況に応じて、定期的にシートの内容を見直すことが必要であること。また、校務効率化の観点からシートの作成に係る業務を効率化するとともに、引継ぎに当たって個人情報の取扱いに十分留意することが重要であること。

なお、シートの作成及び活用に当たっては、「児童生徒理解・支援シートの作成と活用について」（別添2）を参照すること。

(2) 不登校が生じないような学校づくり

1. 魅力あるよりよい学校づくり

児童生徒が不登校になってからの事後的な取組に先立ち、児童生徒が不登校にならない、魅力ある学校づくりを目指すことが重要であること。

2. いじめ、暴力行為等問題行動を許さない学校づくり

いじめや暴力行為を許さない学校づくり、問題行動へのき然とした対応が大切であること。また教職員による体罰や暴言等、不適切な言動や指導は許されず、教職員の不適切な言動や指導が不登校の原因となっている場合は、懲戒処分も含めた厳正な対応が必要であること。

3. 児童生徒の学習状況等に応じた指導・配慮の実施

学業のつまずきから学校へ通うことが苦痛になる等、学業の不振が不登校のきっかけの一つとなっていることから、児童生徒が学習内容を確実に身に付けることができるよう、指導方法や指導体制を工夫改善し、個に応じた指導の充実を図ることが望まれること。

4. 保護者・地域住民等の連携・協働体制の構築

社会総掛かりで児童生徒を育てていくため、学校、家庭及び地域等との連携・協働体制を構築することが重要であること。

5. 将来の社会的自立に向けた生活習慣づくり

児童生徒が将来の社会的自立に向けて、主体的に生活をコントロールする力を身に付けることができるよう、学校や地域における取組を推進することが重要であること。

(3) 不登校児童生徒に対する効果的な支援の充実

1. 不登校に対する学校の基本姿勢

校長のリーダーシップの下、教員だけでなく、様々な専門スタッフと連携協力し、組織的な支援体制を整えることが必要であること。また、不登校児童生徒に対する適切な対応のために、各学校において中心のかつコーディネーター的な役割を果たす教員を明確に位置付けることが必要であること。

2. 早期支援の重要性

不登校児童生徒の支援においては、予兆への対応を含めた初期段階からの組織的・計画的な支援が必要であること。

3. 効果的な支援に不可欠なアセスメント

不登校の要因や背景を的確に把握するため、学級担任の視点のみならず、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカー等によるアセスメント（見立て）が有効であること。また、アセスメントにより策定された支援計画を実施するに当たっては、学校、保護者及び関係機関等で支援計画を共有し、組織的・計画的な支援を行うことが重要であること。

4. スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーとの連携協力

学校においては、相談支援体制の両輪である、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーを効果的に活用し、学校全体の教育力の向上を図ることが重要であること。

5. 家庭訪問を通じた児童生徒への積極的支援や家庭への適切な働き掛け

学校は、プライバシーに配慮しつつ、定期的に家庭訪問を実施して、児童生徒の理解に努める必要があること。また、家庭訪問を行う際は、常にその意図・目的、方法及び成果を検証し適切な家庭訪問を行う必要があること。

なお、家庭訪問や電話連絡を繰り返しても児童生徒の安否が確認できない等の場合は、直ちに市町村又は児童相談所への通告を行うほか、警察等に情報提供を行うなど、適切な対処が必要であること。

6. 不登校児童生徒の学習状況の把握と学習の評価の工夫

不登校児童生徒が教育支援センターや民間施設等の学校外の施設において指導を受けている場合には、当該児童生徒が在籍する学校がその学習の状況等について把握することは、学習支援や進路指導を行う上で重要であること。学校が把握した当該学習の計画や内容がその学校の教育課程に照らし適切と判断される場合には、当該学習の評価を適切に行い指導要録に記入したり、また、評価の結果を通知表その他の方法により、児童生徒や保護者、当該施設に積極的に伝えたりすることは、児童生徒の学習意欲に応え、自立を支援する上で意義が大きいこと。

7. 不登校児童生徒の登校に当たっての受入体制

不登校児童生徒が登校してきた場合は、温かい雰囲気迎え入れられるよう配慮するとともに、保健室、相談室及び学校図書館等を活用しつつ、徐々に学校生活への適応を図っていけるような指導上の工夫が重要であること。

8. 児童生徒の立場に立った柔軟な学級替えや転校等の対応

いじめが原因で不登校となっている場合等には、いじめを絶対に許さないき然とした対応をとることがまずもって大切であること。また、いじめられている児童生徒の緊急避難としての欠席が弾力的に認められてもよく、そのような場合には、その後の学習に支障がないよう配慮が求められること。そのほか、いじめられた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、柔軟に学級替えや転校の措置を活用することが考えられること。また、教員による体罰や暴言等、不適切な言動や指導が不登校の原因となっている場合は、不適切な言動や指導をめぐる問題の解決に真剣に取り組むとともに、保護者等の意向を踏まえ、十分な教育的配慮の上で学級替えを柔軟に認めるとともに、転校の相談に応じることが望まれること。

保護者等から学習の遅れに対する不安により、進級時の補充指導や進級や卒業の留保に関する要望がある場合には、補充指導等の実施に関して柔軟に対応するとともに、校長の責任において進級や卒業を留保するなどの措置をとるなど、適切に対応する必要があること。また、欠席日数が長期にわたる不登校児童生徒の進級や卒業に当たっては、あらかじめ保護者等の意向を確認するなどの配慮が重要であること。

(4) 不登校児童生徒に対する多様な教育機会の確保

不登校児童生徒の一人一人の状況に応じて、教育支援センター、不登校特例校、フリースクールなどの民間施設、ICTを活用した学習支援など、多様な教育機会を確保する必要があること。また、夜間中学において、本人の希望を尊重した上での受け入れも可能であること。

義務教育段階の不登校児童生徒が学校外の公的機関や民間施設において、指導・助言等を受けている場合の指導要録上の出席扱いについては、別記1によるものとし、高等学校における不登校生徒が学校外の公的機関や民間施設において、指導・助言等を受けている場合の指導要録上の出席扱いについては、「高等学校における不登校生徒が学校外の公的機関や民間施設において相談・指導を受けている場合の対応について」（平成21年3月12日付け文部科学省初等中等教育局長通知）によるものとする。また、義務教育段階の不登校児童生徒が自宅においてICT等を活用した学習活動を行った場合の指導要録上の出席扱いについては、別記2によるものとする。その際、不登校児童生徒の懸命の努力を学校として適切に判断すること。

なお、不登校児童生徒が民間施設において相談・指導を受ける際には、「民間施設についてのガイドライン（試案）」（別添3）を参考として、判断を行う際の何らかの目安を設けておくことが望ましいこと。

また、体験活動においては、児童生徒の積極的な態度の醸成や自己肯定感の向上等が期待されることから、青少年教育施設等の体験活動プログラムを積極的に活用することが有効であること。

〈 中略 〉

（別記1）義務教育段階の不登校児童生徒が学校外の公的機関や民間施設において相談・指導を受けている場合の指導要録上の出欠の取扱いについて

1 趣旨

不登校児童生徒の中には、学校外の施設において相談・指導を受け、社会的な自立に向け懸命の努力を続けている者もあり、このような児童生徒の努力を学校として評価し支援するため、我が国の義務教育制度を前提としつつ、一定の要件を満たす場合に、これらの施設において相談・指導を受けた日数を指導要録上出席扱いとすることができることとする。

2 出席扱い等の要件

不登校児童生徒が学校外の施設において相談・指導を受けるとき、下記の要件を満たすとともに、当該施設における相談・指導が不登校児童生徒の社会的な自立を目指すものであり、かつ、不登校児童生徒が現在において登校を希望しているか否かにかかわらず、不登校児童生徒が自ら登校を希望した際に、円滑な学校復帰が可能となるよう個別指導等の適切な支援を実施していると評価できる場合、校長は指導要録上出席扱いとすることができる。

- (1) 保護者と学校との間に十分な連携・協力関係が保たれていること。
- (2) 当該施設は、教育委員会等が設置する教育支援センター等の公的機関とするが、公的機関での指導の機会が得られないあるいは公的機関に通うことが困難な場合で本人や保護者の希望もあり適切と判断される場合は、民間の相談・指導施設も考慮されてよいこと。ただし、民間施設における相談・指導が個々の児童生徒にとって適切であるかどうかについては、校長が、設置者である教育委員会と十分な連携をとって判断するものとする。このため、学校及び教育委員会においては、「民間施設についてのガイドライン」（別添3）を参考として、上記判断を行う際の何らかの目安を設けておくことが望ましいこと。
- (3) 当該施設に通所又は入所して相談・指導を受ける場合を前提とすること。
- (4) 学校外の公的機関や民間施設における学習の計画や内容がその学校の教育課程に照らし適切と判断される場合には、当該学習の評価を適切に行い指導要録に記入したり、また、評価の結果を通知表その他の方法により、児童生徒や保護者、当該施設に積極的に伝えたりすることは、児童生徒の学習意欲に応え、自立を支援する上で意義が大きいこと。なお、評価の指導要録への記載については、必ずしもすべての教科・観点について観点別学習状況及び評定を記載することが求められるのではないが、児童生徒のおかれている多様な学習環境を踏まえ、その学習状況を文章記述するなど、次年度以降の児童生徒の指導の改善に生かすという観点に立った適切な記載に努めることが求められるものであること。

3 留意事項

- (1) 義務教育段階の学校は、各個人の有する能力を伸ばしつつ、社会において自立的に生きる基礎を養うとともに、国家・社会の形成者として必要とされる基本的な資質を培うことを目的としており、その役割は

極めて大きいことから、学校教育の一層の充実を図るための取組がもとより重要であること。すなわち、児童生徒が不登校になってからの事後的な取組に先立ち、児童生徒が不登校にならない、魅力ある学校づくりを目指すとともに、いじめ、暴力行為、体罰等を許さないなど安心して教育を受けられる学校づくりを推進することが重要であること。

- (2) 不登校児童生徒への支援については児童生徒が不登校となった要因を的確に把握し、学校関係者や家庭、必要に応じて関係機関が情報共有し、組織的・計画的な、個々の児童生徒に応じたきめ細やかな支援策を策定することや、社会的自立へ向けて進路の選択肢を広げる支援をすることが重要であること。さらに、既存の学校教育になじめない児童生徒については、学校としてどのように受け入れていくかを検討し、なじめない要因の解消に努める必要があること。その際、保健室、相談室及び学校図書館等を活用しつつ、徐々に学校生活への適応を図っていけるような指導上の工夫が重要であること。また、いじめられた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、柔軟に学級替えや転校の措置を活用することが考えられること。

4 指導要録の様式等について

上記の取扱いの際の指導要録の様式等については、平成31年3月29日付け30文科初第1845号「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について」を踏まえ、出席日数の内数として出席扱いとした日数及び児童生徒が通所又は入所した学校外の施設名を記入すること。

(別記2) 不登校児童生徒が自宅においてICT等を活用した学習活動を行った場合の指導要録上の出欠の取扱いについて

1 趣旨

不登校児童生徒の中には、学校への復帰を望んでいるにもかかわらず、家庭にひきこもりがちであるため、十分な支援が行き届いているとは言えなかったり、不登校であることによる学習の遅れなどが、学校への復帰や中学校卒業後の進路選択の妨げになっていたりする場合があります。このような児童生徒を支援するため、我が国の義務教育制度を前提としつつ、一定の要件を満たした上で、自宅において教育委員会、学校、学校外の公的機関又は民間事業者が提供するICT等を活用した学習活動を行った場合、校長は、指導要録上出席扱いとすること及びその成果を評価に反映することができることとする。

2 出席扱い等の要件

義務教育段階における不登校児童生徒が自宅においてICT等を活用した学習活動を行うとき、当該児童生徒が在籍する学校の長は、下記の要件を満たすとともに、その学習活動が、当該児童生徒が現在において登校を希望しているか否かにかかわらず、自ら登校を希望した際に、円滑な学校復帰が可能となるような学習活動であり、かつ、当該児童生徒の自立を助けるうえで有効・適切であると判断する場合に、指導要録上出席扱いとすること及びその成果を評価に反映することができる。

- (1) 保護者と学校との間に十分な連携・協力関係が保たれていること。
- (2) ICT等を活用した学習活動とは、ICT（コンピュータやインターネット、遠隔教育システムなど）や郵送、FAXなどを利用して提供される学習活動であること。
- (3) 訪問等による対面指導が適切に行われることを前提とすること。対面指導は、当該児童生徒に対する学習支援や将来の自立に向けた支援などが定期的かつ継続的に行われるものであること。
- (4) 学習活動は、当該児童生徒の学習の理解の程度を踏まえた計画的な学習プログラムであること。なお、学習活動を提供するのが民間事業者である場合には、「民間施設についてのガイドライン（試案）」（別添3）を参考として、当該児童生徒にとって適切であるかどうか判断すること。（「学習活動を提供する」とは、教材等の作成者ではなく、当該児童生徒に対し学習活動を行わせる主体者を指す。）
- (5) 校長は、当該児童生徒に対する対面指導や学習活動の状況等について、例えば、対面指導に当たっている者から定期的な報告を受けたり、学級担任等の教職員や保護者などを含めた連絡会を実施したりするな

どして、その状況を十分に把握すること。

- (6) ICT等を活用した学習活動を出席扱いとするのは、基本的に当該児童生徒が学校外の公的機関や民間施設において相談・指導を受けられないような場合に行う学習活動であること。なお、上記(3)のとおり、対面指導が適切に行われていることを前提とすること。
- (7) 学習活動の成果を評価に反映する場合には、学校が把握した当該学習の計画や内容がその学校の教育課程に照らし適切と判断される場合であること。

3 留意事項

- (1) この取扱いは、これまで行ってきた不登校児童生徒に対する取組も含め、家庭にひきこもりがちな義務教育段階の不登校児童生徒に対する支援の充実を図り、社会的な自立を目指すものであることから、ICT等を活用した学習活動を出席扱いとすることにより不登校が必要な程度を超えて長期にわたることを助長しないよう留意すること。
- (2) ICTを活用する場合には、個人情報や著作権の保護、有害情報へのアクセス防止など、当該児童生徒に対して必要な事前の指導を行うとともに、その活用状況についての把握を行うこと。その際、ICTの活用について保護者にも十分な説明を行うとともに、活用状況の把握について必要な協力を求めること。
- (3) 教職員や不登校児童生徒の教育に関する専門家以外の者が対面指導を行う場合には、教育委員会や学校等が適切な事前の指導や研修、訪問活動中の援助を行うなど、訪問する者の資質向上等に努めること。
- (4) 出席扱いの日数の換算については、学校や教育委員会が、例えば、対面指導の日数や学習活動の時間などを基準とした規程等を作成して判断することなどが考えられること。
- (5) ICT等を活用した学習活動の成果を評価に反映する場合の指導要録への記載については、必ずしもすべての教科・観点について観点別学習状況及び評定を記載することが求められるのではないが、児童生徒の学習状況を文章記述するなど、次年度以降の指導の改善に生かすという観点に立った適切な記載がなされるようにすること。また、通知表その他の方法により、児童生徒や保護者等に学習活動の成果を伝えたりすることも考えられること。
- (6) このほか、本制度の活用にあたっては、別紙を参照すること。

4 指導要録の様式等について

上記の取扱いの際の指導要録の様式等については、平成31年3月29日付け30文科初第1845号「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について」を踏まえ、出席日数の内数として出席扱いとした日数及び児童生徒が通所又は入所した学校外の施設名を記入すること。

(別紙) 指導要録上の出席扱いに係る積極的な対応の留意点

1 ICT等を活用した学習活動とは例えばどのようなものがありますか。

- 「ICT等を活用した学習活動」には、インターネットのほか、郵送や電子メール、FAXなどを活用して提供されるものも含まれ、例えば次のような例があります。
 - ・ 民間業者が提供するICT教材を活用した学習
 - ・ パソコンで個別学習できるシステムを活用した学習
 - ・ 教育支援センター作成のICT教材を活用した学習
 - ・ 学校のプリントや通信教育を活用した学習
 - ・ ICT機器を活用し、在籍校の授業を自宅に配信して行う学習（同時双方向型授業配信やオンデマンド型授業配信）

2 在籍校の校長が、出席扱いについて有効・適切であると判断する場合の基準がありますか。

- 一人一人の児童生徒の状況や学校、地域の実態が異なるため、文部科学省から一律の基準を示すことはしていません。しかし、児童生徒の努力を学校として評価し、将来的な社会的自立に向けた進路選択を支援するという趣旨から、学校や教育委員会において一定の基準を作成しておくことは必要であると考えます。また、既に基準を作成している場合でも、それが古いものであれば、今の時代の状況にあったものになる

よう見直すことも検討すべきです。

3 当該生徒が指導要録上の出席扱いになることにより、具体的にどんなメリットがありますか。

- 不登校であることによる学習の遅れなどが、学校への復帰や卒業後の進路選択の妨げになっている場合もあることから、このような児童生徒に対し、学習等に対する意欲やその成果を認め、適切に評価することは、自己肯定感を高め、学校への復帰や社会的自立を支援することにつながります。

4 訪問等による対面指導は誰が行えばよいですか。

- 対面指導を行う者としては、在籍校の教員やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなどの専門家のほか、教育支援センターの職員、教育委員会等による事前の指導・研修を受けたボランティアスタッフなども想定されます。

5 計画的な学習プログラムとはどのようなものですか。

- 学年や個々の学習の理解の程度に応じたものであり、在籍校の年間指導計画に準拠した形で月ごとや学期ごとなどある程度長期的な計画になっていることが望ましいと考えています。民間業者が提供する教材を活用する場合は、あらかじめ決められている学習プログラムを活用してもかまいません。

6 学習活動の評価はどのようにすればよいですか。

- 出席扱いとした場合、必ずその成果を評価に反映しなければならないわけではありませんが、すべての教科・観点について観点別学習状況及び評定を記載できない場合でも、たとえば自宅における学習状況を所見欄に文章記述するなど、学習の努力を認め、次年度以降の指導に生かすという観点から適切な記載がのぞまれます。また、民間業者が提供する教材やインターネット上の学習システムを活用する場合は、当該教材の学習履歴や学習時間、確認テストの結果などに基づいて評価を行うことも考えられます。

7 指導要録上の出席扱いと判断しなかった事例がありますか。

- 出席扱いと判断しなかったケースについては、教育委員会への聞き取りから、例えば次のような事例を把握しています。
 - ・ 学校が、家庭訪問等による対面指導を設定したが、家庭の協力が得られないことから、当該児童の状況や学習状況の様子が十分確認できなかった。
 - ・ 無料のインターネット学習プログラムを利用していたが、当該プログラムにおける学習のねらいや内容が明確でなかった。

8 出席扱いと判断した場合に、留意すべき点はありますか。

- 自宅におけるICT等を活用した学習活動を「出席扱い」とすることにより、不登校が必要な程度を超えて長期にわたることを助長しないよう留意する必要があります。家庭にひきこもりがちな期間が長期化しないよう、個々の児童生徒の状況を踏まえつつ学校外の公的機関や民間施設等での相談・指導を受けることができるように段階的に調整していくことも大切だと考えます。

[参考事例]

【1】教育支援センターとの連携

(1) 学習活動の内容

教育支援センターであらかじめ学習プログラムを内蔵しているパソコンを貸し出し、同プログラムの計画に沿って自宅学習ができるようにしている。これによって、一人ひとりの学習履歴を管理することもできる。

(2) 対面指導

教育支援センターの支援員が家庭訪問をするなどして面談するほか、在籍校の教職員による家庭訪問も定期的実施している。ICT学習支援として研修を受けた対面指導員が、対面指導を行うこともある。

(3) 保護者との連携

教育支援センターの支援員が家庭訪問をするなどして保護者とも面談しているほか、教育支援センターから学校に毎月報告書を提出し、それをもとに学校が保護者とも学習状況の確認・共有をしている。

(4) 出席扱いと評価

教育支援センターからの報告書等に基づき、学習内容や学習時間を踏まえて学校長の判断で出席扱いに

している。通知表の所見欄にコメントとして記載する場合もある。

【2】民間の学習教材を活用

(1) 学習活動の内容

民間業者が提供するインターネット上の学習教材を活用し、同教材における個人に応じた学習計画（教科書に準拠したもの）に沿って自宅学習をしている。

(2) 対面指導

担任や学年主任、SSWが週1回（必要に応じてそれ以上）家庭訪問している。

(3) 保護者との連携

担任等が定期的に電話連絡や家庭訪問を行い、学習状況等の聞き取りや取組へのアドバイス等を行っている。

(4) 出席扱いと評価

学習内容や学習時間を踏まえて学校長の判断で出席扱いにしている。学校と民間の学習教材とは評価基準が異なるため、別途学校の課題プリントを送付し、その取組内容を確認して所見の評価としている。

(別添3) 指導民間施設についてのガイドライン（試案）

このガイドラインは、個々の民間施設についてその適否を評価するという趣旨のものではなく、不登校児童生徒が民間施設において相談・指導を受ける際に、保護者や学校、教育委員会として留意すべき点を目安として示したものである。

民間施設はその性格、規模、活動内容等が様々であり、民間施設を判断する際の指針をすべて一律的に示すことは困難である。したがって、実際の運用に当たっては、このガイドラインに掲げた事項を参考としながら、地域の実態等に応じ、各施設における活動を総合的に判断することが大切である。

1 実施主体について

法人、個人は問わないが、実施者が不登校児童生徒に対する相談・指導等に関し深い理解と知識又は経験を有し、かつ社会的信望を有していること。

2 事業運営の在り方と透明性の確保について

- ① 不登校児童生徒に対する相談・指導を行うことを主たる目的としていること。
- ② 著しく営利本位でなく、入会金、授業料（月額・年額等）、入寮費（月額・年額等）等が明確にされ、保護者等に情報提供がなされていること。

3 相談・指導の在り方について

- ① 児童生徒の人命や人格を尊重した人間味のある温かい相談や指導が行われていること。
- ② 情緒的混乱、情緒障害及び非行等の態様の不登校など、相談・指導の対象となる者が当該施設の相談・指導体制に応じて明確にされていること。また、受入れに当たっては面接を行うなどして、当該児童生徒のタイプや状況の把握が適切に行われていること。
- ③ 指導内容・方法、相談手法及び相談・指導の体制があらかじめ明示されており、かつ現に児童生徒のタイプや状況に応じた適切な内容の相談や指導が行われていること。また、我が国の義務教育制度を前提としたものであること。
- ④ 児童生徒の学習支援や進路の状況等につき、保護者等に情報提供がなされていること。
- ⑤ 体罰などの不適切な指導や人権侵害行為が行われていないこと。

4 相談・指導スタッフについて

- ① 相談・指導スタッフは児童生徒の教育に深い理解を有するとともに、不登校への支援について知識・経験をもち、その指導に熱意を有していること。
- ② 専門的なカウンセリング等の方法を行うにあつては、心理学や精神医学等、それを行うにふさわしい専門的知識と経験を備えた指導スタッフが指導にあたっていること。
- ③ 宿泊による指導を行う施設にあつては、生活指導にあたる者を含め、当該施設の活動を行うにふさわしい資質を具えたスタッフが配置されていること。

5 施設、設備について

- ① 各施設にあつては、学習、心理療法、面接等種々の活動を行うために必要な施設、設備を有していること。
 - ② 特に、宿泊による指導を行う施設にあつては、宿舎をはじめ児童生徒が安全で健康的な生活を営むために必要な施設、設備を有していること。
- 6 学校、教育委員会と施設との関係について
児童生徒のプライバシーにも配慮の上、学校と施設が相互に不登校児童生徒やその家庭を支援するために必要な情報等を交換するなど、学校との間に十分な連携・協力関係が保たれていること。
- 7 家庭との関係について
- ① 施設での指導経過を保護者に定期的に連絡するなど、家庭との間に十分な連携・協力関係が保たれていること。
 - ② 特に、宿泊による指導を行う施設にあつては、たとえ当該施設の指導方針がいかなるものであつても、保護者の側に対し面会や退所の自由が確保されていること。

10 配偶者からの暴力の被害者の子どもの就学について（通知）

（平成21年7月13日、21生参学第7号、生涯学習政策局男女共同参画学習課長・
初等中等教育局初等中等教育企画課長 通知）

このたび、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（平成13年法律第31号）及び「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針」（平成16年内閣府、国家公安委員会、法務省、厚生労働省告示第1号）に基づく施策について、「配偶者からの暴力の防止等に関する政策評価書」が取りまとめられ、総務大臣から関係省庁の大臣に対して勧告が行われました。文部科学省に対しては、教育委員会に対し、配偶者からの暴力の被害者の子どもの円滑な就学のための手続の周知や居住地等の情報の厳重な管理についての周知・徹底を行うことなどが勧告されています（別添1参照）。

配偶者からの暴力の防止等については、これまでも「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律に基づく『基本方針』について」（平成16年12月2日付け府共第726号内閣府男女共同参画局長等通知、平成16年12月2日付け文部科学省生涯学習政策局等事務連絡、平成20年1月11日付け府共第1号内閣府男女共同参画局長等通知、平成20年2月20日付け文部科学省生涯学習政策局男女共同参画学習課等事務連絡）により御連絡しているところですが、下記事項に十分留意の上、引き続き適切な対応をお願いします。

また、各都道府県教育委員会におかれては、所管の学校及び指定都市を除く域内の市町村教育委員会に対して、各指定都市教育委員会におかれては、所管の学校に対して、各都道府県知事及び構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の長におかれては、所轄の学校及び学校法人等に対して、各国立大学長におかれては、その管下の学校に対して、このことを周知するとともに、配偶者からの暴力の被害者の子どもについて就学の機会が確実に確保されるよう、指導の徹底をお願いします。

記

1. 就学手続について

(1) 就学手続

①住民基本台帳に基づく学齢簿の編製による場合

学齢児童及び学齢生徒については、その住所の存する市町村の教育委員会が学齢簿を編製し、就学の通知等の就学手続をとることとされており、学齢簿の編製は、住民基本台帳に基づいて行うこととされていること（学校教育法施行令第1条、第5条）。

②住民基本台帳に記載されていない者についての学齢簿の編製による場合

住民基本台帳に記載されていない者であっても、当該市町村に住所を有するものであれば、この者についても学齢簿を編製し、就学の通知等の就学手続をとること。この場合、教育委員会は、住民基本台帳に脱漏又は誤載があると認める旨を遅滞なく当該市町村長に通報することとされていること（「住民基本台帳法の制定に伴う学校教育法施行令および学校教育法施行規則の一部改正について」（昭和42年10月2日付け文初財196号文部省初等中等教育局長通達）、住民基本台帳法第13条）。また、市町村の区域内に転住

してきた学齢児童及び学齢生徒を学齢簿に記載したときは、当該教育委員会は、その旨をすみやかに前住所地の教育委員会に通知するようにされたいこと（「学齢簿および指導要録の取扱について」（昭和32年2月25日付け文初財83号文部省初等中等教育局長通達））。

③区域外就学等による場合

市町村の教育委員会は、学齢児童又は学齢生徒について、保護者から区域外就学等の届出があった場合には、就学手続を行うこと。就学させようとする小学校又は中学校（併設型中学校を除く。）を設置する市町村の教育委員会は、この場合、当該学齢児童又は学齢生徒の住所の存する市町村の教育委員会と協議するものとされていること（学校教育法施行令第9条）。

(2) 配偶者からの暴力の被害者の子どもについての配慮事項

配偶者からの暴力の被害者の子どもについては、住民票の存する市町村外の学校への転学を希望する場合がある。

このような特別の事情がある場合には、個々の事情に応じて、上記（1）の②又は③の方法をとることを含めて、就学の機会が確実に確保されるようにすること。また、就学の際に必要な書類については、法令上特に定められているものではないことを踏まえつつ、配偶者からの暴力の被害者の子どもが円滑に就学できるよう、必要最小限のものとする。

なお、配偶者からの暴力の被害者の子どもについては、転学先や居住地等の情報が配偶者（加害者）に伝わることを懸念される場合があることから、住民基本台帳に脱漏又は誤載があると認める旨を市町村長に通報する際、学齢簿に記載した旨を前住所地の教育委員に通知する際、及び区域外就学に関する協議を住所地の教育委員会と行う際に、下記3の留意事項を参照した上で、配偶者からの暴力の被害者の子どもの就学であることを関係者間で共有するとともに、転学先や居住地等の情報を知り得る者については必要最小限の範囲に制限するなど、情報の厳重な管理について特に配慮すること。

2. 指導要録の取扱いについて

(1) 指導要録の取扱い

指導要録は、児童及び生徒の学籍並びに指導の過程及び結果の要約を記録し、その後の指導及び外部に対する証明等に役立たせるための原簿となるものであり、児童及び生徒の転学の際には、転出元の校長が転学先の校長に指導要録の写し等を送付すること（学校教育法施行規則第24条第3項）。これは、転学先の学校において、進級や卒業の認定を行ったり調査書を作成したりする際に、転出元の指導要録の写し等が必要なためであり、写し等が送付されないと転学先での指導等に支障が生じることがある。

また、児童及び生徒の転学の際には、転出元の指導要録に転学先の学校名及び所在地も記載すること（「小学校児童指導要録、中学校生徒指導要録、高等学校生徒指導要録、中等教育学校生徒指導要録並びに盲学校、聾学校及び養護学校の小学部児童指導要録、中学部生徒指導要録及び高等部生徒指導要録の改善等について」（平成13年4月27日付け13文科初第193号通知））。

(2) 配偶者からの暴力の被害者の子どもについての配慮事項

配偶者からの暴力の被害者の子どもについては、転学した児童及び生徒の指導要録の記述を通じて転学先の学校名や所在地等の情報が配偶者（加害者）に伝わることを懸念される場合がある。

このような特別の事情がある場合には、下記3の留意事項を参照し、配偶者からの暴力の被害者の子どもの就学であることを関係者間で共有するとともに、転学先の学校名や所在地等の情報を知り得る者については必要最小限の範囲に制限するなど、情報を特に厳重に管理した上で、転出元の学校から転学先の学校へ児童及び生徒の指導要録の写し等を送付すること。

3. 転学先や居住地等の情報の管理について

配偶者からの暴力の被害者の子どもの転学先や居住地等の情報については、各地方公共団体の個人情報保護条例等に則り、配偶者暴力相談支援センターや福祉部局等との連携を図りながら、厳重に管理すること。

また、就学事務に携わる職員及び学齢簿や指導要録等の保存の責任者は、配偶者からの暴力の被害者の子どもであるなどの特別の事情があることを十分認識し、転学先や居住地等の情報を記している学齢簿や指導要録等の開示請求等については、特に慎重に対応すること。配偶者（加害者）が児童及び生徒の法定代理人

として学齢簿や指導要録等の開示請求をしたような場合でも、教育委員会や学校にあつては、「個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第57号）において、「本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合」はその全部又は一部を開示しないことができる（同法第25条第1項）とされていることや、「学校における生徒等に関する個人情報の適正な取扱いを確保するために事業者が講ずべき措置に関する指針」（平成16年文部科学省告示第161号）において、個人データの開示に関し、「本人の法定代理人から当該本人に関する保有個人データの開示を求められた場合におけるその開示又は非開示の決定に当たっては、当該本人に対する児童虐待（児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第2条に規定する児童虐待をいう。）及び当該本人が同居する家庭における配偶者からの暴力（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律第31号）第1条第1項に規定する配偶者からの暴力をいう。）のおそれの有無を勘案すること」とされていること等も踏まえながら、それぞれの地方公共団体の個人情報保護条例等に則り、適切に対応すること。

11 一時保護等が行われている児童生徒の指導要録に係る適切な対応及び児童虐待防止対策に係る対応について（通知）（平成27年7月31日、27文科初第335号、文部科学省初等中等教育局長 通知）

児童虐待への対応については、「児童虐待の防止等のための学校、教育委員会等の的確な対応について」（平成22年3月24日付け21文科初第777号）（参考資料1）等を踏まえ、学校や教育委員会等において、これまでも様々な努力がなされているところですが、児童虐待の相談対応件数の増加傾向が続くなど、引き続き適切な対応が求められています。

このような状況の下、「児童福祉法」（昭和22年法律第164号）に基づく一時保護の件数も増加しているところ、この一時保護が行われる間は学校へ通うことができなくなることがあります。加えて、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（平成13年法律第31号）及び「売春防止法」（昭和31年法律第118号）等に基づき婦人相談所による一時保護が行われている児童生徒及び婦人保護施設に保護されている児童生徒についても、これらの措置が行われる間は学校へ通うことができなくなることがあります。

一方、近年では、例えば、児童相談所の一時保護所において、退職教員等の学習指導協力員の配置や一定の学習時間の確保等、一時保護が行われている児童の学習条件を向上させる取組も行われているところですが、

については、こうした状況等を踏まえ、一時保護が行われている児童生徒及び婦人保護施設に保護されている児童生徒（以下「一時保護等が行われている児童生徒」という。）の指導要録に係る適切な対応等を下記1.のとおりお示しすることとしました。

また、関係府省庁によって「児童虐待防止対策等について」（平成26年12月26日児童虐待防止対策に関する副大臣等会議）（参考資料2）が取りまとめられており、居住実態が把握できない児童生徒への取組のほか、児童虐待の未然防止、早期発見・早期対応等のための速やかな実施に向けて取り組む主な対応策が示されています。

これを踏まえ、学校や教育委員会等における児童虐待防止に係る対応を進める上での留意事項を下記2.のとおり整理しましたので適切な対応をお願いします。なお、居住実態が把握できない児童生徒への取組については、「居住実態が把握できない児童への対応について」（平成27年3月16日付け総行住第33号、26初初企第53号、雇児総発9316第1号）が別途通知されていますので、併せて御留意願います。

については、都道府県・指定都市教育委員会にあつては所管の学校及び域内の市区町村教育委員会等に対して、都道府県知事にあつては所轄の私立学校に対して、国立大学法人の長にあつては設置する附属学校に対して、株式会社立学校を認定した地方公共団体の長にあつては認可した学校に対して、これらの趣旨についての周知を図るとともに、適切な対応がなされるよう御指導をお願いします。なお、本通知に関しては、厚生労働省と協議済みであり、同省に対し、関係機関等への本通知の内容の周知方を依頼済みであることを申し添えます。

記

1. 一時保護等が行われている児童生徒の指導要録に係る適切な対応等について

児童相談所の一時保護所の学習環境等については、その充実に向けこれまでも学習指導協力員の配置など様々な取組が進められてきたところであるが、「児童虐待防止対策等について」において「学校と児童相談

所等関係機関の連携」を推進することが示されたこと等を踏まえれば、一時保護等が行われている児童生徒の学習状況の評価等についても関係機関が連携して適切な対応を進める必要がある。

したがって、一時保護等が行われている児童生徒の指導要録上の取扱い等について、別紙1及び別紙2によることとするので、これを踏まえて適切な対応を行うこと。

その際、都道府県教育委員会等においては、学校における指導要録上の取扱い等について各学校の円滑な判断が行われるよう、児童相談所における相談・指導の状況等について、当該児童相談所からの情報提供を踏まえ、域内の学校に情報提供することが考えられること。また、都道府県教育委員会等において、児童相談所の求めに応じ、その学習環境を充実させる観点から、一時保護所の学習指導協力員となる者として退職教員を紹介する等の協力を行うこと。

2. 児童虐待防止対策に係る対応について

(1) 学校等の間の情報共有について

「児童虐待防止対策等について」においては、「進学・転学の際の学校等の間の情報共有」を推進することが示されているが、指導要録に記されている学習状況や出席日数、健康診断票に記されている健康の状況等は、支援が必要な幼児児童生徒を発見するに当たって重要な情報となる場合もあるものである。

については、進学・転学に当たっては、法令にのっとり行うこととされている進学・転学先への文書の送付はもとより、対面、電話連絡、文書等による学校間での引継ぎの実施、学校の担当者やスクールソーシャルワーカー等によるケース会議の開催等により、支援が必要な幼児児童生徒に係る学校等の間の適切な連携を進めること。

個人情報保護の観点からどこまで情報を引き継げるかについては、適用される関係法令に基づき各学校等が判断することとなり、一般的には、公立学校には当該学校を設置する地方公共団体の個人情報保護条例が、私立学校を設置する学校法人等には「個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第57号）及び関係条例が、国立大学法人には「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第59号）が適用されるものであること。その際、一般的には、

- ・ 設置者を同じくする学校間での引継ぎについては、個人情報の利用目的の範囲内であることが原則であるが、利用目的の範囲外であっても、私立学校においては、人の生命、身体等の保護のためや児童生徒の健全な育成の推進のために特に必要があり、本人の同意を得ることが困難である場合、国立大学法人の設置する学校においては、法令の定める業務の遂行に必要な範囲で行われるものであり、かつ、相当な理由がある場合は、保有個人情報の内部利用として認められるときがあること
- ・ 設置者を異にする学校間での引継ぎについては、個人情報の第三者提供に該当することから、本人の同意を得ることが原則であるが、私立学校においては、人の生命、身体等の保護のためや児童生徒の健全な育成の推進のために特に必要があり、本人の同意を得ることが困難である場合、国立大学法人の設置する学校においては、明らかに本人の利益になる場合や、特別な理由がある場合であれば、関係法令上、第三者提供が認められるときがあること
- ・ 公立学校においては、個人情報保護条例の利用目的や第三者提供に関する規定において、類似又は同趣旨の定めがなされていることがあること

等に留意した上で必要な情報共有を図ること。また、個別の案件で疑義がある場合は、関係法令を所管する行政の部局へ問い合わせることが考えられること。

(2) 児童虐待等に係る研修の実施について

「児童虐待防止対策等について」においては、「学校と児童相談所等関係機関の連携」を推進することが示されており、虐待を発見するポイントや、発見後の対応の仕方等について、教職員の理解を一層促進することが求められる。

については、学校や教育委員会等においては、以下の資料等を参考にするとともに、「児童虐待の防止等のための学校、教育委員会等の的確な対応に関する状況調査結果について」（平成23年3月4日付け22初児生第65号）（参考資料3）に沿って、児童相談所の職員を講師に招くなどして、今後とも教職員に対する研修の充実に努めること。

（参考資料）

- 1 児童虐待の定義、関連する法律などの基礎的な知識と近年の状況については「児童虐待防止対策」（厚生労働省HPに掲載）を参照。
- 2 児童虐待についての学校における対応について
 - 学校生活の中における児童虐待の兆候等については「児童虐待防止と学校」（文部科学省HPに掲載）の「第3章学校生活での現れ」を参照。
 - 学校と福祉機関との役割分担や通告後の対応等については「児童虐待防止と学校」（文部科学省HPに掲載）の「第6章疑いから通告へ」を参照。
- (3) 児童虐待に係る通告についての組織的な対応等について

「児童虐待の防止等に関する法律」（平成12年法律第82号）の第5条第1項においては、学校及びその教職員による児童虐待の早期発見の努力義務が定められており、また、「児童虐待防止対策等について」においても、学校の組織としての「適切な通告の実施」の必要性が改めて示されていることから、学校及びその教職員は法令の趣旨を理解して児童虐待に関し適切な通告を行う必要がある。

については、教育委員会等においては、「児童虐待に係る速やかな通告の一層の推進について」（平成24年3月29日付け23文科初第1707号）（参考資料4）の別紙3に記載のとおり、虐待の事実が必ずしも明らかでなくとも一般の人の目から見れば主観的に児童虐待が疑われる場合は通告義務が生じることや、法の趣旨に基づくものであれば、その通告が結果として誤りであったとしても、そのことによって刑事上、民事上の責任を問われることは基本的には想定されないこと等を改めて学校に対し周知すること。また、通告は、教育機関と福祉機関の専門性の違いを尊重しつつ両者が協働していく契機と捉え、教職員個々人の対応に加え、学校組織として関係法令に沿った適切な対応を行うよう周知すること。

(別紙1) 一時保護等が行われている児童生徒の指導要録に係る適切な対応等について

児童福祉法に基づく一時保護が行われている児童生徒は、当該措置が行われる間、学校へ通うことができなくなることもある。また、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律及び売春防止法等に基づき婦人相談所による一時保護が行われている児童生徒及び婦人保護施設において保護されている児童生徒についても、これらの措置が行われる間は学校へ通うことができなくなることもある。

一方、近年では、例えば、児童相談所の一時保護所においては、退職教員等の学習指導協力員の配置や一定の学習時間の確保等、一時保護が行われている児童生徒の学習条件を向上させる取組も行われている。

このような状況等を踏まえ、一時保護等が行われている児童生徒については次のように、指導要録に係る適切な対応等を行うことが必要である。

1. 一時保護が行われている児童生徒が児童相談所の一時保護所において学習を行っている場合

児童相談所の一時保護所で一時保護が行われている児童生徒の中には、当該施設において、相談・指導を受け、学校における学習活動に遅れが生じないよう努力している者もいる。このような者の努力を学校として評価し支援するため、以下の要件を満たす場合には、当該施設において相談・指導を受けた日数を指導要録上出席扱いとすることができることとする。

(出席扱いの要件)

一時保護が行われている児童生徒が児童相談所の一時保護所において相談・指導を受ける場合であって、当該児童生徒の自立を支援する上で当該相談・指導が有効・適切であると判断され、かつ、以下の要件を満たすときには校長は指導要録上出席扱いとすることができる。

- 1 当該施設と学校との間において、児童生徒の生活指導や学習指導に関し、十分な連携・協力が保たれていること。
- 2 別紙2を参考としつつ、当該施設において、児童生徒の状況に適した学習環境が整えられているなど、適切な相談・指導が行われていることが確認できること。

なお、指導要録上出席扱いとした場合、指導要録においては、「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について（通知）」（平成22年5月11日付け22文科初第1号（以下「平成22年通知」という。））を踏まえ、出席日数の内数として出席扱いとした日

数及び当該施設において学習活動を行ったことを記入すること。

2. 一時保護等が行われている児童生徒が学習を行っていない場合

一時保護等が行われている児童生徒については、その心身の状態から学習が困難であったり、学校に出席できなかつたりすることがある。このため、一時保護等が行われている児童生徒が学校に出席できておらず、かつ、一時保護所又は一時保護所以外の施設で学習を行っていない場合には、平成22年通知の別紙1、2及び3中「出席停止・忌引等の日数」に含めることとされている「非常変災等児童（生徒）又は保護者の責任に帰すことのできない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日数」に含める扱いとすることが適当である。

なお、指導要録においては、平成22年通知を踏まえ、一時保護等が行われている児童生徒であることを理由として出席停止・忌引等の日数としたこと及びその日数を記入すること。

3. その他の留意点

(1) 一時保護所以外の施設で一時保護が行われている児童生徒及び婦人保護施設において保護されている児童生徒が学校に出席できていないときは、これらの措置が児童の福祉を保障する観点等から行われるものであることに留意し、1. を参考としつつ、児童生徒の自立を支援する上で有効・適切であると判断される場合であって、当該児童生徒に対しこれらの措置の実施主体と学校との連携・協力の状況、学習環境等の相談・指導の状況等を勘案して適切であると認められるとき、出席扱いとすることができることとする。

また、指導要録上出席扱いとした場合、指導要録においては、平成22年通知を踏まえ、出席日数の内数として出席扱いとした日数及び当該施設において学習活動を行ったことを記入すること。

(2) 一時保護等が行われている児童生徒が学校に復帰した際、当該学校は児童生徒の状況に応じ補習等を実施し、小・中学校における各学校の課程の修了や高等学校における単位の認定等を適切に行うことが望ましいこと。

(別紙2) 児童相談所の一時保護所の学習環境が出席扱いを認めることができるかを判断する際の目安

児童相談所については「児童相談所運営指針」（平成2年3月5日付け児発第133号を累次改正）が定められており、その中では、一時保護所の運営に関し、学習の実施に当たっての配慮事項が定められている。

学校長は、一時保護が行われている児童生徒について指導要録上出席扱いとする場合には、児童相談所に置かれている児童福祉司等を通じ、児童生徒の状況に適した学習環境が整備されていることを確認することが必要であり、その際の参考となるよう以下の目安を示すものである。

(1) 教育指導の方法・内容

- 児童相談所運営指針に沿って、例えば、午前中は学習指導、午後はスポーツ等のプログラムが組み込まれるなど、一定の教育指導の時間が確保されていること。
- 学校から聴取した状況等も踏まえ、当該児童生徒の学習到達の状況を適切に評価し、当該児童生徒の状況に応じた方針に基づき、教育指導が実施されていること。
- 児童相談所や児童生徒の実状に応じて、個別指導と併せて、集団指導が実施されていること。
- 児童相談所の運営・管理の許す限りにおいて、体験学習が取り入れられていること。

(2) 教育指導の体制

- 教育指導に当たっては、教員経験やそれに準ずる教育指導の経験のある学習指導協力員や職員が中心となるとともに、その他の職員の協力も得て、「不登校への対応の在り方について（通知）」（平成15年5月16日付け15文科初第255号）の中の「教育支援センター（適応指導教室）整備指針（試案）6指導体制等」を参考にしつつ、個に応じたきめ細かな教育指導がなされる体制となっていること。
- 児童生徒の指導方針等については、心理や福祉に関する専門的な資格を有する者の協力を得て定められていること。

(3) 施設・設備等

- 施設・設備は、保健衛生上、安全上及び管理上適切なものであり、集団で活動するための部屋、相談室、職員室などを備えていること。

- 体育館等を備えていたり、体育館等を有しない場合は周辺に代替できる施設や環境が整えられていたりするなど、スポーツ活動や体験活動の実施に関する配慮がなされていること。
- 児童生徒の教育指導に必要な教具を備えていること。

12 児童生徒のオリンピック・パラリンピック競技大会等への参加について（通知）

（平成27年10月30日，27ス庁第142号，スポーツ庁次長・文部科学省初等中等教育局長 通知）

児童生徒の体力・運動能力の低下や体験不足が指摘される中、児童生徒が参加する運動競技は、生涯にわたってスポーツに親しむ資質や能力を育て、健康の増進と体力の向上を図るだけでなく、児童・生徒の自主性、協調性、責任感、連帯感などを育成するなど教育効果は極めて大きいものです。

このような教育的効果が有効に発揮されるには、児童生徒の発達段階やバランスのとれた生活が考慮されなければならないことから、児童生徒が参加する運動競技は、引き続き、勝利至上主義に陥らず、その適正な実施及び参加がなされる必要があります。

平成32年に東京においてオリンピック競技大会及びパラリンピック競技大会が開催されることとされており、今後、これらの競技大会及びこれらの競技大会に向けた選手強化合宿等に児童生徒が参加することが見込まれるところです。

こうした状況を踏まえ、文部科学省において、児童生徒がオリンピック競技大会及びパラリンピック競技大会並びにこれらの競技大会に向けた選手強化合宿等に参加するに当たっての配慮事項等を以下のとおり取りまとめました。下記事項に御留意の上、今後とも、児童生徒の競技活動が活発かつ適切に行われるよう御協力願います。

以上のことについて、都道府県及び指定都市教育委員会並びに都道府県知事にあつては、域内の市町村教育委員会、所管又は所轄の学校に対して、国立大学長にあつては、その管下の学校に対し、御周知願います。

記

- 1 児童生徒のオリンピック競技大会及びパラリンピック競技大会並びにこれらの大会に向けた選手強化合宿等（以下「オリンピック競技大会及びパラリンピック競技大会等」という。）への参加については、児童生徒の個性・能力の伸長、競技力の向上の見地から、児童生徒の心身の発育・発達、学校教育への影響に配慮しつつ、体力に優れ、著しく競技水準の高い者に限って参加を認めるものであること。
- 2 児童生徒のオリンピック競技大会及びパラリンピック競技大会等への参加が、当該児童生徒の心身の発育・発達の状況、学校教育への影響等を総合的に勘案し、教育上有意義であると認められる場合には、校長は、学校教育活動の一環として参加させることができるものであること。その際、授業への出欠については「出席」扱いとすることが適当であること。なお、この取扱は、「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について（通知）」（平成22年5月1日付け22文科初第1号）別紙1から別紙3における「指導要録の出欠の記録においては出席扱いとすることができる」とする取扱に該当するものであること。
- 3 学校においては、オリンピック競技大会及びパラリンピック競技大会等に児童生徒が参加するに当たっては、例えば各競技団体から児童生徒の活動等に関する事項を記載した書面を徴するなど、保護者や各競技団体と連携して、児童生徒がオリンピック競技大会及びパラリンピック競技大会等に参加する状況を把握すること。

13 「児童生徒のオリンピック・パラリンピック競技大会等への参加について（通知）」等に関する周知及び留意事項について

（平成29年4月3日，スポーツ庁競技スポーツ課・文部科学省初等中等教育局教育課程課 事務連絡）

児童生徒のオリンピック競技大会及びパラリンピック競技大会並びにこれらの大会に向けた選手強化合宿等の参加に当たっての配慮事項等については、「児童生徒のオリンピック・パラリンピック競技大会等への参加

について（通知）」（平成27年10月30日 27ス庁第142号 スポーツ庁次長、文部科学省初等中等教育局長通知。以下「本通知」という。）にてお知らせしているところです。

また、本通知に関しては、平成29年1月18日に開催された都道府県・指定都市スポーツ主管課長会議において、上記通知の趣旨が学校等に確実に伝わるよう適切な周知をお願いするとともに、オリンピック・パラリンピック以外の競技についても、部活動において実施されているか否かにかかわらず、本通知に従い取り扱うことができる旨周知しているところですが、新年度になり、児童生徒の各種競技大会等への参加の申出や「出席」扱いに関する相談が新たに行われることも見込まれることから、都道府県及び指定都市教育委員会担当課並びに都道府県私立学校主管課にあっては、域内の市町村教育委員会、所管又は所轄の学校に対して、国立大学法人主管課にあっては、その管下の学校に対し、改めて本通知の趣旨について御周知願います。

なお、本通知に係る事務の取扱については下記の事項に留意していただくようお願いいたします。あわせて、各学校における本通知に係る事務の適切な取扱に資するため、「Q&A」を作成しましたので、参考として送ります。これらについてもあわせて御周知願います。

【留意事項】

- 1 オリンピック・パラリンピック以外の各種競技についても、学校部活動において実施されているか否かにかかわらず、本通知に従い取り扱うことができるものであること。
- 2 校長は、体力に優れ、著しく競技水準の高い児童生徒から各種競技大会等への参加について申出があった場合、①児童生徒の各種競技大会等への参加に伴う教育的効果（生涯にわたってスポーツに親しむ資質や能力の育成、健康の増進、体力の向上、児童生徒の自主性、協調性、責任感、連帯感の育成等）を適切に把握した上で、②当該児童生徒の心身の発育・発達状況、③当該児童生徒の学校教育上の状況、等について懸念される事項（各種競技大会等への参加が、当該児童生徒の心身の発育・発達に悪影響を与える可能性や当該児童生徒の学業や生活への支障等）がある場合、当該教育的効果とこれらの懸念される事項を照らし合わせる等の方法を通じて、各種競技大会等への参加が教育上有意義であるか否かを判断すること。
- 3 校長は、当該児童生徒の各種競技大会等への参加が決定した後のみならず、2の判断を行うに当たっても、当該児童生徒が各種競技大会等に参加する教育的効果や活動状況を具体的に把握できるよう、児童生徒の活動等に関する事項を記載した書面の作成を依頼するなど各種競技団体等と必要な意思疎通を図ること。
- 4 校長は、2の判断を行った場合には、判断の理由を当該児童生徒の保護者に対して丁寧に説明するなど、保護者と適切に意思疎通を図ること。

「Q&A」

Q1 ある生徒から〇〇という競技の全国大会に県代表として参加したいので「出席」扱いを認めてほしい旨の申出がありました。しかし、〇〇という競技については、近隣の市町村や学校ではほとんど行われておらず、学校部活動で行われている競技以外の競技について出席扱いを認めた前例もないため、「地域性」や「前例」を理由に申出をお断りしようと思います。問題ありませんか。

- 「児童生徒のオリンピック・パラリンピック競技大会等への参加について（通知）」（平成27年10月30日 付け・27ス庁第142号 スポーツ庁次長・文部科学省初等中等教育局長通知）に基づき、オリンピック・パラリンピック以外の競技についても、各種競技大会等への参加が教育上有意義であるなど一定の要件を満たす場合には、「出席」扱いとすることができることとされています。
- このため、校長は、このような申出があった場合、「地域性」や「前例」を理由とせず、通知の定める取扱に従って、競技の種類の如何に関わらず、各種競技大会等への参加が教育上有意義であるかどうかを個別具体的に判断する必要があります。

Q2 △△という競技については、その内容をよく知りませんが、遊びのようなものではないでしょうか。そのようなものに、学校活動の一環として参加させることはできないのではないのでしょうか。

- 本通知に示しているとおおり、児童生徒が参加する運動競技は、生涯にわたってスポーツに親しむ資質や能

力を育て、健康の増進と体力の向上を図るだけでなく、児童生徒の自主性、協調性、責任感、連帯感などを育成するなど、教育的効果は極めて大きいものと考えられます。

- また、本通知において用いる運動競技という用語は、心身の健全な発達、健康及び体力の保持増進等といった観点から、一定の規則に従って、速力・技能などを競う身体活動を幅広く含むものであり、例えば、舟艇、車、ボード類及びそりその他の様々な器具（発動機を動力として要するものを含む）を用いる競技も含むことに留意してください。
- 児童生徒から、各種競技大会等への参加や「出席」扱いに関する相談があった場合で、校長が各種競技大会等への参加が教育上有意義かどうか判断する場合には、通知の定める取扱いに従って、責任ある判断を行うことができるよう、必要な情報の収集に努めることが求められます。
- 例えば、当該児童生徒や保護者から当該活動に参加する教育的効果について聞き取りを行うとともに、書面を徴することをはじめとして各競技団体等と必要な意思疎通を図るなどの方法が考えられます。

Q3 ある児童生徒とその保護者から、「近隣の□□市では「出席」扱いが認められたのだから、自分たちも「出席」扱いを認めてほしい」と申出がありました。このような場合、必ず「出席」扱いを認めなければならないのでしょうか。

- 本通知及び本事務連絡に示しているとおり、校長は、体力に優れ、著しく競技水準の高い児童生徒から各種競技大会等への参加について申出があった場合、①児童生徒の各種競技大会等への参加に伴う教育的効果を適切に把握した上で、②当該児童生徒の心身の発育・発達の状況、③当該児童生徒の学校教育上の状況等を総合的に勘案し、児童生徒の各種競技大会等への参加が教育上有意義であるか否かを判断することが必要です。
- 個々の児童生徒に関する②・③に示した状況は、児童生徒毎に異なることが想定されるとともに、校長による判断は個々の児童生徒の置かれた状況を適切に踏まえた上で個別具体的に行われる必要があることから、単に他の地方公共団体や学校で他の児童生徒について「出席」扱いが認められたことのみを持って、申出があった当該児童生徒についても自動的に「出席」扱いを認めるという運用は不適切であると考えられます。
- 逆に、近隣の地方公共団体や学校において、「出席」扱いを認めた事例がないということのみをもって、「出席」扱いを認めないということが不相当であることについては、Q1に対する回答で説明したとおりです。

Q4 学校の勉強に遅れないように、大会や強化合宿等に参加する児童生徒に、一定の課題を与えることは差し支えありませんか。

- 一般に、児童生徒の学習状況に応じて、必要に応じて、一定の課題を与えたり、補習等の機会を設けることは差し支えありませんが、その際には、児童生徒が競技等に参加する状況を競技団体等を通じて適切に把握するなど、与える課題が児童生徒にとって負担過重なものにならないよう配慮することが求められます。

14 指導要録等の電子化に関する参考資料について

(平成22年9月30日、初等中等教育局教育課程課 事務連絡)

学習評価と指導要録の改善等について、平成22年5月11日付けで「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について（22文科初第1号文部科学省初等中等教育局長通知）」（以下、通知とする。）を発出するとともに、本年8月30日付けの事務連絡により、校務の情報化を推進する観点から、指導要録の「参考様式」の電子ファイル（エクセル様式）を電子メールにより送付したところです。この事務連絡の中でお伝えしていた「情報技術を活用した指導要録の作成、保存、送付についての参考資料」を作成しましたので、別添の通り送付します。

各設置者におかれましては、指導要録の様式の設定等の検討に当たって本事務連絡で送付した参考資料を参考にさせていただきたいと考えています。また、このことについて関係機関に周知していただくようお願いいたします。

第1章 指導要録等における情報通信技術の活用について

第2章 情報通信技術を活用する場合の留意点【共通事項】

1. 使用するコンピュータ等
2. データによる作成・保存について
3. 指導要録の真実性の保持、データの漏失・き損・改ざんの防止等について

【第1版】

第3章 情報通信技術を活用する場合の留意点【段階別】

1. 指導要録の作成段階のみ情報通信技術を活用する場合
2. 書面の指導要録等を情報通信技術を活用して電子データとして保存する場合
3. 指導要録等の作成・保存をいずれも情報通信技術を活用する場合
4. 指導要録等の作成・保存・送付時に情報通信技術を活用する場合～記録媒体を送付～
5. 指導要録等の作成・保存・送付時に情報通信技術を活用する場合～インターネットを通じた送付～

第4章 教育委員会等に望まれること

参照条文

- ◆ 学校教育法施行規則（抄）
- ◆ 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（抄）
- ◆ 関係行政機関が所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（抄）
- ◆ 文部科学省関係の行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令（抄）
- ◆ 民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（抄）
- ◆ 民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行令（抄）
- ◆ 文部科学省の所管する法令により民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令（抄）
- ◆ 電子署名及び認証業務に関する法律（抄）

文部科学省初等中等教育局教育課程課

平成22年9月

指導要録等の電子化に関する参考資料

第1章 指導要録等における情報通信技術の活用について

平成22年5月11日付け「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について(22文科初第1号文部科学省初等中等教育局長通知)」において、学校や設置者は、学習評価に関する情報の適切な管理を図りつつ、情報通信技術の活用により指導要録等に係る事務の改善を検討することが重要であると示しています。

この通知にもある通り、写しや抄本を含め、法令に基づく文書である指導要録について、その作成、保存、送付を、情報通信技術を活用して行うことは現行制度上でも可能です。これは、行政手続のオンライン化により行政運営の効率化・効率化を図ることなどを目的とした「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」(平成14年12月18日法律第161号)や、民間事業者等が行う書面の保存等に係る負荷の軽減や国民経済の健全な発展を図ることなどを目的とした「民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律」(平成16年12月1日法律第149号)等が整備されたことにより可能となりました。

こうしたことを踏まえ、文部科学省においては、平成22年8月26日、情報通信技術を活用して21世紀にあふましい学びと学校を創出するための「教育の情報化ビジョン(電子)」を公表しました。この中で、校務の情報化の効率化について、次のように整理しています。

学校における校務の情報化は、教職員等学校関係者が必要な情報を共有することによりきめ細かな指導を可能とするとともに、校務の負担軽減を図り、教員が子どもたちと向き合う時間や教員同士が相互に授業展開等を吟味し合う時間を増加させ、ひいては、教育の質の向上と学校経営の改善に資するものである。具体的には、学籍、出欠、成績、保健、図書等の管理や、教員間の指導計画・指導案・デジタル教材・子どもたちの学習履歴その他様々な情報の共有、学校ウェブサイトやメール等による家語・地域との情報共有等が含まれる。

このような校務の情報化が進むことによって、教職員間や教職員・保護者間で共有する情報の充実、情報共有が増加することによる相互の気づき、校務の処理時間の短縮による時間の使い方の変化、業務の正確性の向上、学校からの情報発信が増えることにより保護者や地域住民の学校への理解が深まること等が期待される。

このように、教育の質の向上や学校経営の改善等の観点から、情報通信技術を活用して校務の効率化を図ることは重要で、

校務のうち、教務の情報化としては、例えば、学習活動の目標や内容、評価基準、評価方法等も含めた指導計画や指導案等を学校内で一元的に管理・活用したり、それらを同一

地域の学校間で共有したりすることが考えられます。

これら教務の中でも特に、学習評価に係る事務の効率化が求められていることである。例えば群馬県教育委員会が教職員を対象に実施した「校務の情報化に関するアンケート」(平成21年度)調査結果によると、負担を感じている校務として最も多くの回答が得られたものが「指導要録作成」(47.6%)であり、続いて「通知表の作成」(42.9%)という結果が出ています。

指導要録は、幼児児童生徒(以下、「児童等」とする。)の学籍並びに指導の過程及び結果の要約を記録し、その後の指導及び外部に対する証明等に役立たせるための原簿となるものです。法令の規定に基づく指導要録、その写し及び抄本(以下、特にことわりのない限り、これらを「指導要録等」とする。)については、先に示したとおり、「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」等によって情報通信技術を活用して作成等を行うことは可能ですが、その場合の要件も法令で定められているため、それらの規定に従った対応が求められます。

指導要録等の作成、保存、送付にあたり情報通信技術を活用する場合、大まかには第3章に示すとおり五つのケースが想定されます。本資料では、主にそれぞれの段階における要件や留意事項を示しています。

ただし、本資料で示す事項について、別途、条例、条約、地方公共団体の規則並びに教育委員会を含む地方公共団体の機関の定める規則及び規定に等しい定めがある場合(例えば、指導要録の記入を手書きで行うとしているなど)は、本資料に示す内容に優先する場合がありますのでご留意ください。

各学校、設置者におかれれば、地域や学校の実情に応じて、また、個人情報保護条例等の整合性を図りつつ、本資料も参考にしながら情報通信技術の活用についてご検討ください。なお、国における校務の情報化についての検討に併せて、本資料により示す内容を随時更新していく予定です。

1 学校担任に限定した場合、20.0%となる。
2 学校担任に限定した場合、62.9%となる。

【用語の定義】

本資料で用いる用語の定義は、便宜上、次のようにします。

- (指導要録等の) 作成＝学校教育法施行規則第24条第1項、第2項に基づき指導要録(原本)、写し及び抄本を作成すること。
- (指導要録等の) 保存＝学校教育法施行規則第24条第1項、第2項に基づき指導要録(学年進行中のものも含む)、写しを学校に備え、または保存すること。なお、電子データをコンピュータ等に「(名前をつけて)保存」する操作とは区別される(本資料の中では、この操作を「記録」とする。)
- (指導要録等の) 送付＝学校教育法施行規則第24条第2項、第3項に基づき指導要録の抄本又はその写しを進学先または転学先の校長に送付すること。
- 記録＝コンピュータ等のハードディスクやフロッピー等の磁気ディスク、これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物(電磁的記録媒体)に、キーボードやスキャナーを使って電子データを入力し記録すること(オンライン化通知法文科省令第8条の「記録」、e-文書法文科省令第6条の「記録」、「複製」に同じ)。
- 記録＝書面等に手書きで記入すること。

【関係各法令】

本資料で用いる関係各法令の略称は、便宜上、次のようにします。(巻末の「参照文」参照)

- ① 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律：オンライン化通知法
- ② 関係行政機関が所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則：オンライン化通知法施行規則
- ③ 文部科学省関係の行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令：オンライン化通知法文科省令
- ④ 民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律：e-文書法
- ⑤ 民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行令：e-文書法施行令
- ⑥ 文部科学省の所管する法令の規定により民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令：e-文書法文科省令
- ⑦ 電子署名及び認証業務に関する法律：電子署名法

1 本資料において「複製」には印刷複製を含む。

第2章 情報通信技術を活用する場合の留意点【共通事項】

1. 使用するコンピュータ等

情報通信技術を用いて指導要録を保存する際、教員の私物のコンピュータではなく、学校に設置されているコンピュータ等を使用することが望まれます。メール等のインターネットを通じて抄本・写しを送付する場合は、学校のコンピュータ等を使用することが必要です(オンライン化通知法第4条第1項、e-文書法文科省令第11条第1項第1号)。

2. 電子データによる作成・保存について

情報通信技術を用いて指導要録等を作成・保存する際、その記録先として学校のコンピュータ等のハードディスクか、フロッピーディスクなどの磁気を用いた記録用ディスクのほか、CD-RWやDVD-RWなどの一定の事項を確実に記録しておくことができる記録媒体(以下、これを「電磁的記録媒体」とする。)である必要があります(オンライン化通知法文科省令第8条、e-文書法文科省令第6条)。記録するファイル形式は問いませんが、市町村内で統一するなど、関係者が共有できるファイル形式で行うことが望まれます。また、手書きで記録した指導要録等(書面)をスキャナ等で読み込み、電子データに変換して記録・保存することも考えられます。

「学籍に関する記録」と「指導に関する記録」は、保存期間の違いから別々に保存することも考えられますが、「指導に関する記録」の保存期間(5年)が経過するまでの間は、同一の記録媒体に記録するなど両者の一体性が分かるように保存することが望まれます。

なお、特に私立学校においては、電子データによる保存を行う場合には、必要に応じて直ちにコンピュータ等のディスプレイに表示するか、プリントアウトできる状態しておくことが必要です(e-文書法文科省令第4条第2項)。

3. 指導要録の真正性の確保、データの滅失・盗損・改ざんの防止等について

法令上、指導要録に必ずしも印字する必要はありませんが、「校長氏名印」や「学級主任者氏名印」の欄については、指導要録の真正性を保持し、改ざんを防止することなどを目的としています。

情報通信技術を利用して指導要録等を作成、保存、送付する際にも「押印」という行為は必ずしも求められていませんが、情報の信頼性の確保及び個人情報保護の観点から、その真正性を保持するとともに、指導要録等上の情報が学校関係者以外の者に漏えいしたり、電子データの滅失又は盗損などを防ぐため、必要な措置を講じることが必要です。まずは、長期的保存に耐え得るよう、データの真正性を確保しつつ定期的にデータのバ

* 書き換え可能なCDやDVDの媒体のうちのものでつ。
* 正印、教員は校長等の記録など個人情報記録したUSBメモリやハードディスクを紛失したり、盗難にあうなどの事例は報告されている。

第3章 情報通信技術を活用する場合の留意点【段階別】

情報通信技術を活用して指導要録等の作成、保存、送付を行う例

1. 指導要録の記入をコンピュータ等でを行い、書面としてプリントアウトしたものに複製・学級担任者の署名・判印して原本を作成。抄本、写しは、当該原本から作成。保存や送付は書面により行う。 → 第3章 1. 指導要録の作成段階にのみ情報通信技術を活用する場合	2. 予書きで記載したものも含め、書面の指導要録等をスキャナ等で読み込み、電子データ化して保存する。 → 第3章 2. 書面の指導要録等を情報通信技術を活用して電子データとして保存する場合	3. 指導要録の記入をコンピュータ等でを行い、電子データとして作成・保存する。抄本、写しは、当該原本から書面として作成。送付も書面により行う。 → 第3章 3. 指導要録等の作成・保存をいづれも情報通信技術を活用する場合	4. 指導要録の記入をコンピュータ等でを行い、電子データとして作成・保存する。当該原本から電子データとして「写し」、「抄本」を作成し、電磁的記録媒体に記録。当該電磁的記録媒体そのものを送付（発送等）する。 → 第3章 4. 指導要録等の作成・保存・送付時に情報通信技術を活用する場合～電磁的記録媒体を送付～	5. 指導要録の記入をコンピュータ等でを行い、電子データとして作成・保存する。当該原本から電子データとして作成した「写し」、「抄本」に電子署名をして、メール等のインターネットを通じて送付する。 → 第3章 5. 指導要録等の作成・保存・送付時に情報通信技術を活用する場合～インターネットを通じて送付～
--	---	---	--	---

【段階別のイメージ】

	作成	保存	送付（写し・抄本）
第3章 1.	電子化	書面	書面
第3章 2.	書面（1.により作成した場合を含む）	電子化	書面
第3章 3.	電子化	電子化	書面
第3章 4.	電子化	電子化	電磁的記録媒体
第3章 5.	電子化	電子化	電子化

ックアップをとるなどの工夫が考えられます。また、原本の真実性を保持し、改ざんを防止するための措置として、電子署名^{*)}をすることが考えられますが、作成・保存を伴う際に、法令上必ずしも電子署名をすることは求められていないことから、タイムスタンプを含む暗号化技術^{*)}等を活用することが考えられます。

いづれにせよ、相町村教育委員会においては、例えば、情報システム・ネットワークに関する企画や家宅管理をする部門等と協議するなど、学校における電子データの適切な取扱いを検討する中で、これら具体的な措置セキュリティ・個人情報保護対策を講じることが望まれます。

【参考1】データの滅失・き損・改ざんの防止等の工夫例

群馬県教育委員会

【指導要録及び出席簿のワープロによる作成について（平成19年2月27日）^{*)}より】
○電子データの滅失、毀損等を防ぐための措置

○電子データは、バックアップした上で外部記憶装置等に保存し、耐火金庫等に集中保管するなど、その所在を明らかにしておくこと。また、コンピュータ本体のハードディスクに記録が残らないようにすること。

○記録事項の追加、変更、修正等に伴い、新たに電子データを印刷した場合は、確実に照合を行うこと。

○電子データの作成に用いるコンピュータや外部記憶装置、コンピュータソフトなどについては、必ずウイルスチェックを講じること。

【電子データの改ざん、流出を防ぐための措置】

○電子データの作成に用いるコンピュータには、IDとパスワードを設定するなど^{*)}、使用者を限定できるようにすること。

○電子データの学校外への持ち出しは禁止すること。また、電子データの作成に用いるコンピュータの修理や処分の際には、電子データが確実に消去されている状態にすること。

○不要になった電子データについては、速やかに破壊すること。

【参考2】総務省 国民のための情報セキュリティサイト（特に「企業・組織」向け）

http://www.soumu.go.jp/main_nosise/joho_sennin/secuarity/

*) 電子データを電磁的記録媒体に記録して、重要なデータの複製を作っておくこと。
† 本資料では電子署名法第2条の「電子署名」による、電磁的記録に記録された情報について作成者を示す目的で行われる暗号化等の措置で、改ざんが行われていないかどうかを確認することができるとのこと。
*) 印刷されている時刻は印刷にその文書が存在し、(存在証明) その時刻以降文書が改ざんされていないことを証明する（「改ざん証明」もの、監査者作成リーフレット「電子署名・認証・タイムスタンプ」その取崩しと応用」参照。
*) 文字や電子などのデータ（入力値）を一定の長さのデータ（出力値）に変換する変換を用いて数値化（ハッシュ関数）し、更新時にその値に変更がないかをシステムで確認するなどの処理。
*) http://www.pref.gunma.jp/data/PortalSite/02/03/03/03_DISPLAY_ID=000004&CONTENTS_ID=0902 参照。
*) データを圧縮する際、ファイル形式にIDやパスワードを設定することも考えられる。

1. 指導要録の作成段階にのみ情報通信技術を活用する場合

作成の際には、設置者が決定した指導要録の様式について、校長・学級担任者の押印箇所を除く「学類に関する記録」と「指導に関する記録」に必要事項を入力し、当該データを学校のコンピュータ等のハードディスクが専用の電磁的記録媒体に記録します。手書きではなくコンピュータ等を使うことで、誤記などを恐れず効率的に様式に記入することが可能です。

この場合、電子データそのものは原本ではなく、データをプリントアウトしたものが原本となり、特に「学類に関する記録」については、プリントアウトしかつ押印したものが原本となります。

原本の作成に当たって用いた電子データが流出したりすることのないよう、厳密に留意することが望まれます。

「学類に関する記録」については、児童等の進級後、新しい学年において指導要録に必要事項を記入する場合、前学年の担任者が作成した原本に手書きで記名押印することとしている例がみられます（卒業年度まで）¹⁴。

他方、「指導に関する記録」については、関係者以外の者が修正できないようにデータを学年毎にPDF形式等で記録し、それらをプリントアウトしてホッチキスで綴じるなど、書面にまとめて保存する方法も考えられます（小学校の場合、「指導に関する記録」について原本が6枚存在することになります）。この他、「指導に関する記録」については、前学年の担任者が記録したデータに追加した上で、プリントアウトすることも考えられます。その場合、前学級担任者が記録した部分を誤って修正することのないよう留意するとともに、出力後、前学級担任者の記録部分に変更がないが照合することが望まれます。また、追加してプリントアウトした後、新しい「原本」が作成された以上、それまでのものについては、シュレッダー等で破棄するなどして、原本の真実性を確保することが望まれます。

2. 書面の指導要録等を情報通信技術を活用して電子データとして保存する場合

手書きで記録したものも含め、書面で作成した指導要録等を、情報通信技術を利用して電子データ化して保存することも可能です。これにより、書面で保存していた校内のスペースを削減することができます。

具体的には、関係者以外の者が修正できないよう、書面そのものをスキャナ等で読み込み、PDF形式等で専用の電磁的記録媒体に記録する方法が考えられます。ただし、手書きの指導要録等を読み込んで記録する場合、鮮明に記録されているか確認することが望ま

¹⁴ 関係者教育委員会「指導要録及び出校簿のリーボックによる作成について（平成19年9月27日）」リーボックにより指導要録を作成する際の具体的な方法や留意事項が、「学類に関する記録」と「指導に関する記録」に分けて整理されている。

れます。

3. 指導要録等の作成・保存を問わず情報通信技術を活用する場合

1.にあるように、作成にあたっては、設置者が決定した指導要録の様式の「学類に関する記録」と「指導に関する記録」に必要事項を入力し、当該データを学校のコンピュータ等のハードディスクが専用の電磁的記録媒体に記録します。また、長期の保存という観点から、第2章3.にあるように、電子署名や暗号化技術、タイムスタンプ等を用いて記録することにより真実性を保ち、改ざんを防止することが望まれます。

児童等の進級後、新しい学年において指導要録に必要事項を記入する場合、前担任等が記録したデータに追加して記録することが考えられます。この場合、前学級担任者が記録した部分を誤って修正することのないよう留意するとともに、前学級担任者の記録部分に変更がないが照合することが望まれます。また、どのデータが真性の「原本」であるか、混乱が生じないように留意してデータを取り扱うことが望まれます。

写しや抄本は、原本からコンピュータ等を操作して作成することが考えられます。ただし、国公立学校については、電子署名をしていない写しや抄本を、電子データの形で進学先や転学先に電子メール等で送付することはできないため、書面で送付することになります（オンライン化通知法文科省令第6条第3項、5.参照）。

4. 指導要録等の作成・保存・送付時に情報通信技術を活用する場合～記録媒体を送付～

指導要録等の作成・保存については上記3.と同様ですが、情報通信技術を用いて作成した写しや抄本を電磁的記録媒体に記録し、当該電磁的記録媒体そのものを郵送などで送付する方法が考えられます。この場合、送付する前に、送付先の学校に送付方法及びそのファイル形式について連絡し、承諾を得ておく必要があります（オンライン化通知法文科省令第6条第2項、e-文書法施行令第2条第1項及び第2項）。

この方法によって指導要録の写しや抄本の送付を受けた学校は、受け取った電子データを直ちにプリントアウトして書面として保存するか、学校のコンピュータ等のハードディスクや専用の電磁的記録媒体にすみやかに記録することが望まれます。

5. 指導要録等の作成・保存・送付時に情報通信技術を活用する場合～インターネットを通じた送付～

指導要録等の作成・保存については上記3.と同様ですが、写しや抄本を電子メール等のインターネットを通じて送付することも考えられます。この場合、送付する前に、送付先の学校に送付方法及びそのファイル形式について連絡し、承諾を得ておく必要があります（オンライン化通知法文科省令第6条第2項、e-文書法施行令第2条第1項、第2項、e-文書法文科省令第12条等）。

第4章 教育委員会等に望まれること

指導要録等の作成は手書きで行わなければならないなど、指導要録に係る業務についての影響があるところでは、教育委員会等においては、指導要録等を作成、保存、送付することの趣旨・目的を確認しつつ、本資料等を踏まえて情報通信技術の活用についてご検討ください。併せて、指導要録等に係る事務全体の効率化に向けてもご検討ください。

例えば、決定した指導要録の様式を域内の学校に電子データで送付することや、必要な説明を準備することなどが考えられます。このほか、下記の群馬県教育委員会が示した事項も参考になります。

- 群馬県教育委員会**
- 『指導要録及び出席簿のワープロによる作成について（平成19年2月27日）』¹³⁾より
- 【市町村教育委員会に求める事項】
- 市町村教育委員会はワープロ化に必要な設備の整備や教職員の指導に努めること
 - 電子データの作成に用いる学校用コンピュータは必要台数を整備し、事務の効率化が図られるようにすること。
 - ワープロ化に当たっては、コンピュータ管理やデータ管理などの管理体制を整備するとともに、管理責任者を明確にしておくこと。
 - 教職員の情報管理に関する意識の向上やコンピュータ操作技術の向上を図るための研修を定期的に実施するなど、情報管理や操作技術が一定水準に保たれるようにすること。
 - 市町村教育委員会は、各学校に対して定期的な管理体制の調査点検を実施し、ワープロ化で配慮すべき事項が確実に遵守されていることを確認すること。

国においては、さらに進んだ取組に向けて検討しているところです。平成21年に文部科学省が公表した「教育の情報化に関する手引」においては、効率的な校務処理は教育活動の質の改善につながるとの観点から、校務の情報化が必要であるとし、その例として、グループウェア¹⁴⁾等を活用することを挙げています。例えば、「グループウェアの中には、成績処理から学校独自の通知表の作成、そして指導要録作成の作業が、一貫してコンピュータ

¹³⁾ http://www.pref.gunma.jp/eis/Portals/0/Service/03DISPLAY_ID=000000&CONTENTS_ID=0302 参照。

¹⁴⁾ 社内LANを活用して情報共有やコミュニケーションの効率化を図り、グループによる協働作業を支援するソフトウェアの総称。主な機能としては、グループ内のメンバー間及び外部とのコミュニケーションを円滑化する電子メール機能、メンバー間の打合せや特定の作業について連携を行うための電子会議機能、グループ全体に共通で行う電子集約機能、メンバー間でスケジュールを共有するスケジュール機能、ファイルやノウハウなどをデータベース化して共有する文書共有機能、業績など業績のメンバー間で共有される文書を電子化して迅速化する機能などがある。

この方法によって写しや抄本の送付を受けた学校は、受け取った電子データを直ちに学校のコンピュータ等のハードディスクや専用の電磁的記録媒体にすみやかに記録することが望まれます。

さらに、国公立学校については、写しや抄本のデータに第三者の認証局を通じた電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書とデータと併せて学校のパソコンに備えられたファイルに記録することが必要です（オンライン化通知法文科省令第6条第3項）。

すなわち、特定の学校が当該データを送付したことを証明する証明書（第三者認証局に発行してもらう）などの所定の手続きが必要となります。この場合の認証局としては、①公的認証局、②民間認証局、③私的認証局の3種類があります。①の公的認証局（LGPKI）は地方公共団体が利用するもので、LIGWAN¹⁵⁾に接続する必要があります。しかし、現在において各学校が接続できる仕組みにはなっていません。また、②民間認証局についても、電子証明書を取得する際と送付時にそれぞれ費用がかかります。このため、関係機関の間みで利用・保証できる認証局を教育委員会が個別に認ける（③私的認証局）ことで電子署名及び電子証明書を発行する手続きをとる例がみられます（熊本県教育委員会¹⁶⁾）。

¹³⁾ 行政機関等が電子署名を行ったものであることを確認するために用いられる事項がこれらの者に係る者であることを証明するために作成する電磁的記録をいう（オンライン化通知法文科省令第8条第2項）。

¹⁴⁾ 地方公共団体における組織認証基盤

¹⁵⁾ 聯合行政ネットワーク

¹⁶⁾ http://www.mext.go.jp/compendio/ta_menshi/education/detail/ta_ken/Pfile/detail/ta_ken/Pfile/detail/ta_ken/09_1.pdf#search=熊本県教育委員会%20署名文書 参照。

タで行えるものがあり、これを使うことによって、作業時間は大幅に削減される。これまでは、確定された成績データを通加表や指導要録に転記する作業だけでなく、多くの時間を要してきた。これがデータの自動転記により、作業時間がかりでなくデータの転記ミスも皆無となる。」としています。

また、平成 29 年 8 月 26 日「教育の情報化ビジョン（骨子）」においては、次のように強調し、クラウド・コンピュテーティング技術の活用も視野に入れているところです。

（校務の情報化に関する課題）

○ 校務の情報化については、ほとんどの教育委員会や学校において必要性が認識されており、既に校務支援システム等を導入している地方公共団体や学校もある。また、教育委員会や学校において、各学校における創意工夫に配慮しつつ、必要な教育情報をデジタル化、データベース化して共有することも有効であり、共有すべき教育情報の項目、様式、フォーマット等の標準化について検討することも考えられる。また、教育委員会等で学校情報セキュリティポリシーを策定することなどにより、組織的に情報セキュリティを確保することが重要である。

なお、学校に対する行政調査について、例えばオンライン化を図ることなどにより、効率化の促進に努めることも重要である。

○ さらに、費用対効果やセキュリティ等の観点を踏まえ、校務の情報化において、クラウド・コンピュテーティング技術を活用する可能性を検討することも考えられる。

このほか、高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部（IT 戦略本部）においては、高度情報通信ネットワーク社会の形成に関する施策の推進に向けての検討が行われています。本年 5 月には「新たな情報通信技術戦略」が、6 月にはその工程表が公表されたところです。教育委員会におかれましては、これらの取組をふまえ、長期的・包括的な校務全体の効率化についてもご検討ください。

¹⁹ データサービスやインターネット技術などがネットワーク上にあるサーバー側（クラウド）であり、ユーザーは今まで以上に自分のコンピュータやデータを加えて利用することなく、どこからでも、必要な時に、必要な機能だけ、を利用することができるとしている。新しいコンピュータネットワークの活用も、

参照案文

◆学校教育法施行規則（抄）

第 24 条 校長は、その学校在学中の児童等の指導要録（学校教育法施行令第 31 条に規定する児童等の学習及び健康の状況を記録した書類の原本をいう。以下同じ。）を作成しなければならない。

2 校長は、児童等が通学した場合には、その作成に係る当該児童等の指導要録の抄本又は写しを作成し、これを通学先の校長に送付しなければならない。

3 校長は、児童等が転学した場合には、その作成に係る当該児童等の指導要録の写しを作成し、その写し（転学してきた児童等については転学により送付を受けた指導要録の写しを含む。）及び前項の抄本又は写しを転学先の校長に送付しなければならない。

第 28 条 学校において備えなければならない表簿は、概ね次のとおりとする。

四 指導要録、その写し及び抄本並びに出席簿及び健康診断に関する表簿

2 前項の表簿（第 24 条第 2 項の抄本又は写しを除く。）は、別に定めるもののほか、5 年間保存しなければならない。ただし、指導要録及びその写しのうち入学、卒業等の学籍に関する記録については、その保存期間は、二十年間とする。

◆行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（抄） [オンライン化通知法]
（電子情報処理組織による処分通知等）

第 4 条 行政機関等は、処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の法令の規定により書面等により行うこととしているものについては、当該法令の規定にかかわらず、主務省令で定めるところにより、電子情報処理組織（行政機関等の使用に係る電子計算機と処分通知等を受け取る者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して行うことができる。

2 前項の規定により行われた処分通知等については、当該処分通知等を書面等により行うものとして規定した処分通知等に関する法令の規定に規定する書面等により行われたものとみなして、当該処分通知等に関する法令の規定を適用する。

3 第 1 項の規定により行われた処分通知等は、同項の処分通知等を受け取る者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該処分通知等を受け取る者に到達したものとみなす。

（電子的記録による作成等）

第 6 条 行政機関等は、作成等のうち当該作成等に関する他の法令の規定により書面等により行うこととしているものについては、当該法令の規定にかかわらず、主務省令で定めるところにより、書面等の作成等に代えて当該書面等に係る電子的記録の作成

等を行うことができる。

2. 前項の規定により行われた作成等については、当該作成等を書面等により行われるものとして規定した作成等に関する法令の規定に規定する書面等により行われたものとなして、当該作成等に関する法令の規定を適用する。

◆関係行政機関が所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（抄）【オンライン化選択式施行原則】
（電子情報処理組織による処分通知等）

第5条 行政機関等が、法第4条第1項の規定に基づき又は準じて、電子情報処理組織による申請等に対する催告の応答として処分通知等を行うときは、当該行政機関等が定めるところにより当該処分通知等を電子情報処理組織を使用して行うことができる。

2. 前項に規定する場合を除き、行政機関等は、処分通知等を受ける者が当該行政機関等が定めるところにより電子情報処理組織を使用して処分通知等を受けることを申し出たとき限り、当該処分通知等を電子情報処理組織を使用して行うことができる。

3. 行政機関等は、前二項の規定により処分通知等を電子情報処理組織を使用して行うときは、当該処分通知等につき規定した法令の規定において書面等に記録すべきこととされている事項を当該行政機関等の使用に係る電子計算機から入力し、当該処分通知等の情報を電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書当該処分通知等と併せて行政機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならぬ。ただし、処分通知等を受ける者が当該処分通知等を行った行政機関等を確認するための措置を行政機関等が別に定める場合は、本文に規定する措置に代えて当該措置を行わなければならない。

（電磁的記録による作成等）
第7条 行政機関等が、法第6条第1項の規定に基づき又は準じて作成等を行う場合においては、当該作成等に係る事項を当該行政機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）をもって調製する方法により作成等を行うものとする。

◆文部科学省関係の行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令（抄）【オンライン化選択式文科省令】
（電子情報処理組織による処分通知等）

第6条
2. 行政機関等は、前項に規定する場合のほか、処分通知等を行うときは、処分通知

等を受けるべき者が電子情報処理組織を使用した処分通知等を受けけることを行政機関等が定める方法により申し出したとき限り、当該処分通知等を電子情報処理組織を使用して行うことができる。

3. 前二項の規定により電子情報処理組織を使用して処分通知等を行うとする行政機関等は、当該処分通知等について規定した法令の規定において書面等に記録すべきこととされている事項を法第4条第1項に規定する行政機関等の使用に係る電子計算機から入力し、当該事項に係る情報を電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書当該処分通知等と併せて行政機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならぬ。

4. 処分通知等を受けるべき者が当該処分通知等をその使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録することが可能になった時から行政機関等の定める期間以内に記録しない場合その行政機関等が必要と認める場合は、行政機関等は、前項の規定にかかわらず、書面等により当該処分通知等を行うものとする。
（電磁的記録による作成）

第8条 行政機関等は、法第6条第1項の規定により電磁的記録の作成等を行うときは、当該作成等に係る情報を行政機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへ記録する方法又は磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）をもって記録する方法により行うものとする。

◆民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（抄）
【e-文書法】

（電磁的記録による保存）
第3条 民間事業者等は、保存のうち当該保存に関する他の法令の規定により書面により行われなければならないとされているもの（主務省令で定めるものに限る。）については、当該法令の規定にかかわらず、主務省令で定めるところにより、書面の保存に代えて当該書面に係る電磁的記録の保存を行うことができる。

2. 前項の規定により行われた保存については、当該保存を書面により行われなければならないとした保存に関する法令の規定に規定する書面により行われたものとみなして、当該保存に関する法令の規定を適用する。

（電磁的記録による作成）
第4条 民間事業者等は、作成のうち当該作成に関する他の法令の規定により書面により行われなければならないとされているもの（当該作成に係る書面又はその原本、謄本、抄本若しくは写しが法令の規定により保存をしなければならないとされているものであって、主務省令で定めるものに限る。）については、当該他の法令の規定にかかわらず、主務省令で定めるところにより、書面の作成に代えて当該書面に係る電磁的記録

の作成を行うことができる。

2. 前項の規定により行われた作成については、当該作成を書面により行われなければならないとした作成に関する法令の規定に規定する書面により行われたものとみなして、当該作成に関する法令の規定を適用する。

(電磁的記録による交付等)

第6条 民間事業者等は、交付等のうち当該交付等に關する他の法令の規定により書面により行われなければならないとされているもの（当該交付等に關する書面又はその原本、謄本、抄本若しくは写しが法令の規定により保存をしなければならないとされているものであって、主務省令で定めるものに限る。）については、当該他の法令の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面の交付等に代えて電磁的方法であつて主務省令で定めるものにより当該書面に關する電磁的記録に記録されている事項の交付等を行うことができる。

2. 前項の規定により行われた交付等については、当該交付等を書面により行われなければならないとした交付等に關する法令の規定に規定する書面により行われたものとみなして、当該交付等に關する法令の規定を適用する。

◆民間事業者が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に關する法律施行令(抄) [e-文書法施行令]

(電磁的記録に記録されている事項の電磁的方法による交付等の承諾等)

第2条 民間事業者等は、法第6条第1項の規定により同項に規定する事項の交付等を行うおとすときは、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、当該交付等の相手方に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

2. 前項の規定による承諾を得た民間事業者等は、同項の相手方から書面又は電磁的方法により電磁的方法による交付等を受けない旨の申出があつたときは、当該相手方に対し、法第6条第1項に規定する事項の交付等を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該相手方が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

◆文部科学省の所管する法令の規定により民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に關する省令(抄) [e-文書法文科省令]

(法第3条第1項の主務省令で定める保存)

第3条 法第3条第1項の主務省令で定める保存は、別表第一の上欄に掲げる法令の同表の下欄に掲げる規定に基づく書面の保存とする。

(電磁的記録による保存)

第4条 民間事業者等が、法第3条第1項の規定に基づき、別表第一の上欄に掲げる法令の同表の下欄に掲げる規定に基づく書面の保存に代えて当該書面に關する電磁的記録の保存を行う場合は、次に掲げる方法のいずれかにより行われなければならない。

一 作成された電磁的記録を民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物（以下「磁気ディスク等」という。）をもつて複製するファイルにより保存する方法

二 書面に記録されている事項をスキヤナ（これに準ずる画像読取装置を含む。）により読み取つてできた電磁的記録を民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもつて複製するファイルにより保存する方法

2. 民間事業者等が、前項第一号又は第二号の規定に基づく電磁的記録の保存を行う場合は、必要に応じ電磁的記録に記録された事項を出力することにより、直ちに明瞭かつ整然とした形式で民間事業者等の使用に係る電子計算機その他の機器に表示及び書き面を作成できる措置を講じなければならない。

(法第4条第1項の主務省令で定める作成)

第5条 法第4条第1項の主務省令で定める作成は、別表第二の上欄に掲げる法令の同表の下欄に掲げる規定に基づく書面の作成とする。

(電磁的記録による作成)

第6条 民間事業者等が、法第4条第1項の規定に基づき、別表第二の上欄に掲げる法令の同表の下欄に掲げる規定に基づく書面の作成に代えて当該書面に關する電磁的記録の作成を行う場合は、民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク等をもつて複製する方法により作成を行われなければならない。

(法第6条第1項の主務省令で定める交付等)

第10条 法第6条第1項の主務省令で定める交付等は、別表第四の上欄に掲げる法令の同表の下欄に掲げる規定に基づく書面の交付等とする。

(電磁的記録による交付等)

第11条 民間事業者等が、法第6条第1項の規定に基づき、別表第四の上欄に掲げる法令の同表の下欄に掲げる規定に基づく書面の交付等に代えて当該書面に關する電磁的記録に記録されている事項の交付等を行う場合は、次に掲げる方法により行われなければならない。

- 一 電子情報処理装置を使用する方法のうち又はは口に掲げるもの
- イ 民間事業者等の使用に係る電子計算機と交付等の相手方の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法
- ロ 民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された書面

に記載すべき事項を電気通信回線を通じて交付等の相手方の設置に供し、当該相手方の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該事項を記録する方法（法第6条第1項に規定する方法による交付等を受ける旨の承諾又は受け取らない旨の申出をする場合においては、民間事業者等の利用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

二 磁気ディスク等をもって複製するファイルに書面に記載すべき事項を記録したものを交付する方法

2. 前項に掲げる方法は、交付等の相手方がファイルへの記録を出力することによる書面を作成することができるものでなければならない。

（電磁的方法による交付等の承諾）

第12条 民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行令第2条第1項の規定により示すべき電磁的方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。

一 前条第一項に規定する方法のうち民間事業者等が使用するもの

二 ファイルへの記録の方法

別表第一（第3、4条関係）（抄）	法令名	条 項
	学校教育法施行規則	第28条
別表第二（第5条、6条関係）（抄）	法 令 名	条 項
	学校教育法施行規則	第24条
別表第四（第10条、第11条関係）（抄）	法 令 名	条 項
	学校教育法施行規則	第24条第2項及び第3項

◆電子署名及び認証業務に関する法律（抄）【電子署名法】

（定義）

第2条 この法律において「電子署名」とは、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式を他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう、以下同じ。）に記録することができる情報について行われる措置であつて、次の要件のいずれにも該当するものをいう。

- 一 当該情報が当該措置を行った者の作成に係るものであることを示すためのものであること。
- 二 当該情報について改変が行われていないかどうかを確認することができるものであること。

15 表簿・指導要録等の電子化に係る基本的な考え方等について

（平成24年3月29日、文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課教育課程課 事務連絡）

1. これまでの経緯

文部科学省では、これまで、指導要録の作成、保存及び送付を情報通信技術を活用して行うことが可能である旨を「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について（平成22年5月11日付け 22文科初第1号）」（以下「通知」という。）（※別紙1）において示すとともに、情報通信技術の活用の際の留意点などをまとめた「指導要録等の電子化に関する参考資料」（平成22年9月30日付け事務連絡）を作成し、送付しております。

その後、平成23年2月には、「学校教育の情報化に関する懇談会（文部科学副大臣決定）」の教員支援ワーキンググループにおいて、「指導要録等のICT化」等について留意すべき基本的な考え方等を整理した「検討のまとめ」（※別紙2）が取りまとめられました。これを受けて、文部科学省では、平成23年4月に教育の情報化に関する総合的な推進方策「教育の情報化ビジョン」（以下「ビジョン」という。）をまとめました。ビジョンでは、校務の情報化は、「教職員等学校関係者が必要な情報を共有することによりきめ細かな指導を可能とするとともに、校務の負担軽減を図り、教員が子どもたちと向き合う時間や教員同士が相互に授業展開等を吟味し合う時間を増加させ、ひいては、教育の質の向上と学校経営の改善に資するものである」とし、その推進を提言しています。

さらに、平成23年8月に高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部が決定した「情報通信技術利活用のための規制・制度改革に係る対処方針」（※別紙3）において、文部科学省は指導要録・表簿の電子化に当たり、基本的な考え方を整理し、学校設置者等に対して周知することとされました。

2. 本事務連絡の趣旨

このような状況を踏まえ、今回、表簿・指導要録、その写し及び抄本（以下「指導要録等」という。）の電子化に係る基本的な考え方等について、改めてお示しすることとしました。表簿・指導要録等の電子化を進めるに当たっては、以下に示す事項を含め、上記の提言等を参考にしながら、地域や学校の実情に応じて、また、個人情報保護条例等との整合性を図りつつ対応いただきますようお願いいたします。

なお、表簿・指導要録等の電子化に当たり、多様な漢字が使われている児童生徒の氏名の正確な表記をするため、コンピュータに標準搭載されていない文字への対応として、独立行政法人情報処理推進機構において戸籍統一文字や住民基本台帳ネットワークシステム統一文字から人名漢字等を中心に約6万の文字情報(IPAmj明朝フォント)を整備しております(※別紙4)ので、参考までにお知らせします。

これらのことについて、所管の学校に周知していただくとともに、都道府県教育委員会におかれては域内の市町村教育委員会に対しても周知していただくようお願いいたします。

(1) 表簿の電子化について

① 表簿の電子化及び電子化した表簿の備え方

学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第28条第1項の表簿については、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成14年 法律第151号)第6条及び民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成16年法律第149号)第3条の規定により、情報通信技術を利用して保存することは可能となっていること。

② 表簿の真正性・機密性の確保について

表簿を電子化する場合には、以下の事項にも留意する必要があること。

(a) 内容の真正性の確保のため、電子署名などを活用する手法、内容の機密性の確保のため、表簿のデータへのパスワード設定や暗号化する手法、又はそれらを組み合わせる手法など、様々なものが考えられること。

(b) あらかじめ学校におけるセキュリティポリシーに必要な事項を定め、教職員間で共有しておくことが重要であること。

(2) 指導要録等の電子化について

表簿の中でも特に指導要録等については、上記(1)に加え、以下に示す事項についても御留意願います。

① 項目の標準化の考え方

設置者等において指導要録等の電子化を進めるに当たっては、その効率的運用を図る観点から、上記通知に示した参考様式を基本とし、例えば、「観点」に学校独自の観点を追加する欄や「総合所見及び指導上参考となる諸事項」等を活用するなど、各学校の取組の特色を反映した記述が可能となるように項目を工夫しつつ、同一のシステムを共同して利用する学校においては基本的に同じ項目等を用いることが重要と考えられること。なお、現在、例えば、財団法人全国地域情報化推進協会(APPLIC)において、指導要録等の電子化の際の標準化に関する検討が進められており、こうした検討結果についてもまとも次第、情報提供する予定であること。

② 押印の取扱い

押印を省略して指導要録等を電子的に作成・送付・保存する場合は、従来の押印により担保されてきた校長の関与等、適正かつ組織的な手順を担保すること、また、送付の際は、学校(又は校長)名の電子署名を付すなど、一般の行政事務における取扱いなども踏まえつつ、文書の真正性を担保する手段を講じることが求められること。なお、国公立学校においては、指導要録等の送付時に第三者の認証局を通じた電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書をデータと併せて学校のパソコンに備えられたファイルに記録する必要があること(文部科学省関係の行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令(平成15年文部科学省令第9号)第6条第3項)。

③ 電子的に送付する文書のデータ形式の在り方

設置者の枠を越えて様式が異なる指導要録等を送付する際の課題を解消するため、他の設置者の設置する学校に指導要録の写しや抄本を電子的に送付する場合、当面の間、例えばPDF形式などのように環境に依存せず広くオリジナルの帳票のイメージをほぼ再現して見読可能な電子ファイルに変換して送付することを基本とすることが考えられること。あわせて、必要性があり共通して標準化できる項目については、例えばXML形式のようなデータ交換に適したファイル形式で送付することも考えられること。

なお、指導要録等を他の学校に送付する場合、事前に送付先の学校に送付方法及びそのファイル形式について連絡し、承諾を得ておく必要があること(文部科学省関係の行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令第6条第2項、民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行令第2条第1項及び第2項)。

④ ネットワーク環境や認証基盤の在り方

学校の校務処理のためのネットワークを整備する際は、送付する文書の真正性や機密性を確保するために、既存の「総合行政ネットワーク」(通称LGWAN)及び同ネットワーク上で提供されている「地方公共団体組織認証基盤」(通称LGPKI)のサービスの活用を検討していくことが重要と考えられること。

16 小・中学校等における病気療養児に対する同時双方向型授業配信を行った場合の指導要録上の出欠の取扱い等について (通知)

(平成30年9月20日、30文科初第837号、文部科学省初等中等教育局長 通知)

疾病による療養のため又は障害のため、相当の期間学校を欠席すると認められる児童生徒(以下「病気療養児」という。)に対する教育については、関係者においてその充実を図るための様々な取組が行われているところです。

この度、病気療養児に対する教育の一層の充実を図るため、小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程、特別支援学校小学部・中学部(以下「小・中学校等」という。)において、病院や自宅等で療養中の病気療養児に対し、インターネット等のメディアを利用してリアルタイムで授業を配信し、同時かつ双方向的にやりとりを行った場合(以下「同時双方向型授業配信」という。)の指導要録上の出欠の取扱い等については、下記によることとしましたので、適切に対応されるようお願いいたします。

また、各都道府県教育委員会におかれては所管の学校及び域内の指定都市を除く市町村教育委員会に対して、各指定都市教育委員会におかれては所管の学校に対して、各都道府県知事及び構造改革特別区域法(平成14年法律第189号)第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の長におかれては所轄の学校及び学校法人等に対して、附属学校を置く各国公立大学法人の長におかれては管下の学校に対して、このことを十分周知願います。

記

第1 趣旨

小・中学校等では、病院や自宅等で療養中の病気療養児に対する学習支援として同時双方向型授業配信やそれを通じた他の児童生徒との交流を行っている場合があり、それにより病気療養児の教育機会の確保や学習意欲の維持・向上、学習や学校生活に関する不安感が解消されることによる円滑な復学につながるなどの効果が見られている。このような状況を踏まえ、病気療養児に対する教育の一層の充実を図るため、小・中学校等において同時双方向型授業配信を行った場合、校長は、指導要録上出席扱いとすることができることとするものである。

第2 指導要録上の取扱い等

小・中学校等において、当該学校に在籍する病院や自宅等で療養中の病気療養児に対し、受信側に教科等に応じた相当の免許状を有する教師を配置せずに同時双方向型授業配信を行った場合、校長は、指導要録上出席扱いとすること及びその成果を当該教科等の評価に反映することができることとする。なお、同時双方向型授業配信を行うに当たっては、学校教育法(昭和22年法律第26号)、学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)、小・中学校の設置基準及び学習指導要領等の関係法令の規定に留意して行う必要があること。特に、以下のような事項に留意すること。

- (1) 教育職員免許法(昭和24年法律第147号)の規定を踏まえ、配信側の教師は、当該病気療養児が在籍する学校の教師の身分を有する者であり、中学校等においては同時双方向型授業配信を行う教科等に応じた相当の免許状を有する者である必要があること。
- (2) 配信側及び受信側で同時に授業を受ける一学級の児童生徒の合計数は、小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程にあつては、小学校設置基準(平成14年文部科学省令第14号)第4条及び中学校設置基準(平成14年文部科学省令第15号)第4条の規定を踏まえ、原則として40人以下とすること。特別支援学校の小・中学部にあつては、学校教育法施行規則第120条第2項の規定を踏まえ、視覚障害者又は聴覚障害者である児童生徒に対する教育を行う学級では原則として10人以下を、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者(身体虚弱者を含む。)である児童生徒に対する教育を行う学級では原則として15人以下を標準とすること。

- (3) 教室等で授業を受ける場合と同様、教科用図書や教材については、学校教育法第34条（同法第49条、第49条の8、第70条第1項、第82条において準用する場合を含む。）の規定や「学校における補助教材の適切な取扱いについて」（平成27年3月4日付け26文科初第1257号文部科学省初等中等教育局長通知）等に基づき、適切に対応すること。なお、小・中学校等のうち、特別支援学級及び特別支援学校の小・中学部にあっては、同法附則第9条の規定にも留意すること。

第3 留意事項

本取扱いに当たっての留意事項は、以下のとおりであること。

- 1 本取扱いにおける病気療養児に該当するか否かの判断は、疾病や障害に関する医師等の専門家による診断書や、文部科学省が就学事務の参考資料として作成し配布している「教育支援資料」に示された障害種ごとの障害の状態等を基に、文部科学省が平成26年度に実施した長期入院児童生徒に対する教育支援に関する実態調査で示された年間延べ30日以上欠席という定義を一つの参考としつつ、小・中学校等又はその管理機関が行うこと。
- 2 受信側は、学校と保護者が連携・協力し、病気療養児の状態等を踏まえ、体調の管理や緊急時に適切な対応を行うことができる体制を整えること。受信側で当該対応を行う者としては、例えば、保護者自身、保護者や教育委員会等が契約する医療・福祉関係者等が考えられること。
- 3 同時双方向型授業配信を行うに当たっては、以下のような事項について配慮すること。
 - (1) 教師と病気療養児が、互いにやりとりを行うこと。なお、病気療養児の状態等を踏まえ、音声や文字のみによるやりとりも可能であること。
 - (2) 病気療養児の教師に対する質問の機会を確保すること。
 - (3) 画面では黒板の文字が見づらい等の状況が予想される場合には、あらかじめ病気療養児にプリント教材等を準備するなどの工夫をすること。
 - (4) 病気療養児が同時双方向型授業配信に係るシステムを利用するに当たって必要な支援を行うこと。
 - (5) 病気療養児の体調の変化等に留意し、同時双方向型授業配信を行うことが適当でないと考えられる場合には、直ちに中止できるようにすること。
- 4 配信側の教室等において実施している授業を配信する場合だけでなく、配信を行う場所には教師だけがいて、授業を受けている児童生徒がいない場合も同時双方向型授業配信に含まれること。
- 5 同時双方向型授業配信と併せて、教師が定期的に病気療養児を訪問することにより、その学習や生活の状況を把握し、適切な指導や必要な支援を行うことが望ましいこと。なお、病気療養児の状態等により訪問することが難しい場合は、インターネット等のメディアを利用して行うことも考えられること。
- 6 本取扱いにおける病気療養児に対する同時双方向型授業配信は、原則として「学校の管理下」ではなく、独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成14年法律第162号）による災害共済給付の対象とならないが、独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令（平成15年政令第369号）で定める「学校の管理下」の範囲において、学校が受信側に教職員や教育委員会等が契約する医療・福祉関係者などの安全管理を行う者を配置することにより、病気療養児が、当該校の指示、監督の下で同時双方向型授業配信を受けていると認められる場合は、給付の対象になり得るため、具体の事例については必要に応じて独立行政法人日本スポーツ振興センターに照会されたいこと。
- 7 このほか、高等学校段階におけるインターネット等のメディアを利用した授業等については、「学校教育法施行規則の一部を改正する省令の施行等について」（平成27年4月24日付け27文科初第289号文部科学省初等中等教育局長通知）及び「特別支援学校高等部学習指導要領解説の一部改訂について」（平成27年4月24日付け27文科初第195号文部科学省初等中等教育局長通知）を、病気療養児に対する教育については、「病気療養児の教育について」（平成6年12月21日付け文初特第294号文部科学省初等中等教育局長通知）及び「病気療養児に対する教育の充実について」（平成25年3月4日付け24初特支第20号文部科学省初等中等教育局特別支援教育課長通知）を参照すること。

特に、入院等により特別支援学校等に一時転学等している児童生徒に対し、復学を見据えた支援を行うことは重要であり、入院等の前に通学していた学校が転学先の特別支援学校等と連携し、交流及び共同学習などの取組を行うことは有効であると考えられること。

第4 指導要録における記載等

- 1 本通知に沿って病気療養児に対する同時双方向型授業配信を行い、指導要録上出席扱い等とする場合は、指導要録の様式2（指導に関する記録）の「出欠の記録」において出席扱いとすることができること。その際、出席日数の内数として出席扱いとした日数及び病気療養中の授業配信によることを記入すること。
- 2 その他、指導要録における記載等については、引き続き、「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について」（平成22年5月11日付け22文科初第1号文部科学省初等中等教育局長通知）及び「学習指導要領の一部改正に伴う小学校、中学校及び特別支援学校小学部・中学部における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について」（平成28年7月29日付け28文科初第604号文部科学省初等中等教育局長通知）によるところとすること。

17 外国人の子どもの就学機会の確保に当たっての留意点について（通知）

（平成24年7月5日、24文科初第388号、文部科学省初等中等教育局長 通知）

平成21年7月15日に住民基本台帳の一部を改正する法律（平成21年法律第77号）及び出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱したもの等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成21年法律第79号）が公布され、平成24年7月9日より施行されることとなりました。これにより、現行の外国人登録制度は廃止され、新たに在留カードの交付対象者となる外国人住民（3月を超える中長期在留者）や、特別永住者については、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の対象となり、住民票が作成されることとなります。

我が国に居住する外国人の子どもに対する就学案内の徹底や就学手続時の居住地確認方法の弾力化については、「外国人児童生徒教育の充実について」（平成18年6月22日付け18文科初第368号初等中等教育局長通知）（別添1参照）において周知しているところですが、貴職におかれては、上記の改正法の施行も踏まえ、下記の点に留意し、引き続き外国人の子どもの就学機会の確保に一層努められるようお願いいたします。また、各都道府県教育委員会においては、域内の市町村教育委員会に対して、この趣旨を徹底されるようお願いいたします。

記

1. 就学案内等の徹底

外国人の子どもが義務教育諸学校への入学の機会を逸することのないよう、その保護者に対し、従来の外国人登録原票等に代わり、住民基本台帳の情報に基づいて、公立義務教育諸学校への入学手続等を記載した就学案内を通知すること。

また、市町村又は都道府県が発行している広報誌、市町村又は都道府県のホームページ等を利用し、外国人の子どもの就学について広報することにより、就学機会が適切に確保されるように努めること。

なお、学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第1条第2項に規定する学齢簿の編製については、学齢児童生徒等が対象であり、日本国籍を有しない外国人の子どもについては、引き続き学齢簿を編製する必要があるものの、子どもの就学機会の確保の点から、外国人の子どもについても、住民基本台帳等の情報に基づいて学齢簿に準じるものを作成するなど、適正な情報管理に努めること。

2. 外国人関係行政機関との連携の促進

外国人の子どもの就学機会を確保する観点から、市町村の住民基本台帳担当部署や福祉担当部署、公共職業安定所（ハローワーク）等との連携を図りつつ、外国人の保護者に適切な情報提供を行うこと。例えば、関係行政機関において、市町村教育委員会で就学案内を行っている旨の伝達や、就学ガイドブックの備付け等の協力を求めることが考えられる。

なお、「被仮放免者情報の市町村への通知について」（平成24年5月15日付け法務省入国管理局警備課長事務連絡）（別添2参照）において周知されたとおり、仮放免された者の情報が市町村に通知されることから、仮放免された者の情報の中に、就学年齢の外国人の子どもが含まれる場合は、各担当部局と連携の上、必要に応じて就学案内等を行うこと。

3. 就学手続時の居住地等確認方法

就学手続時の居住地等の確認については、従来の外国人登録証明書に代わり、在留カード又は特別永住者

証明書による確認を行うこと。

なお、出入国管理に関する手続などにおいて、外国人登録証明書についても、一定期間は在留カード等とみなされることとなっているので、当該有効期間中は、在留カード等の代替となり得ること。(別添3参照。)

仮に、在留カード等の提示がない場合であっても、一定の信頼が得られると判断できる書類により、居住地等の確認を行うなど、柔軟な対応を行うこと。

18 学習指導要領の一部改正に伴う小学校、中学校及び特別支援学校小学部・中学部における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について(通知)

(平成28年7月29日, 28文科初第604号, 文部科学省初等中等教育局長 通知)

平成27年3月27日付け26文科初第1339号「学校教育法施行規則の一部を改正する省令の制定, 小学校学習指導要領の一部を改正する告示, 中学校学習指導要領の一部を改正する告示及び特別支援学校小学部・中学部学習指導要領の一部を改正する告示の公示並びに移行措置等について(通知)」でお知らせしたとおり, 平成27年3月に, 学校教育法施行規則及び小学校学習指導要領, 中学校学習指導要領, 特別支援学校小学部・中学部学習指導要領(以下「小・中学校学習指導要領等」という。)の一部改正が行われ, 従来の「道徳の時間」が新たに「特別の教科 道徳」(以下「道徳科」という。)として位置づけられました。

道徳科の評価の在り方については, 文部科学省において「道徳教育に係る評価等の在り方に関する専門家会議」(以下「専門家会議」という。)を設けて平成27年6月から検討を行い, 本年7月22日に報告を受けたところです。

文部科学省においては, 専門家会議の報告を受け, 各学校における道徳科の学習評価が円滑に行われるとともに, 各設置者による指導要録の様式の決定や各学校における指導要録の作成の参考となるよう, 学習評価を行うに当たっての配慮事項, 指導要録に記載する事項及び各学校における指導要録の作成に当たっての配慮事項等を下記のとおり取りまとめました。

については, 下記に示す学習評価を行うに当たっての配慮事項等について十分に御了知の上, 各都道府県教育委員会におかれては, 所管の学校及び域内の市町村教育委員会に対し, 各指定都市教育委員会におかれては, 所管の学校に対し, 各都道府県知事及び構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の長におかれては, 所轄の学校及び学校法人等に対し, 国立大学長におかれては, その管下の学校に対して, 本報告の趣旨も踏まえ, 指導要録の様式が適切に設定され, 新しい道徳科に対応した学習指導と学習評価が行われるよう, これらの十分な周知及び必要な指導等をお願いします。その際, 入学者選抜を行う高校学校等に対しても, 遺漏なく周知下さいますようお願いいたします。

記

1 道徳科の学習評価に関する基本的な考え方について

道徳科の評価を行うに当たっては, 小・中学校学習指導要領等第3章の児童生徒の「学習状況や道徳性に係る成長の様子を継続的に把握し, 指導に生かすよう努める必要がある。ただし, 数値などによる評価は行わないものとする」との規定の趣旨や, 「道徳に係る教育課程の改善等について(答申)」(平成26年10月21日中央教育審議会)の「道徳性の評価の基盤には, 教員と児童生徒との人格的な触れ合いによる共感的な理解が存在することが重要」であり, 道徳性の評価は「児童生徒が自らの成長を実感し, 更に意欲的に取り組もうとするきっかけとなるような評価を目指すべき」との評価に当たっての考え方等を十分に踏まえる必要がある。

具体的には以下の点に留意し, 学習活動における児童生徒の「学習状況や道徳性に係る成長の様子」を, 観点別評価ではなく個人内評価として丁寧に見取り, 記述で表現することが適切である。

- (1) 児童生徒の人格そのものに働きかけ, 道徳性を養うことを目標とする道徳科の評価としては, 育むべき資質・能力を観点別に分節し, 学習状況を分析的に捉えることは妥当ではないこと。
- (2) このため, 道徳科については, 「道徳的諸価値についての理解を基に, 自己を見つめ, 物事を(広い視野から)多面的・多角的に考え, 自己(人間として)の生き方についての考えを深める」という学習活動における児童生徒の具体的な取組状況を, 一定のまとまりの中で, 児童生徒が学習の見通しをもって振り

返る場を適切に設定しつ見取ることが求められること。

- (3) 他の児童生徒との比較による評価ではなく、児童生徒がいか成長したかを積極的に受け止めて認め、励ます個人内評価として記述式で行うこと。
- (4) 個々の内容項目ごとではなく、大きくくりなまとまりを踏まえた評価とすること。
- (5) その際、特に道徳教育の質的転換を図るといふ今回の道徳の特別教科化の趣旨を踏まえれば、特に、学習活動において児童生徒がより多面的・多角的な見方へと発展しているか、道徳的価値の理解を自分自身との関わりの中で深めているかといった点を重視することが求められること。

2 多様な指導方法の確立や評価の工夫・改善について

別添の専門家会議の報告を踏まえ、多様な指導方法の確立や評価の工夫・改善に向けて積極的に取り組むことが求められること。

3 小学校、中学校及び特別支援学校小学部・中学部の指導要録について

道徳科については、児童生徒の学習状況や道徳性に係る成長の様子について、特に顕著と認められる具体的な状況等について記述による評価を行うこと。

4 入学者選抜における取扱について

道徳科における学習状況や道徳性に係る成長の把握については、

- ・児童生徒の人格そのものに働きかけ、道徳性を養うという道徳科の目標に照らし、その児童生徒がいか成長したかを積極的に受け止め、励ます観点から行うものであり、個人内評価であるとの趣旨がより強く要請されること。
- ・児童生徒自身が、入学者選抜や調査書などを気にすることなく、真正面から自分のこととして道徳的価値に多面的・多角的に向き合うことこそ道徳教育の質的転換の目的であることから、「各教科の評定」や「出欠の記録」、「行動の記録」、「総合所見及び指導上参考となる諸事項」などとは基本的な性格が異なるものであり、調査書に記載せず、入学者選抜の可否判定に活用することのないようにすること。

5 発達障害等のある児童生徒への必要な配慮について

- (1) 道徳科の指導に当たっては、児童生徒の障害による学習上の困難さ、集中することや継続的に行動をコントロールすることの困難さ、他人との社会的関係を形成することの困難さなどの状況ごとに、指導上の必要な配慮を行うこと。こうした配慮を継続的に行うことができるよう、個別の指導計画等に指導上の必要な配慮を記載することが考えられること。
- (2) 評価を行うに当たっても、困難さの状況ごとの配慮が必要であり、前述のような配慮を伴った指導を行った結果として、相手の意見を取り入れつつ自分の考えを深めているかなど、児童生徒が多角的・多面的な見方へ発展させていたり道徳的価値を自分のこととして捉えていたりしているかを丁寧に見取る必要があること。

6 その他

本通知に記載するところのほか、児童生徒の評価等の在り方については、引き続き、平成22年5月11日付け22文科初第1号「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について（通知）」によるところとする。

19 小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について（通知）

（平成31年3月29日、30文科初第1845号、文部科学省初等中等教育局長 通知）

この度、中央教育審議会初等中等教育分科会教育課程部会において、「児童生徒の学習評価の在り方について（報告）」（平成31年1月21日）（以下「報告」という。）がとりまとめられました。

報告においては、新学習指導要領の下での学習評価の重要性を踏まえた上で、その基本的な考え方や具体的な改善の方向性についてまとめられています。

文部科学省においては、報告を受け、新学習指導要領の下での学習評価が適切に行われるとともに、各設置者による指導要録の様式の決定や各学校における指導要録の作成の参考となるよう、学習評価を行うに当たっての配慮事項、指導要録に記載する事項及び各学校における指導要録作成に当たっての配慮事項等を別紙1～

5及び参考様式のとおりまとめました。

ついては、下記に示す学習評価を行うに当たっての配慮事項及び指導要録に記載する事項の見直しの要点並びに別紙について十分に御了知の上、各都道府県教育委員会におかれては、所管の学校及び域内の市区町村教育委員会に対し、各指定都市教育委員会におかれては、所管の学校に対し、各都道府県知事及び小中高等学校を設置する学校設置会社を所轄する構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の長におかれては、所轄の学校及び学校法人等に対し、附属学校を置く各国公立大学長におかれては、その管下の学校に対し、新学習指導要領の下で、報告の趣旨を踏まえた学習指導及び学習評価並びに指導要録の様式の設定等が適切に行われるよう、これらの十分な周知及び必要な指導等をお願いします。さらに、幼稚園、特別支援学校幼稚園、保育所及び幼保連携型認定こども園（以下「幼稚園等」という。）と小学校（義務教育学校の前期課程を含む。以下同じ。）及び特別支援学校小学部との緊密な連携を図る観点から、幼稚園等においてもこの通知の趣旨の理解が図られるようお願いします。

なお、平成22年5月11日付け22文科初第1号「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について」のうち、小学校及び特別支援学校小学部に関する部分は2020年3月31日をもって、中学校（義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む。以下同じ。）及び特別支援学校中学部に関する部分は2021年3月31日をもって廃止することとし、また高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。以下同じ。）及び特別支援学校高等部に関する部分は2022年4月1日以降に高等学校及び特別支援学校高等部に入学する生徒（編入学による場合を除く。）について順次廃止することとします。

なお、本通知に記載するところのほか、小学校、中学校及び特別支援学校小学部・中学部における特別の教科である道徳（以下「道徳科」という。）の学習評価等については、引き続き平成28年7月29日付け28文科初第604号「学習指導要領の一部改正に伴う小学校、中学校及び特別支援学校小学部・中学部における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について」によるところとし、特別支援学校（知的障害）高等部における道徳科の学習評価等については、同通知に準ずるものとします。

記

1. 学習評価についての基本的な考え方

(1) カリキュラム・マネジメントの一環としての指導と評価

「学習指導」と「学習評価」は学校の教育活動の根幹であり、教育課程に基づいて組織的かつ計画的に教育活動の質の向上を図る「カリキュラム・マネジメント」の中核的な役割を担っていること。

(2) 主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善と評価

指導と評価の一体化の観点から、新学習指導要領で重視している「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善を通して各教科等における資質・能力を確実に育成する上で、学習評価は重要な役割を担っていること。

(3) 学習評価について指摘されている課題

学習評価の現状としては、(1)及び(2)で述べたような教育課程の改善や授業改善の一連の過程に学習評価を適切に位置付けた学校運営の取組がなされる一方で、例えば、学校や教師の状況によっては、

- ・ 学期末や学年末などの事後での評価に終始してしまうことが多く、評価の結果が児童生徒の具体的な学習改善につながっていない、
 - ・ 現行の「関心・意欲・態度」の観点について、挙手の回数や毎時間ノートをとっているかなど、性格や行動面の傾向が一時的に表出された場面を捉える評価であるような誤解が払拭しきれていない、
 - ・ 教師によって評価の方針が異なり、学習改善につなげにくい、
 - ・ 教師が評価のための「記録」に労力を割かれて、指導に注力できない、
 - ・ 相当な労力をかけて記述した指導要録が、次の学年や学校段階において十分に活用されていない、
- といった課題が指摘されていること。

(4) 学習評価の改善の基本的な方向性

(3)で述べた課題に応えるとともに、学校における働き方改革が喫緊の課題となっていることも踏まえ、次の基本的な考え方に立って、学習評価を真に意味のあるものとするのが重要であること。

- 【1】 児童生徒の学習改善につながるものにしていくこと
- 【2】 教師の指導改善につながるものにしていくこと

【3】 これまで慣行として行われてきたことでも、必要性・妥当性が認められないものは見直していくこと

これに基づく主な改善点は次項以降に示すところによること。

2. 学習評価の主な改善点について

- (1) 各教科等の目標及び内容を「知識及び技能」, 「思考力, 判断力, 表現力等」, 「学びに向かう力, 人間性等」の資質・能力の三つの柱で再整理した新学習指導要領の下での指導と評価の一体化を推進する観点から, 観点別学習状況の評価の観点についても, これらの資質・能力に関わる「知識・技能」, 「思考・判断・表現」, 「主体的に学習に取り組む態度」の3観点到整理して示し, 設置者において, これに基づく適切な観点を設定することとしたこと。その際, 「学びに向かう力, 人間性等」については, 「主体的に学習に取り組む態度」として観点別学習状況の評価を通じて見取ることができる部分と観点別学習状況の評価にはなじまず, 個人内評価等を通じて見取る部分があることに留意する必要があることを明確にしたこと。
- (2) 「主体的に学習に取り組む態度」については, 各教科等の観点的趣旨に照らし, 知識及び技能を獲得したり, 思考力, 判断力, 表現力等を身に付けたりすることに向けた粘り強い取組の中で, 自らの学習を調整しようとしているかどうかを含めて評価することとしたこと（各教科等の観点的趣旨は, 本通知の別紙4及び別紙5に示している）。
- (3) 学習評価の結果の活用の際には, 各教科等の児童生徒の学習状況を観点別に捉え, 各教科等における学習状況を分析的に把握することが可能な観点別学習状況の評価と, 各教科等の児童生徒の学習状況を総合的に捉え, 教育課程全体における各教科等の学習状況を把握することが可能な評定の双方の特長を踏まえつつ, その後の指導の改善等を図ることが重要であることを明確にしたこと。
- (4) 特に高等学校及び特別支援学校（視覚障害, 聴覚障害, 肢体不自由又は病弱）高等部における各教科・科目の評価について, 学習状況を分析的に捉える観点別学習状況の評価と, これらを総合的に捉える評定の両方について, 学習指導要領に示す各教科・科目の目標に基づき学校が地域や生徒の実態に即して定めた当該教科・科目の目標や内容に照らし, その実現状況を評価する, 目標に準拠した評価として実施することを明確にしたこと。

3. 指導要録の主な改善点について

指導要録の改善点は以下に示すほか, 別紙1から別紙3まで及び参考様式に示すとおりであること。設置者や各学校においては, それらを参考に指導要録の様式の設定や作成に当たることが求められること。

- (1) 小学校及び特別支援学校（視覚障害, 聴覚障害, 肢体不自由又は病弱）小学部における「外国語活動の記録」については, 従来, 観点別に設けていた文章記述欄を一本化した上で, 評価の観点到即して, 児童の学習状況に顕著な事項がある場合にその特徴を記入することとしたこと。
- (2) 高等学校及び特別支援学校（視覚障害, 聴覚障害, 肢体不自由又は病弱）高等部における「各教科・科目等の学習の記録」については, 観点別学習状況の評価を充実する観点から, 各教科・科目の観点別学習状況を記載することとしたこと。
- (3) 高等学校及び特別支援学校（視覚障害, 聴覚障害, 肢体不自由又は病弱）高等部における「特別活動の記録」については, 教師の勤務負担軽減を図り, 観点別学習状況の評価を充実する観点から, 文章記述を改め, 各学校が設定した観点を記入した上で, 各活動・学校行事ごとに, 評価の観点到照らして十分満足できる活動の状況にあると判断される場合に, ○印を記入することとしたこと。
- (4) 特別支援学校（知的障害）各教科については, 特別支援学校の新学習指導要領において, 小・中・高等学校等との学びの連続性を重視する観点から小・中・高等学校の各教科と同様に育成を目指す資質・能力の三つの柱で目標及び内容が整理されたことを踏まえ, その学習評価においても観点別学習状況を踏まえて文章記述を行うこととしたこと。
- (5) 教師の勤務負担軽減の観点から, 【1】「総合所見及び指導上参考となる諸事項」については, 要点を箇条書きとするなど, その記載事項を必要最小限にとどめるとともに, 【2】通級による指導を受けている児童生徒について, 個別の指導計画を作成しており, 通級による指導に関して記載すべき事項が当該指

導計画に記載されている場合には、その写しを指導要録の様式に添付することをもって指導要録への記入に替えることも可能とするなど、その記述の簡素化を図ることとしたこと。

4. 学習評価の円滑な実施に向けた取組について

- (1) 各学校においては、教師の勤務負担軽減を図りながら学習評価の妥当性や信頼性が高められるよう、学校全体としての組織的かつ計画的な取組を行うことが重要であること。具体的には、例えば以下の取組が考えられること
 - ・ 評価規準や評価方法を事前に教師同士で検討し明確化することや評価に関する実践事例を蓄積し共有すること。
 - ・ 評価結果の検討等を通じて評価に関する教師の力量の向上を図ること。
 - ・ 教務主任や研究主任を中心として学年会や教科等部会等の校内組織を活用すること。
- (2) 学習評価については、日々の授業の中で児童生徒の学習状況を適宜把握して指導の改善に生かすことに重点を置くことが重要であること。したがって観点別学習状況の評価の記録に用いる評価については、毎回の授業ではなく原則として単元や題材など内容や時間のまとまりごとに、それぞれの実現状況を把握できる段階で行うなど、その場面を精選することが重要であること。
- (3) 観点別学習状況の評価になじまず個人内評価の対象となるものについては、児童生徒が学習したことの意義や価値を実感できるよう、日々の教育活動等の中で児童生徒に伝えることが重要であること。特に「学びに向かう力、人間性等」のうち「感性や思いやり」など児童生徒一人一人のよい点や可能性、進歩の状況などを積極的に評価し児童生徒に伝えることが重要であること。
- (4) 言語能力、情報活用能力や問題発見・解決能力など教科等横断的な視点で育成を目指すこととされた資質・能力は、各教科等における「知識・技能」、「思考・判断・表現」、「主体的に学習に取り組む態度」の評価に反映することとし、各教科等の学習の文脈の中で、これらの資質・能力が横断的に育成・発揮されることが重要であること。
- (5) 学習評価の方針を事前に児童生徒と共有する場面を必要に応じて設けることは、学習評価の妥当性や信頼性を高めるとともに、児童生徒自身に学習の見通しをもたせる上で重要であること。その際、児童生徒の発達の段階等を踏まえ、適切な工夫が求められること。
- (6) 全国学力・学習状況調査や高校生のための学びの基礎診断の認定を受けた測定ツールなどの外部試験や検定等の結果は、児童生徒の学習状況を把握するために用いることで、教師が自らの評価を補完したり、必要に応じて修正したりしていく上で重要であること。

このような外部試験や検定等の結果の利用に際しては、それらが学習指導要領に示す目標に準拠したものでない場合や、学習指導要領に示す各教科の内容を網羅的に扱うものではない場合があることから、これらの結果は教師が行う学習評価の補完材料であることに十分留意が必要であること。

- (7) 法令に基づく文書である指導要録について、書面の作成、保存、送付を情報通信技術を用いて行うことは現行の制度上も可能であり、その活用を通して指導要録等に係る事務の改善を推進することが重要であること。特に、統合型校務支援システムの整備により文章記述欄などの記載事項が共通する指導要録といわゆる通知表のデータの連動を図ることは教師の勤務負担軽減に不可欠であり、設置者等においては統合型校務支援システムの導入を積極的に推進すること。仮に統合型校務支援システムの整備が直ちに困難な場合であっても、校務用端末を利用して指導要録等に係る事務を電磁的に処理することも効率的であること。

これらの方法によらない場合であっても、域内の学校が定めるいわゆる通知表の記載事項が、当該学校の設置者が様式を定める指導要録の「指導に関する記録」に記載する事項を全て満たす場合には、設置者の判断により、指導要録の様式を通知表の様式と共通のものとすることが現行の制度上も可能であること。その際、例えば次のような工夫が考えられるが、様式を共通のものとする際には、指導要録と通知表のそれぞれの役割を踏まえることも重要であること。

- ・ 通知表に、学期ごとの学習評価の結果の記録に加え、年度末の評価結果を追記することとすること。
- ・ 通知表の文章記述の評価について、指導要録と同様に、学期ごとにはなく年間を通じた学習状況をまとめて記載することとすること。
- ・ 指導要録の「指導に関する記録」の様式を、通知表と同様に学年ごとに記録する様式とすること。

- (8) 今後、国においても学習評価の参考となる資料を作成することとしているが、都道府県教育委員会等においても、学習評価に関する研究を進め、学習評価に関する参考となる資料を示すとともに、具体的な事例の収集・提示を行うことが重要であること。特に高等学校については、今般の指導要録の改善において、観点別学習状況の評価が一層重視されたこと等を踏まえ、教員研修の充実など学習評価の改善に向けた取組に一層、重点を置くことが求められること。国が作成する高等学校の参考資料についても、例えば、定期考査や実技など現在の高等学校で取り組んでいる学習評価の場面で活用可能な事例を盛り込むなど、高等学校の実態や教師の勤務負担軽減に配慮しつつ学習評価の充実を図ることを可能とする内容とする予定であること。

5. 学習評価の改善を受けた高等学校入学者選抜、大学入学者選抜の改善について

「1. 学習評価についての基本的な考え方」に示すとおり、学習評価は、学習や指導の改善を目的として行われているものであり、入学者選抜に用いることを一義的な目的として行われるものではないこと。したがって、学習評価の結果を入学者選抜に用いる際には、このような学習評価の特性を踏まえつつ適切に行うことが重要であること。

(1) 高等学校入学者選抜の改善について

報告を踏まえ、高等学校及びその設置者において今般の学習評価の改善を受けた入学者選抜の在り方について検討を行う際には、以下に留意すること。

- ・ 新学習指導要領の趣旨を踏まえた各高等学校の教育目標の実現に向け、入学者選抜の質的改善を図るため、改めて入学者選抜の方針や選抜方法の組合せ、調査書の利用方法、学力検査の内容等について見直すこと。
- ・ 調査書の利用に当たっては、そのねらいを明らかにし、学力検査の成績との比重や、学年ごとの学習評価の重み付け等について検討すること。例えば都道府県教育委員会等において、所管の高等学校に一律の比重で調査書の利用を義務付けているような場合には、各高等学校の入学者選抜の方針に基づいた適切な調査書の利用となるよう改善を図ること。
- ・ 入学者選抜の改善に当たっては、新学習指導要領の趣旨等も踏まえつつ、学校における働き方改革の観点から、調査書の作成のために中学校の教職員に過重な負担がかかったり、生徒の主体的な学習活動に悪影響を及ぼしたりすることのないよう、入学者選抜のために必要な情報の整理や市区町村教育委員会及び中学校等との情報共有・連携を図ること。

(2) 大学入学者選抜の改善について

国においては新高等学校学習指導要領の下で学んだ生徒に係る「2025年度大学入学者選抜実施要項」の内容について2021年度に予告することとしており、予告に向けた検討に際しては、報告及び本通知の趣旨を踏まえ以下に留意して検討を行う予定であること。

- ・ 各大学において、特に学校外で行う多様な活動については、調査書に過度に依存することなく、それぞれのアドミッション・ポリシーに基づいて、生徒一人一人の多面的・多角的な評価が行われるよう、各学校が作成する調査書や志願者本人の記載する資料、申告等を適切に組み合わせるなどの利用方法を検討すること。
- ・ 学校における働き方改革の観点から、指導要録を基に作成される調査書についても、観点別学習状況の評価の活用を含めて、入学者選抜で必要となる情報を整理した上で検討すること。

20 感染症や災害の発生等の非常時にやむを得ず学校に登校できない児童生徒の学習指導について (通知) (令和3年2月19日, 2文科初第1733号, 文部科学省初等中等教育局長 通知)

各設置者及び学校等におきまして、今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大への対応を含め、児童生徒の学習機会の確保・充実に御尽力いただいていることに対し、感謝申し上げます。

さて、平成31年4月の「新しい時代の初等中等教育の在り方について」の諮問を受け、令和3年1月26日に中央教育審議会において「令和の日本型学校教育」の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出

す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～（答申）」が取りまとめられました。同答申においては、「令和の日本型学校教育」の構築に向けた今後の方向性」として「感染症や災害の発生等乗り越えて学びを保障する」が示されるとともに、災害や感染症等の発生などの緊急時にも教育活動の継続を可能とするために ICT の活用が極めて大きな役割を果たしうるとされています。そして、感染症や自然災害等により、臨時休業等が行われるなど、児童生徒等がやむを得ず登校できない場合においても、児童生徒等の学びの保障を着実に実施するため、制度的な措置等について検討・整理することが必要であるとされています。

また、令和2年12月22日に規制改革推進会議において取りまとめられた「当面の規制改革の実施事項」において、災害を含めた非常時に、対面授業に相当する効果が得られるとされる状況であれば、オンラインを活用した教育を実施した場合に、特例の授業として認めるとされたところです。

これらを踏まえ、この度、小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）、中学校（義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む。）全日制・定時制課程の高等学校、特別支援学校（幼稚部を除く。）において、非常時（本通知において、学校保健安全法第19条による出席停止や第20条による臨時休業の対象となっている感染症の予防のため又は学校教育法施行規則第63条に規定する非常変災その他急迫の事情によるものをいう。）に臨時休業又は出席停止等（非常変災等児童生徒又は保護者の責任に帰すことのできない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた場合を含む。）により、やむを得ず学校に登校できない児童生徒に対する学習指導について、下記のとおりまとめましたのでお知らせします。

なお、「新型コロナウイルス感染症対策のための臨時休業等に伴い学校に登校できない児童生徒の学習指導について」（令和2年4月10日付け2文科初第87号初等中等教育局長通知）については本通知をもって廃止し、今後は本通知によることとします。

本件につきまして、各都道府県教育委員会におかれては所管の学校及び域内の市区町村教育委員会に対し、各指定都市教育委員会におかれては所管の学校に対し、各都道府県知事及び小中高等学校を設置する学校設置会社を所轄する構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の長におかれては所轄の学校及び学校法人等に対し、附属学校を置く各国公立大学長におかれてはその管下の学校に対し、周知くださいますようお願いいたします。

記

1. 平常時からの準備

学校教育は教師と児童生徒との関わり合いや児童生徒同士の関わり合い等を通じて行われるものであること。学校においてはこのことを踏まえ、非常時に臨時休業又は出席停止等により児童生徒がやむを得ず学校に登校できない場合であっても、児童生徒の学習の機会を確保することができるよう、平常時から非常時を想定した備えをしておくことが重要であること。具体的には、例えば、学校外での学習を含む児童生徒の学習習慣の確立など学びに向かう力の育成を図ることや、各学校が持っている教育課程の編成・実施に関する裁量を明確にし、学校や地域の実態に応じて責任を持って柔軟に判断できるようにするなどカリキュラム・マネジメントの充実・強化を図ること、学校と児童生徒・保護者及び地域の関係者との関係の強化など学校・家庭・地域が一体となった学校運営を展開すること等が重要であること。また、非常時に登校できない児童生徒が発生した際の学習指導に関し、あらかじめ可能な対応策等について、地域や学校、児童生徒の実情等を踏まえて検討を行い、保護者等の理解を得ておくなどの取組も必要であること。

学校教育活動の継続に当たっては、ICTの活用が大きな役割を果たしうるものであることから、平常時から積極的なICT環境の整備とその活用を推進するとともに、非常時を想定して、例えば端末や通信環境が整っていない場合には学校に整備された端末やルータ等の貸出し・持ち帰りを積極的に行えるようにしておくこと、自宅等からの接続を試行しておくことなど、自宅等においてもICTを活用して学習を継続できるような環境を積極的に整えることが重要であること。

2. 非常時にやむを得ず学校に登校できない児童生徒に対する学習指導

(1) 基本的な考え方

感染症や災害の発生等の非常時においても、当該感染症や災害等の状況に応じて、地域や学校、児童生徒の実情等を踏まえながら、まずは学校において可能な限り感染リスクを低減させ、あるいは安全を確保した上で、学校運営の方針について保護者の理解を得ながら、早期に教育活動を再開させ、児童生徒が登

校して学習できるようにすることが重要であること。

同時に、非常時に臨時休業又は出席停止等によりやむを得ず学校に登校できない児童生徒に対しては、学習に著しい遅れが生じることのないようにするとともに、規則正しい生活習慣を維持し、学校と児童生徒との関係を継続することが重要であること。このため、感染症や災害等の状況に応じて、地域や学校、児童生徒の実情等を踏まえながら、学校において必要な措置を講じること。特に非常時において、一定の期間児童生徒がやむを得ず学校に登校できない場合などには、例えば同時双方向型のウェブ会議システムを活用するなどして、指導計画等を踏まえた教師による学習指導と学習状況の把握を行うことが重要であること。

学習指導を行う際には、感染症や災害等の状況に応じて、地域や学校、児童生徒の実情等を踏まえながら、主たる教材である教科書に基づいて指導するとともに、教科書と併用できる教材等（例えばデジタル又はアナログの教材、オンデマンド動画、テレビ放送等）を組み合わせたり、ICT環境を活用したりして指導することが重要であること。また、課題を配信する際には児童生徒の発達の段階や学習の状況を踏まえ、適切な内容や量となるよう留意すること。

家庭の事情等により特に配慮を要する児童生徒に対しては、ICT環境の整備のため特段の配慮措置を講じたり、地域における学習支援の取組の利用を促したり、特別に登校させたりするなどの対応をとることが必要であること。

(2) 自宅等における学習の取扱い

非常時に臨時休業又は出席停止等によりやむを得ず学校に登校できない児童生徒に対して、指導計画等を踏まえながら、教師による学習指導を行う際には、日々その状況を適宜把握し、児童生徒の学習の改善や教師の指導改善に生かすことが重要であること。また、学習の状況や成果は学校における学習評価に反映することができること。

非常時に臨時休業又は出席停止等によりやむを得ず学校に登校できない児童生徒に対して行われた教師による学習指導が以下の要件を満たしており、児童生徒の学習状況及び成果を確認した結果、十分な学習内容の定着が見られ、再度指導する必要がないものと校長が判断したときには、当該内容を再度学校における対面指導で取り扱わないこととすることができること。

<要件>

- ① 教科等の指導計画に照らして適切に位置付くものであること。
- ② 教師が児童生徒の学習状況及び成果を適切に把握することが可能であること。

この場合、学級全体の学習状況及び成果に鑑み再度授業において取り扱わないこととする場合であって、一部の児童生徒への学習内容の定着が不十分である場合には、別途、個別に補習を実施するなどの必要な措置を講じること。

(3) 指導要録上の取扱い

非常時に臨時休業又は出席停止等によりやむを得ず学校に登校できない児童生徒については、従前から指導要録上の出欠の扱いにおいて、登校できなかった日数は「欠席日数」としては記録しないこととされているため留意すること。

その上で、非常時に臨時休業又は出席停止等によりやむを得ず学校に登校できない児童生徒について、以下の方法によるオンラインを活用した学習の指導（オンラインを活用した特例の授業）を実施したと校長が認める場合には、指導要録の「指導に関する記録」の別記として、本通知の別紙1から別紙4までに示す記載することが適当な事項に留意しながら、非常時にオンラインを活用して実施した特例の授業等の記録について学年ごとに作成すること。

- ① 同時双方向型のオンラインを活用した学習指導
- ② 課題の配信・提出、教師による質疑応答及び児童生徒同士の意見交換をオンラインを活用して実施する学習指導（オンデマンド動画を併用して行う学習指導等を含む）

なお、オンラインを活用した特例の授業は非常時のやむを得ない場合の対応であり、登校再開後の学校での学習への円滑な接続に資するよう行われることが重要であること。

このことに関し、小学校及び中学校並びに特別支援学校小学部及び中学部に関する「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について」（平成31年

3月29日30文科初第1845号初等中等教育局長通知。以下「平成31年改善等通知」という。)別紙1及び別紙2に、それぞれ本通知の別紙1及び別紙2のとおり記載の事項を追加し、令和3年4月1日からこれによるところとすること。

また、高等学校及び特別支援学校高等部に関する「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について」(平成22年5月11日22文科初第1号初等中等教育局長通知。以下「平成22年改善等通知」という。)別紙3に本通知の別紙4のとおり記載の事項を追加し、令和3年4月1日からこれによるところとするとともに、平成31年改善等通知別紙3に本通知の別紙3のとおり記載の事項を追加し、令和4年4月1日以降に高等学校及び特別支援学校高等部に入学する生徒(編入学による場合を除く。)について、これによるところとすること。

ただし、特段の事情がある場合はこの限りでないこと。また、設置者の判断により、令和3年4月1日より前から指導要録に記載する事項を本通知を踏まえて追加することは妨げられないこと。

3. 登校再開後の対応並びに各学年の課程の修了及び卒業の認定等

児童生徒が登校可能となった時点で、対面により学習状況を把握し、必要に応じて、教育課程内での補充のための授業や教育課程に位置付けない補習等の措置を講じること。その際、児童生徒や教職員の負担にも配慮すること。

なお、非常時に臨時休業を行い、学校教育法施行規則に定める標準授業時数を踏まえて編成した教育課程の授業時数を下回った場合、そのことのみをもって学校教育法施行規則に反するものとはされないこと。また、高等学校及び特別支援学校高等部において、非常時に臨時休業を行い、学習指導要領に定める標準(35単位時間の授業を1単位として計算)を踏まえて編成した教育課程の単位時間数を下回った場合であっても、弾力的に対処し、単位の修得の認定を行うことができること。

また、非常時にやむを得ず学校に登校できない状況にあった児童生徒について、各学年の課程の修了又は卒業の認定に当たっては、弾力的に対処し、進級・進学等に不利益が生じないように配慮すること。

別紙1 小学校及び特別支援学校小学部の指導要録に記載する事項等に追加する事項

「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について」(平成31年3月29日30文科初第1845号初等中等教育局長通知)別紙1小学校及び特別支援学校小学部の指導要録に記載する事項等中「II 指導に関する記録」に以下を加える。

別記 非常時にオンラインを活用して実施した特例の授業等の記録

以下の事項を記入する。

(1) 児童が登校できない事由

感染症や災害の発生等の児童がやむを得ず学校に登校できなかった事由を記入する。

(2) オンラインを活用した特例の授業

非常時に臨時休業又は出席停止等によりやむを得ず学校に登校できない児童について、以下の方法によるオンラインを活用した学習の指導(オンラインを活用した特例の授業)を実施したと校長が認める場合には、①から③までの事項を記入する。

- ・同時双方向型のオンラインを活用した学習指導
- ・課題の配信・提出、教師による質疑応答及び児童同士の意見交換をオンラインを活用して実施する学習指導(オンデマンド動画を併用して行う学習指導等を含む)

① 実施日数

オンラインを活用した特例の授業の実施日数を記入する。

② 参加日数

オンラインを活用した特例の授業への参加日数を記入する。学校の臨時休業中のオンラインを活用した特例の授業を実施している日に、家庭の事情等により学校に登校して参加する児童についても、オンライ

ンを活用した特例の授業への参加日数として記入する。

③ 実施方法等

オンラインを活用した特例の授業の実施方法等を簡潔に記入する。

(3) その他の学習等

必要に応じて、オンラインを活用した特例の授業以外に 非常時に臨時休業又は出席停止等によりやむを得ず学校に登校できなかった児童が行った学習その他の特記事項等について記入する。

別紙2 中学校及び特別支援学校中学部の指導要録に記載する事項等に追加する事項

「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について」（平成31年3月29日30文科初第1845号初等中等教育局長通知）別紙2 中学校及び特別支援学校中学部の指導要録に記載する事項等中「II 指導に関する記録」に以下を加える。

別記 非常時にオンラインを活用して実施した特例の授業等の記録

以下の事項を記入する。

(1) 生徒に登校できない事由

感染症や災害の発生等の生徒がやむを得ず学校に登校できなかった事由を記入する。

(2) オンラインを活用した特例の授業

非常時に臨時休業又は出席停止等によりやむを得ず学校に登校できない児童について、以下の方法によるオンラインを活用した学習の指導（オンラインを活用した特例の授業）を実施したと校長が認める場合には、①から③までの事項を記入する。

- ・同時双方向型のオンラインを活用した学習指導
- ・課題の配信・提出，教師による質疑応答及び生徒同士の意見交換をオンラインを活用して実施する学習指導（オンデマンド動画を併用して行う学習指導等を含む）

① 実施日数

オンラインを活用した特例の授業の実施日数を記入する。

② 参加日数

オンラインを活用した特例の授業への参加日数を記入する。学校の臨時休業中のオンラインを活用した特例の授業を実施している日に、家庭の事情等により学校に登校して参加する生徒についても、オンラインを活用した特例の授業への参加日数として記入する。

③ 実施方法等

オンラインを活用した特例の授業の実施方法等を簡潔に記入する。

(3) その他の学習等

必要に応じて、オンラインを活用した特例の授業以外に、非常時に臨時休業又は出席停止等によりやむを得ず学校に登校できなかった生徒が行った学習その他の特記事項等について記入する。

[参考] 文部科学省ホームページ「新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する対応について 教育活動の実施等に関するQ&A」より抜粋

問1 臨時休業期間において、指導要録の「出欠の記録」にはどのように記載すればよいか。

- 令和2年4月1日以降の小学校等については、平成31年3月29日の通知「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について」に示す通り、中学校等及び高等学校等については、平成22年5月11日の通知「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について」に示す通り、学校保健安全法第20条に基づき、学校

の全部を臨時休業とした場合には、授業日数には含まないものとして記録を行うようにしてください。

- また、学校の一部を臨時休業とし、授業日としての登校日を設けることも可能ですが、その場合における出欠の取扱いについては、
 - ・ 学年の全部を休業とした場合（例. 学年ごとに登校日を分けた場合）、その日数は授業日数に含めない
 - ・ 学年の一部を休業とした場合（例. 学年の中で学級ごとに登校日を分けた場合や、学級を複数のグループに分割し登校日を分けた場合）、その日数は授業日数に含まれ、授業のある児童生徒については出欠を記録するとともに、授業のない児童生徒については「出席停止・忌引等の日数」として記録することとさせていただきます。

問2 令和3年2月19日付け初等中等教育局長通知「感染症や災害の発生等の非常時にやむを得ず学校に登校できない児童生徒の学習指導について」においては、非常時に臨時休業又は出席停止等によりやむを得ず学校に登校できない児童生徒に対して行われた学習指導の内容について、一定の要件の下で再度学校で指導しなくてもよいものとするできるとされているが、具体的にはどのような場合が考えられるのか。

- 令和3年2月19日付け初等中等教育局長通知「感染症や災害の発生等の非常時にやむを得ず学校に登校できない児童生徒の学習指導について」では、非常時に臨時休業又は出席停止等によりやむを得ず学校に登校できない児童生徒に対して行われた教師による学習指導が一定の要件を満たしており、児童生徒の学習状況及び成果を確認した結果、十分な学習内容の定着が見られ、再度指導する必要がないものと校長が判断したときには、当該内容を再度学校における対面指導で取り扱わないこととすることができるとしています。
- 要件としては、
 - ① 教師による学習指導が教科等の指導計画に適切に位置付くものであること
 - ② 教師が児童生徒の学習状況及び成果を適切に把握することが可能であることをお示ししています。
- また、一部の児童生徒への学習内容の定着が不十分である場合には、別途、個別に補習を実施するなどの必要な措置を講じることを求めることにより、全ての児童生徒の学習の機会を保障するためのきめ細かい取組を各学校に対してお願いしているところです。

問3 上記措置をとる場合において、授業時数の扱いはどうなるのか。

- 今般の措置は、非常時に臨時休業又は出席停止等によりやむを得ず学校に登校できない児童生徒に対する教師による学習指導の内容について、一定の要件を満たしており、かつ児童生徒の学習状況・成果が確認でき、十分な学習内容の定着が見られる場合に、再度学校における授業で当該内容を取り扱わないことができるとするものであり、その学習時間を授業時数に含めて扱うものではありません。
- ただし、非常時に臨時休業を行い、学校教育法施行規則に定める標準授業時数を踏まえて編成した教育課程の授業時数を下回った場合、そのことのみをもって学校教育法施行規則に反するものとはされません。
- また、令和3年2月19日付け初等中等教育局長通知「感染症や災害の発生等の非常時にやむを得ず学校に登校できない児童生徒の学習指導について」では、令和3年度から、非常時に臨時休業又は出席停止等によりやむを得ず学校に登校できない児童生徒について、以下の①又は②の方法により、オンラインを活用した学習の指導（オンラインを活用した特例の授業）を実施したと校長が認める場合には、指導要録の指導に関する記録の別記として、非常時にオンラインを活用して実施した特例の授業等の記録について学年ごとに作

成することとしています。

- ① 同時双方向型のオンラインを活用した学習指導
- ② 課題の配信・提出、教師による質疑応答及び児童生徒同士の意見交換をオンラインを活用して実施する学習指導（オンデマンド動画を併用して行う学習指導等を含む）

問4 新型コロナウイルス感染症の影響によりやむを得ず学校に登校できない児童生徒に対し、オンラインを活用した指導を行った場合、指導要録上どのように記録すべきか。

- 新型コロナウイルス感染症の影響によりやむを得ず学校に登校できない児童生徒については、指導要録の「出欠の記録」において、「欠席日数」としては記録しないこととしており、その詳細については、「教育活動の実施等に関するQ&A【指導要録・学習評価に関すること】」問1及び問1-2をご確認ください。
- その上で、令和3年2月19日付け初等中等教育局長通知「感染症や災害の発生等の非常時にやむを得ず学校に登校できない児童生徒の学習指導について」では、令和3年度から、非常時に臨時休業又は出席停止等によりやむを得ず学校に登校できない児童生徒について、以下の①又は②の方法によるオンラインを活用した学習の指導（オンラインを活用した特例の授業）を実施したと校長が認める場合には、指導要録の指導に関する記録の別記として、非常時にオンラインを活用して実施した特例の授業等の記録について学年ごとに作成することとしています。
 - ① 同時双方向型のオンラインを活用した学習指導
 - ② 課題の配信・提出、教師による質疑応答及び児童生徒同士の意見交換をオンラインを活用して実施する学習指導（オンデマンド動画を併用して行う学習指導等を含む）

問5 オンラインを活用した特例の授業等について、いつから指導要録に記録する必要があるのか。

- 非常時に臨時休業又は出席停止等によりやむを得ず学校に登校できない児童生徒について、オンラインを活用した特例の授業を実施したと校長が認める場合、原則として、令和3年4月1日以降、指導要録の指導に関する記録の別記として記録する必要があります。
- ただし、校務支援システム等を利用して指導要録を作成している学校において、システムの更新が間に合わないなど、特段の事情がある場合は、この限りではありません。
- なお、校務支援システム等を利用して指導要録を作成している学校において、システムの更新が行われるまでの間に児童生徒の転学等により指導要録を作成する必要性が生じた場合、表計算ソフトを使用して様式を作成するなど、可能な範囲で必要な対応をしていただくことも考えられます。
- また、設置者の判断により、令和3年4月1日より前から指導要録に記載する事項を追加することは、妨げられるものではありません。

【参考文献】

- ・ 小学校児童指導要録・中学校生徒指導要録の手引（栃木県教育委員会 H22. 12）
- ・ 学校管理運営問答集第17集（栃木県連合教育会 H26. 3）
- ・ 学校管理運営問答集第18集（栃木県教育委員会事務局教職員課 H30. 3）
- ・ 教育関係職員必携30（栃木県教育委員会編集 H30. 9）
- ・ 栃木県高等学校生徒指導要録の手引（栃木県教育委員会 H25. 1）
- ・ 特別支援学校の小学校児童指導要録・中学部生徒指導要録の手引（栃木県教育委員会 H23. 2）
- ・ 特別支援学級及び通級による指導 教育課程編成の手引（栃木県教育委員会 H31. 2）
- ・ 改訂版就学事務ハンドブック（就学事務研究会編 第一法規 H5. 11）
- ・ 「就学事務Q&A」，「指導要録に関連して文部科学省が発出した主な通知等」（文部科学省HP）

〈 表紙の写真 〉

県花：ヤシオツツジ 県木：トチノキ 県獣：カモンシカ 県鳥：オオルリ